

## 令和2年（第3回）山鹿市議会6月定例会

### 会期日程表

日次	月 日	曜 日	本 会 議	委 員 会
1	5月25日	月	開会・提案理由説明	
2	5月26日	火	休 会	
3	5月27日	水		
4	5月28日	木		
5	5月29日	金	休会（発言通告締切 午後5時まで）	
6	5月30日	（土）	休 会	
7	5月31日	（日）		
8	6月1日	月		
9	6月2日	火		
10	6月3日	水	質疑・一般質問	
11	6月4日	木	質疑・一般質問・委員会付託	
12	6月5日	金	休 会	建設経済
13	6月6日	（土）		
14	6月7日	（日）		
15	6月8日	月		市民福祉
16	6月9日	火		総務文教
17	6月10日	水		
18	6月11日	木		議会運営
19	6月12日	金		委員長報告・討論・採決・閉会

# 令和2年（第3回）山鹿市議会6月定例会

## 目 次

第1号（5月25日）	頁
1. 議事日程	3
2. 本日の会議に付した事件	4
3. 出席議員	4
4. 説明のため出席した者	5
5. 事務局職員出席者	5
6. 日程第1 会議録署名議員の指名	7
7. 日程第2 会期の決定	7
8. 日程第3 議案第38号	8
9. 提案理由の説明	8
(1) 議案第38号（木下総務部長）	8
10. 質 疑	10
(1) 富田 弘海君質疑	10
○中嶋市長答弁	11
(2) 富田 弘海君質疑	13
(3) 芋生 よしや君質疑	13
○佐藤福祉部長答弁	15
○瀬口教育部長答弁	16
(4) 芋生 よしや君質疑	17
○佐藤福祉部長答弁	17
(5) 横手 啓介君質疑	17
○早田経済部長答弁	18
(6) 横手 啓介君質疑	19
○早田経済部長答弁	20
(7) 横手 啓介君質疑	20
○早田経済部長答弁	20
(8) 横手 啓介君質疑	20
11. 討 論	21
12. 採 決	21
13. 日程第4 議案第39号～議案第58号	

報告第 2 号～報告第 4 号	21
14. 提案理由の説明	22
(1) 議案第39号 (梅崎市民部長)	22
(2) 議案第40号 (梅崎市民部長)	22
(3) 議案第41号 (梅崎市民部長)	22
(4) 議案第42号 (梅崎市民部長)	23
(5) 議案第43号 (梅崎市民部長)	23
(6) 議案第44号 (木下総務部長)	24
(7) 議案第45号 (佐藤福祉部長)	24
(8) 議案第46号 (佐藤福祉部長)	24
(9) 議案第47号 (佐藤福祉部長)	25
(10) 議案第48号 (早田経済部長)	25
(11) 議案第49号 (瀬口教育部長)	25
(12) 議案第50号 (瀬口教育部長)	25
(13) 議案第51号 (佐藤福祉部長)	26
(14) 議案第52号 (佐藤福祉部長)	26
(15) 議案第53号 (瀬口教育部長)	26
(16) 議案第54号 (梅崎市民部長)	27
(17) 議案第55号 (池田副市長)	27
(18) 議案第56号 (池田副市長)	27
(19) 議案第57号 (池田副市長)	27
(20) 議案第58号 (池田副市長)	28
(21) 報告第 2 号 (木下総務部長)	28
(22) 報告第 3 号 (佐藤福祉部長)	28
(23) 報告第 4 号 (古江建設部長)	28
15. 散 会	29

## 第 2 号 ( 6 月 3 日 )

1. 議事日程	33
2. 本日の会議に付した事件	34
3. 出席議員	34
4. 説明のため出席した者	35
5. 事務局職員出席者	35
6. 日程第 1 質疑・一般質問	36

(1) 富田 弘海君一般質問	36
○木下総務部長答弁	36
(2) 富田 弘海君一般質問	37
○中嶋市長答弁	38
(3) 富田 弘海君一般質問	39
○佐藤福祉部長答弁	39
(4) 富田 弘海君一般質問	40
(5) 服部 香代君一般質問	41
○木下総務部長答弁	42
(6) 服部 香代君一般質問	43
○木下総務部長答弁	44
(7) 服部 香代君一般質問	44
○若杉教育部首席教育審議員答弁	46
(8) 服部 香代君一般質問	48
○早田経済部長答弁	49
(9) 服部 香代君一般質問	50
○瀬口教育部長答弁	51
(10) 服部 香代君一般質問	51
○瀬口教育部長答弁	52
(11) 服部 香代君一般質問	53
○瀬口教育部長答弁	54
(12) 服部 香代君一般質問	54
(13) 横手 啓介君一般質問	55
○梅崎市民部長答弁	56
(14) 横手 啓介君一般質問	57
(15) 北原 昭三君一般質問	58
○佐藤福祉部長答弁	58
○若杉教育部首席教育審議員答弁	59
(16) 北原 昭三君一般質問	59
○佐藤福祉部長答弁	60
○若杉教育部首席教育審議員答弁	61
(17) 北原 昭三君一般質問	62
○瀬口教育部長答弁	62
(18) 北原 昭三君一般質問	63

○瀬口教育部長答弁	64
(19) 北原 昭三君一般質問	65
○瀬口教育部長答弁	65
(20) 北原 昭三君一般質問	66
○瀬口教育部長答弁	67
(21) 北原 昭三君一般質問	68
○瀬口教育部長答弁	68
(22) 北原 昭三君一般質問	68
○古江建設部長答弁	69
(23) 北原 昭三君一般質問	70
○古江建設部長答弁	70
(24) 北原 昭三君一般質問	71
○古江建設部長答弁	71
(25) 北原 昭三君一般質問	72
(26) 勢田 昭一君一般質問	72
○木下総務部長答弁	73
(27) 勢田 昭一君一般質問	74
○梅崎市民部長答弁	75
(28) 勢田 昭一君一般質問	75
○梅崎市民部長答弁	76
(29) 勢田 昭一君一般質問	76
○梅崎市民部長答弁	77
(30) 勢田 昭一君一般質問	77
○瀬口教育部長答弁	78
(31) 勢田 昭一君一般質問	78
○瀬口教育部長答弁	79
(32) 勢田 昭一君一般質問	79
○瀬口教育部長答弁	80
(33) 勢田 昭一君一般質問	80
○瀬口教育部長答弁	81
(34) 勢田 昭一君一般質問	82
7. 散 会	82

1. 議事日程	85
2. 本日の会議に付した事件	86
3. 出席議員	86
4. 説明のため出席した者	86
5. 事務局職員出席者	87
6. 日程第1 質疑・一般質問	88
(1) 芹川 正美君一般質問	88
○早田経済部長答弁	89
(2) 芹川 正美君一般質問	90
○早田経済部長答弁	91
(3) 芹川 正美君一般質問	92
○早田経済部長答弁	93
(4) 芹川 正美君一般質問	94
(5) 芋生 よしや君一般質問	94
○木下総務部長答弁	95
(6) 芋生 よしや君一般質問	96
○木下総務部長答弁	96
(7) 芋生 よしや君一般質問	97
○早田経済部長答弁	98
(8) 芋生 よしや君一般質問	99
○佐藤福祉部長答弁	100
(9) 芋生 よしや君一般質問	101
○佐藤福祉部長答弁	102
(10) 芋生 よしや君一般質問	103
○若杉教育部首席教育審議員答弁	104
(11) 芋生 よしや君一般質問	105
○佐藤福祉部長答弁	105
(12) 芋生 よしや君一般質問	105
○佐藤福祉部長答弁	106
(13) 芋生 よしや君一般質問	106
○佐藤福祉部長答弁	107
(14) 芋生 よしや君一般質問	108
○中嶋市長答弁	109
(15) 芋生 よしや君一般質問	109

(16) 有働 辰喜君一般質問	110
○瀬口教育部長答弁	111
(17) 有働 辰喜君一般質問	111
○瀬口教育部長答弁	112
(18) 有働 辰喜君一般質問	112
○瀬口教育部長答弁	113
(19) 有働 辰喜君一般質問	114
○瀬口教育部長答弁	114
(20) 有働 辰喜君一般質問	115
○瀬口教育部長答弁	116
(21) 有働 辰喜君一般質問	117
○瀬口教育部長答弁	117
(22) 有働 辰喜君一般質問	118
○瀬口教育部長答弁	119
(23) 有働 辰喜君一般質問	119
○瀬口教育部長答弁	120
(24) 有働 辰喜君一般質問	121
○瀬口教育部長答弁	121
(25) 有働 辰喜君一般質問	122
○瀬口教育部長答弁	124
(26) 有働 辰喜君一般質問	124
(27) 立山 大二朗君一般質問	125
○若杉教育部首席教育審議員答弁	126
(28) 立山 大二朗君一般質問	127
○木下総務部長答弁	130
(29) 立山 大二朗君一般質問	132
7. 日程第2 委員会付託	134
8. 散会	134

#### 第4号（6月12日）

1. 議事日程	137
2. 本日の会議に付した事件	138
3. 出席議員	139
4. 説明のため出席した者	139

5. 事務局職員出席者	140
6. 日程第1 表彰状の伝達	141
7. 日程第2 議案第39号～議案第58号 陳情第11号～陳情第12号	142
8. 各常任委員長の報告	143
(1) 建設経済常任委員長報告	143
(2) 市民福祉常任委員長報告	143
(3) 総務文教常任委員長報告	144
9. 質 疑	145
10. 討 論	145
(1) 芋生 よしや君討論	146
11. 採 決	149
12. 日程追加 日程第3 議案第59号～議案第61号	151
13. 提案理由の説明	152
(1) 議案第59号 (木下総務部長)	152
(2) 議案第60号 (永田市民医療センター事務部長)	153
(3) 議案第61号 (木下総務部長)	154
14. 質 疑	155
(1) 芋生 よしや君質疑	155
○木下総務部長答弁	156
○早田経済部長答弁	156
○永田市民医療センター事務部長答弁	157
(2) 芋生 よしや君質疑	158
○永田市民医療センター事務部長答弁	158
(3) 芋生 よしや君質疑	158
15. 討 論	159
16. 採 決	159
17. 閉 会	160



5月25日(月曜日)

# 令和2年（第3回）山鹿市議会6月定例会会議録

## 議 事 日 程（第1号）

令和2年5月25日（月曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第38号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第2号）  
質 疑  
討 論  
採 決
- 第4 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて  
（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて  
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて  
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて  
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて  
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第1号））
- 議案第45号 山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第46号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 山鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例
- 議案第50号 山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 財産の譲渡について

- 議案第54号 固定資産評価員の選任について  
 議案第55号 稲田財産区管理委員の選任について  
 議案第56号 人権擁護委員の推薦について  
 議案第57号 人権擁護委員の推薦について  
 議案第58号 人権擁護委員の推薦について  
 報告第2号 令和元年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しの報告について  
 報告第3号 令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について  
 報告第4号 令和元年度山鹿市下水道事業会計予算繰越しの報告について

○

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○

出席議員（19名）

1番	立山	大二朗	君
2番	小川	榮二	君
3番	芋生	よしや	君
4番	勢田	昭一	君
5番	有働	辰喜	君
6番	服部	香代	君
7番	富田	弘海	君
8番	永田	健	君
9番	富丸	洋一郎	君
11番	北原	昭三	君
12番	芹川	正美	君
13番	藤原	豊	君
14番	平井	邦廣	君
15番	吉本	政幸	君
16番	池田	誠一	君
17番	堀	茂幸	君
18番	永田	紘二	君
19番	横手	啓介	君
20番	寺崎	勇児	君

○

説明のため出席した者

市 長	中 嶋 憲 正 君
副 市 長	池 田 永 実 君
教 育 長	堀 田 浩 一 郎 君
総 務 部 長	木 下 実 君
市 民 部 長	梅 崎 康 二 君
福 祉 部 長	佐 藤 ア キ 君
経 済 部 長	早 田 順 二 君
経 済 部 首 席 審 議 員	大 林 秀 樹 君
建 設 部 長	古 江 光 拓 君
教 育 部 長	瀬 口 慎 哉 君
市 民 医 療 セ ン タ ー 事 務 部 長	永 田 臣 司 君
消 防 本 部 消 防 長	中 原 茂 昭 君

○

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	渡 邊 義 明 君
局 長 補 佐 兼 議 事 係 長	中 村 武 志 君
書 記	高 木 善 彦 君

○

午前10時00分 開会

○

○議長（永田 健君）

ただいまから令和2年（第3回）山鹿市議会6月定例会を開会いたします。

会議に先立ち、市長から挨拶の申し出がっておりますので、これを許可いたします。中嶋市長。

[市長 中嶋 憲正君 登壇]

○市長（中嶋 憲正君）

皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和2年6月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼を申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症、言うまでもなく、戦後最大の危機、国難であります。そのような中で、昼夜を問わず、今も医療・介護の最前線で、みずからの感染リスクを顧みず、命と向き合っておられる方々に心から感謝を申し上げます。そして、外出自粛や学校の臨時休校など、生活に大きな負担を強いられた市民の皆様お一人お一人に対しましても、感染防止にしっかりと取り組んでいただいていること、深く感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、4月16日に緊急事態宣言が全国に発令され、不要不急の外出自粛や事業者への休業要請が行われたところです。それを機に、本市におきましても新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、情報の収集、分析、そして行動計画を策定し、感染防止に全力で取り組んでまいりました。結果、本市では一人の感染者も発生することなく、5月14日には熊本県を含む39県、5月21日には関西圏（3府県）において緊急事態宣言の解除が行われたところです。

しかしながら、一方では地域経済が大きく疲弊しております。特に本市の基幹産業であります観光産業、飲食業、小売業を中心に、大きな影響が出ております。事業者関係者の皆様におかれましては、非常に苦しい思いをされております。また、学校の休校等により、子供たちは学校で勉強ができない、大好きな友達に会えないなど、非常に寂しい思いをさせております。感染症の収束が見通せない現状において、まずは疲弊した経済を一刻も早く回復させ、そして学校に子供たちの笑顔を取り戻すため全力で取り組んでまいります。

これらのことから、今回の補正予算は緊急経済対策、子育てや学校の休校等、市民生活に対する支援策を基本として編成しております。

その緊急対策の基本的な考え方につきましては、①経済と暮らし、②医療・福

祉、③教育・子育て、④感染拡大防止の4つの枠組みをもって施策を組み立てております。

施策を取りまとめるに当たりましては、地元経済団体、各事業所、医師会等、各方面の皆様と協議を重ね、そして議会からいただきました貴重なご意見・ご要望も踏まえ、取りまとめた次第であります。

そして、このたびの議案第38号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第2号）につきましては、議会のご配慮をいただき、この後、早速、先議を行っていただくことになっておりますが、議決をいただきましたならば、市民、そして事業者の皆様にも1日でも早く支援が行き渡るよう、スピード感をもって取り組んでまいります。

最後に、この感染症については、一定の期間、感染拡大と収束を繰り返すとの専門家の見解もあります。長期間の対応が必要となると言われております。今後とも、感染拡大防止に最大限取り組みながら、社会経済活動の安定と回復に向けて、時間軸を十分意識しながら、迅速果断に対応してまいります。

本定例会においてご審議いただきます議案は、議案第38号のほか、条例11件、予算3件、財産の譲渡1件、人事案件5件の計20件及び報告3件であります。

これらの諸議案につきましては、担当職員が説明申し上げます。よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。開会のご挨拶といたします。

○

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

##### ○議長（永田 健君）

直ちに、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、堀 茂幸君、池田 誠一君を指名いたします。

○

#### 日程第2 会期の決定

##### ○議長（永田 健君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月12日までの19日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

##### ○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

### 日程第3 議案第38号

#### ○議長（永田 健君）

日程第3、議案第38号を議題といたします。

執行部に提案理由の説明を求めます。木下総務部長。

#### ○総務部長（木下 実君）

議案第38号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正額は8億3833万7000円です。補正後の総額は359億7933万7000円であります。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正でございます。新型コロナウイルス対策に係る農林漁業者及び中小企業、個人事業者向けの制度資金利子補給3件につきまして追加するのでございます。

続きまして、歳出予算の内容について申し上げます。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策関連からご説明申し上げます。

13ページをお願いいたします。

（款）民生費、（目）社会福祉総務費の福祉施設緊急対策事業2245万円は、感染リスクがある中、継続して福祉サービスを提供する施設に対して緊急支援金を支給するものでございます。

次の生活困窮者支援対策強化事業860万5000円は、感染症により影響を受ける生活困窮者に対する相談体制を強化するものでございます。

次の生活困窮者自立支援事業774万円は、離職、休業等により収入減少によって住居を失うおそれがある方に対する住居確保給付金でございます。

次の福祉施設感染予防対策支援事業106万6000円は、福祉施設の感染予防の強化を図るものでございます。

次の（目）障害者福祉費の自立支援介護・訓練等給付事業6693万6000円及び障害児通所等給付費2707万9000円は、施設の利用者増に伴う給付費でございます。

14ページをお願いいたします。

（目）児童福祉総務費のひとり親世帯緊急支援事業2460万円は、ひとり親世帯の育児負担、経済的負担の軽減を図るため、1世帯につき3万円を支給するものでございます。

次の副食費緊急支援事業2565万円は、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、

副食費の無償化を行います。

次の子育て世帯臨時特別給付金給付事業7032万2000円は、児童手当受給世帯の児童1人当たりにつき1万円を上乗せ支給するものでございます。

続きまして、15ページです。

衛生費の（目）保健衛生総務費の補正額3700万円は、感染予防に取り組む妊産婦に対する支援として、令和2年4月28日から令和3年3月31日までに出生した子供1人につき10万円を支給するものです。

次の（目）健康づくり推進費の補正額227万8000円は、育児の不安解消や乳幼児の感染予防に係る普及啓発です。

16ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、（目）農業総務費の農業経営体緊急支援事業3000万円は、感染症により影響を受け、経営悪化が懸念される農業団体等が実施する消費拡大や需要喚起のための取り組みを支援するものでございます。

次の新型コロナウイルス感染症対策緊急資金助成事業153万6000円は、県の新型コロナウイルス対策緊急支援資金融資制度等を活用する農林漁業者の利子負担及び保証料に対して全額支援を行うものです。

続きまして、17ページ、商工費、（目）商工振興費の補正額4500万円は、県の新型コロナウイルス対策融資制度を活用する中小企業や個人事業者が借り入れた資金の利子について全額助成を行うものです。

（目）観光費の補正額2億3550万円は、感染症により影響を受け、経営悪化が懸念される観光産業、飲食業、小売業等に対して、事業継続のための緊急支援として、観光産業事業継続応援金を支給するものでございます。

次の（款）消防費、（目）災害対策費の補正額387万1000円は、避難所の感染予防対策強化を図るものでございます。

18ページをお願いいたします。

（款）教育費の（目）教育委員会費の教育相談体制強化事業500万円は、感染症による影響でストレスを抱える就学前園児や児童生徒、保護者に対する相談体制を強化するものです。

次の教育施設感染予防対策強化事業210万4000円は、教育施設における感染予防の徹底を図るものでございます。

次の（目）小学校費の学校管理費の補正額9577万4000円、次のページの（目）中学校費の学校管理費補正額5746万4000円、そして次の（目）幼稚園費の補正額148万5000円は、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、令和2年6月から令和3年3月までの間、給食費及び副食費の無償化を行うものでございます。



続きまして、感染症対策以外の事業について申し上げます。

ページが飛びますけれども、13ページの（款）総務費のコミュニティ助成事業250万円は、無線放送設備に対する支援であります。

次に14ページ、（款）民生費、（目）児童福祉総務費の下の段にあります保育環境充実支援事業323万1000円は、私立保育園改築事業に係る国庫補助金の追加交付でございます。

また、16ページの中ほど、（目）農業振興費の農業担い手支援総合対策事業、機械導入に係るもの574万6000円、次の畜産振興事業、同じく機械導入に係るもの299万円、そして農村地域防災減災事業、防災重点ため池に係るハザードマップ策定1750万円は、いずれも国等の補助採択を受けて事業を実施するものでございます。

最後に、今回の新型コロナウイルス感染症対策関連予算の総額は、7億7146万円でございます。そのうち、本市単独の事業費総額は約5億9800万円です。それに係る財源として、財政調整基金6億円の繰り入れを行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件について、先議いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第38号を先議することに決しました。

この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時15分 休憩

○

午後1時30分 開議

○議長（永田 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております案件について質疑を行います。

発言の通告があつておりますので、順次発言を許します。富田 弘海君。

[7番 富田 弘海君 登壇]

○7番（富田 弘海君）

皆さん、こんにちは。

議席番号7番、富田 弘海です。

議案第38号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第2号）、新型コロナウイルス感染症対策につきまして、質疑を行います。

新型コロナウイルス感染症につきましては、年の初めごろだったと思いますが、中国の武漢において新型の肺炎が爆発的に感染拡大しているという報道を耳にしまして、その後、1月中旬に武漢に滞在歴のある神奈川県在住の男性が帰国後、国内発生1例目として発症したとの報道があったかと思います。その後、2月の下旬ごろには、横浜港に寄港した大型クルーズ船において多数の患者が発生していると連日連夜、報道が続きまして、その時点ではまだまだ遠く離れた地域の出来事のように思っておりました。しかし、熊本県内において、2月半ば過ぎに初めての感染者が確認されてから一変しました。

その後の状況につきましては、皆さんもご承知のとおり、国内外を問わず、感染が急激に拡大し、4月7日には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令、休業要請や外出自粛により、宿泊業や飲食業、小売業などを中心に中小企業者を初め、花卉農家や畜産、酪農家に至るまで、多くの事業者に影響を与えているということは、皆さんも既に聞き及んでいるところであると思います。

また、学校現場においても、3月初めから臨時休校の措置がとられ、また3月、4月と、卒業式、そして入学式の式典が対象児童生徒と保護者、学校関係者という最小限の人数で縮小して実施されるなど、子供たちの思い出、記憶にも大きな影を落としたのではないかと心配しているところです。

この3カ月の間に、今まで当たり前のように過ごしてきた日常が大きくさま変わりしました。市長におかれましても、各方面からさまざまな意見・要望をお受けになっておられると思います。

そこで、次のことについてお尋ねします。

まず1点目は、緊急支援対策を柱とする補正予算の基本的な考え方についてお尋ねします。

次に2点目として、緊急対策の財源として財政調整基金6億円の取り崩しが予定されております。財政調整基金のあり方については、これまで本議会においても重ね重ねさまざま議論がなされてきたと承知しているところではありますが、改めてこの危機的状況の中、財政調整基金を活用することの基本的な考え方について、そして新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中における今後の取り組みについてお尋ねします。

**○議長（永田 健君）**

これより執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

**○市長（中嶋 憲正君）**

富田議員の質疑、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算の考え方につきまして、お答えいたします。

このたびの新型コロナウイルス感染症は、百年に一度の感染症と言われておりますように、大きな災害であります。医療、福祉、教育、子育て、そして経済、あらゆる分野におきまして大きな打撃・影響を受けております。このことから、全庁的な取り組みとして、感染拡大の防止、市民の命と健康を守ることと社会経済活動に係る緊急支援の両軸を基本として、この危機に立ち向かいます。そして、各方面からいただいておりますご意見を踏まえ、4つの枠組みのもと、総力を挙げて対策を実行してまいります。

1つ目は、医療・福祉です。感染症による影響で生活が困窮する方に、必要な相談体制を提供し、福祉サービスを必要とする方々に切れ目なく、安心してサービスを受けられる環境を確保します。

2つ目に、教育・子育てです。日常生活において大きな影響を受けている子育て世帯、ひとり親世帯、そして勉強に、運動にと切磋琢磨する機会が失われている子供たちに対しまして、真摯に寄り添い、しっかりと支援してまいります。また、不安の中に新たな命を育む妊産婦の方、そして、そこから生まれてくる子供たちをしっかりと支援します。子育て世帯の経済的な不安を解消することで、安心して暮らせる日常を、そして何よりも子供たちのあふれる笑顔を取り戻します。

3つ目が、経済と暮らしであります。感染症の収束が見通せない中、売り上げ減少など、非常にご苦労されている観光産業、飲食業、小売業など、事業者の皆様に対し、事業継続の支援を行います。一步一步着実に経済を前へ進め、回復に向けて全力で応援します。

4つ目に、感染拡大防止です。社会的距離を保ち、感染防止対策を徹底する新しい生活様式を取り入れてまいります。また、各福祉施設の感染予防を支援するとともに、公共施設、避難所の感染対策についてもしっかりと取り組んでまいります。

そのほか補正予算（第2号）とは別に、中小企業の事業継続を強力に支援する持続化給付金、市民生活を下支えする特別定額給付金などの緊急経済対策を実施しております。特別定額給付金については、本日から支給を行います。

以上が、補正予算の基本的な考えであります。

質疑の2点目、財政調整基金活用の基本的な考え方、今後の取り組みについてお答えいたします。

財政調整基金につきましては、令和2年3月末現在、66億7000万円を確保しております。合併直後の平成17年3月末現在、46億円でございました。積み立てに当たりましては、合併から市民の皆様のご理解・ご協力をいただきながら、公共施設の民営化、補助金改革、職員定員の削減など、徹底した行財政改革に取り組んだ結果であります。戦後最大とも言うべき危機に私たちは直面しております。この未曾有

の危機を克服するため、まさに今、財政調整基金をちゅうちょなく活用します。

今後の取り組みにつきましては、感染症の再流行に備え、医療体制のさらなる強化など、感染対策に万全の態勢を整えるとともに、戦略性をもってさらなる経済支援策を展開するなど、社会経済活動を安定させ、市民の皆様が安心して暮らせる生活を守り抜いてまいります。

また、現在、国において第2次の補正予算が検討されております。今後も国の動向を踏まえ、その財政支援を活用しながら、必要な対策を展開してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（永田 健君）

富田君。

[7番 富田 弘海君 登壇]

○7番（富田 弘海君）

ただいま、基本的な考え方につきましては、よくわかりました。

昨日の熊日新聞に、県内自治体の独自支援策が掲載されておりました。山鹿市は決して早い取り組みとは言えませんが、国県の補助を含め7億7000万円と、他自治体に類を見ない手厚い支援が予定されていると思います。今後さらに第2弾が予定されていると聞いております。十分に検討され、不公平感が生じないように対応をお願いしまして、私の質疑を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、富田君の質疑は終了しました。

次の通告順により、芋生 よしや君の発言を許します。芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

私は、上程された議案に対する質疑を行います。

新型コロナウイルス感染症が社会全体を覆い、国民の命と健康が脅かされ、経済と国民生活、生存さえも危機にさらされています。国が経済活動をストップせざるを得ない状況で、現金給付を継続しなければ、国民は生きていけませんし、経済・文化の基盤は崩壊してしまう状況です。国は、やっと国民世論に押され、4月27日時点で住民登録のある全ての人に、1人一律10万円の特別定額給付金の支給を行うこととしました。これは憲法第25条に基づく国の責務です。さらに、憲法第29条では、私有財産は正当な補償のもとに、これを公共のために用いることができるとしています。しかし、自粛と一体の補償をという声には応えず、PCR検査の抜本的拡大、医療体制強化などに極めて不十分な措置となっています。

そんな中、山鹿市の補正予算は、国の補正予算を受けて編成されるものですが、

中小企業向け緊急融資への利子補給がいち早く打ち出されたものの、市民からは独自支援を1日でも早く打ち出し、助けてほしいと待ち望む切実な声が続いていました。やっとその中で、今回打ち出されてきたのですが、特別定額給付金の要件から外れる4月28日以降に生まれる出生児にも1人10万円の支給、この独自支援は新型コロナウイルス感染症の心配で不安な状態が続いていた妊婦さんにとって、明るく希望が湧いてくるよい支援だと思います。

さらに、学校、保育所の給食・副食費の10カ月ではありますが、無償化も休校中に食費に頭と懐を悩ませた保護者の皆さんにとって、大変うれしいニュースだと思います、歓迎するものです。

では、今、富田議員のほうから補正予算の考え方についてお尋ねがあり、市長が答弁されましたので、私も基本的な考え方、これからのことが聞きたかったのですが、まだ国の補正予算などを見て、第2次も考えられるということでしたので、ぜひそれを考えていただきたいと思います。

では、福祉施設緊急対策事業2245万円の対象施設と内容について示してください。学校の一斉休校に伴い、不安と緊張の毎日で、懸命に対応を行ってきた学童クラブは含まれているのでしょうか。指導員の中には、扶養の範囲で働き、年収を制限して働く方もいます。そういう方への配慮はあるのでしょうか。

生活困窮者相談支援強化事業86万5000円、これは相談員を増員するとのことですが、現在の相談数、内容の変化、また今後の見通しをどう考えてあるのでしょうか。そして、生活困窮の方には生活保護を申請される方もいると思います。しかし、多くの方が車を所有していると生活保護の申請はできないと思込んでいらっしゃると思います。今回は、この新型コロナ対策として国が車の所有や自営に必要な店舗、機械器具などの資産の取り扱いについてなど、適用に当たっての留意点が通達されてきたと思います。その周知徹底はできているのでしょうか。必要な方が受けられる支援をぜひお願いしたいと思いますので、その点についてお尋ねします。

また、生活困窮者自立支援事業774万円、住居確保給付金となっていますが、やはり仕事をなくしたり、減収になったりして、住宅に住めなくなっているような状況が多くなっているのかと思います。現在までの相談件数と、その対象になる要件、また今後の見通しについて、どういうふうに見てあるのかお尋ねします。

さらに、妊産婦緊急支援事業、先ほどの大変喜ばれると思います。このことですが、どこかで年度なり区切らなければならないかと思いますが、学校の学年でいいますと、4月2日で学年が区切られます。要するに3月31日まででしたら、4月1日生まれの方は、同じ学年なのに支援を受けられないということになります。4月1日生まれのことをどう考えてあるのかお尋ねします。

給食費・副食費緊急支援事業（無償化）、こちらも大変うれしい支援です。こちらは保護者の皆さんには大変喜ばれると思いますが、納入業者の減収分はここには対象とならないのでしょうか。ならないのであれば、どこで補填できるのか。困っていらっしゃるという声をまだ聞いておりますので、お尋ねします。

教育相談体制強化事業、相談体制を強化するということですが、強化するその中身、またどういう支援を考えているのか教えてください。その点についてお願いいたします。

○議長（永田 健君）

これより執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

○福祉部長（佐藤 アキ君）

芋生議員の質疑の1点目から4点目まで、お答えをいたします。

まず1点目、福祉施設緊急対策事業について、今回の事業は、緊急事態宣言下において事業を休止せず市民に必要な福祉サービスを提供いただいている介護、障害、児童等の各施設へ支援金を給付するものでございます。

対象施設と内容について、お答えいたします。

介護保険の施設及びサービス事業所が117カ所、障害者・障害児施設及びサービス事業所が60カ所、児童福祉施設として保育所等が24カ所、放課後児童クラブが20カ所、合計で221カ所の事業所を対象としております。介護、障害の施設は、母体となる法人に基本額10万円を給付するとともに、複数のサービス事業所を運営する法人については、2カ所目以降、事業所ごとに5万円ずつの加算を行います。児童福祉施設につきましては、保育園や放課後児童クラブごとに10万円を支給いたします。

扶養の範囲内で働く方への配慮というご質問ですが、支援金を職員に報酬の上乗せとして配る場合をお考えのことかと思えます。ただ、今回の支援金につきましては、その使い道については特に条件や制限は設けておらず、それぞれの事業所でどのように使うかはご判断をいただくこととしております。ただし、支給の際には、各事業所に対しては、日々、感染の不安やストレスを抱えて業務に当たっていただいている職員の皆様への不安軽減や福利厚生につながるような使い方をしていただくようお願いしたいと考えております。

続きまして、2点目、生活困窮者相談支援強化事業につきまして、この事業は生活保護に至る前の段階から、自立に向けた支援を行い、困窮状態の解消を目指すために、平成27年度より行っている事業です。相談者数につきましては、これまでの5年間で平均して年間120件程度で、ひと月当たり平均約10件程度でございました。ことし4月に入り、4月ひと月だけで31件の相談があり、前年度までの約3倍

の相談となっております。内容としましては、就労していた事業所の休業や事業の縮小に伴う収入の減少や個人事業主の収入減少等により、ご本人や家族の生活維持が困難になっているというものでございます。今後もこのような相談は続くものと見込んでおり、今回の体制強化を図るものでございます。

生活保護における取り扱いについては、一時的な収入の減少等で生活保護が必要となる方について、緊急事態宣言措置期間経過後に収入が増加をすると考えられる場合で、通勤用自動車を保有しているときは、継続して自動車の保有を認めること等の取り扱いをすることとされております。また、自営業の場合の必要な店舗、機械類の資産の取り扱いについても、自動車と同様の取り扱いをすることとされております。

本市におきましては、これまでも一律に自動車の保有を認めない等の取り扱いは行っておらず、既に個々の状況に応じて適切な対応を行っております。

続きまして、3点目、生活困窮者自立支援事業（住居確保給付金）につきましては、本事業も平成27年から行っている事業でございますが、過去5年間は年に1件から3件程度の利用実績でございました。今年度に入り、4月に7件、5月に既に11件の利用が見込まれております。この状況は今後しばらく続くものと思われまますので、今回、事業費の増額をお願いしたものでございます。

また、4点目の妊産婦緊急支援事業の学年での取り扱いでございますが、4月1日生まれの子供につきましては、学年は先ほど議員がおっしゃったように、前年度の学年と同じでございますが、行政上の取り扱いといたしましては、年度が変わりというところで3月31日で切り分けるということにしております。

以上でございます。

○議長（永田 健君）

瀬口教育部長。

○教育部長（瀬口 慎哉君）

芋生議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の休校に伴う減収補償につきましては、学校給食会を取りまとめ役に、各学校の給食室を通じて納入業者への調査を行っており、その調査結果に基づく162万6000円を今回の補正に含んでおります。

次に、教育相談体制強化事業についてでございますが、本事業は教育委員会を総合窓口にも、児童生徒、保護者からの相談を受け、個々のケースに応じた適切な支援策を提案するために、スクールソーシャルワーカーや教育支援員を必要に応じて配置し、支援をよりきめ細やかなものにするを目的とする事業でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

お答えいただいた中の、生活保護の車の所有のところなんですけれども、これまでも一律には行っていなかったということでしたが、市民の方から生活保護の申請をしたいんだけど、車の所有がなくなってしまうと、それは嫌なので申請しないと、お困りの方でもそういうふうになっていらっしゃる方がいるんですよね。それで、今回はさらにまた困窮される方がふえると思いますので、このあたり一律には行わないので、ぜひ相談に来てくださいというような周知を徹底していただきたいと思いますが、その点、さらにお願いたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

○福祉部長（佐藤 アキ君）

先ほどご答弁申し上げましたが、ご相談された方に対しましては、既に個々の状況に応じて適切な対応を行っているところでございます。市民に対しての周知につきましても、ホームページ等での周知を行っておりますので、内容については細かく書いてはございませんが、ご相談いただければ正しく対応をしておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（永田 健君）

以上で、芋生君の質疑は終了いたしました。

次の通告順により、横手 啓介君の発言を許します。横手君。

[19番 横手 啓介君 登壇]

○19番（横手 啓介君）

議案第38号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第2号）、17ページ、観光費2億3550万円、観光産業事業継続応援事業ということで質疑をいたします。

先ほどもちょっと聞いておりましたけども、市長が冒頭の挨拶の中で、各種団体や事業者との協議をしたということでありましたけども、これは市長だけじゃなくて、職員のほうもそうだと思います。いつ、どういう団体・事業者と協議を行ったのか。そして、その協議の結果、この継続応援金のほうが出たと思っておりますけども、どのような形で、その経緯をお知らせいただきたいと思っております。

そして、2番目に、この支給額についてですけども、まず業種で旅館、簡易宿泊所、それと旅客輸送業ということで、旅館、ホテル、バス、タクシーと、これは個



人または法人というようなことで、従業員数によって金額の設定がなされておりますが、その下の飲食業、小売業、公衆浴場に関しては、個人事業者また法人という2つに分けてなされております。このように分けた理由をお知らせいただきたいというふうに思います。

次に、3番目に、小売業（土産店等）と書いてありますけども、この土産店となっている範囲ですね。いろんな業種があると思います。特に今回の予算のほうは、観光産業ということでありますので、土産物店ということであろうかと思っておりますけども、ただし新型コロナ対策でもあります。小売店の中には、この今回の新型コロナの影響ですごく収入が落ちているところも多数ありますが、この山鹿市の応援金のほうは土産物店に限るのか、また等と書いておりますので、そのほかの業種があるのかお聞きをいたします。

○議長（永田 健君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

○経済部長（早田 順二君）

横手議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目、本応援金については、団体や事業者と協議したとあったが、いつ誰と協議を行ったかということにつきましては、全ての関係事業者と協議したわけではございませんが、観光協会を通じて4月に宿泊業の31事業者と運輸業の2社より、2月からゴールデンウィーク明けまでの影響見込みの聞き取りを行ったり、4月27日には観光協会、飲食店組合、食堂組合から要望があったほか、5月8日には商工会議所及び商工会との情報交換の場を設けて、観光関連事業者の状況把握に努めたところでございます。

次に、2点目でございます。

支援額の区分に個人と法人を設けたのはなぜかということにつきましては、本応援金は国や県が支援対象としている売り上げの上限となる減少率、30%よりさらに10%緩和した20%以上を支援対象にするため、国や熊本県の給付金や支援金の支給区分である個人と法人に分けることで統一性を持たせることにしたからです。また、一般的にも個人と法人に区分して事業規模の把握を行う例が多いと考えられるからでございます。

次に、3点目、小売業について、土産物等となっているが、その範囲の考え方につきましては、小売業につきましては、ご存じのとおり、多種多様であり、製造販売やネット販売等の形態もでございます。観光産業に関連する小売業という場合も、関連の度合いや販売先の違い、販売量などさまざまな観点から個別に判断するしかないのが実情でございます。本応援金につきましても、そうした課題に当然ぶつか

るものと考えており、個々の申請内容で判断する場合も多いと予想をしております。言いかえますと、観光客向けと一般市民向けの販売比率や観光関連施設との取り引きの比率などをお聞きしながら、観光関連の小売業と言えるかどうかを判断してまいりたいというふうに考えております。

なお、現在、国の地方創生臨時交付金の活用に向け、山鹿市において実施計画を作成し、国との協議を行っております。その中で今回対象とならなかった小売業、その他の業種につきましても、必要な支援策を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

横手君。

[19番 横手 啓介君 登壇]

○19番（横手 啓介君）

一番最初の団体、事業者との協議ですけれども、観光業、輸送業との協議が多かったんじゃないかと思います。先ほど、その商工会議所や商工会の小売業まで届いていないというのは、やっぱりその辺の問題があったのではなからうかというふうに思います。

また、法人と個人を分けたというようなことは、国や県を参考にしているということであろうかと思っておりますけれども、国や県はそういう法人でやるほかないというようなことで判断をされようかと思っておりますけど、山鹿市においては皆さんがそれぞれに知っているわけですよね、事業者のことを。ここで分ける必要があったのかなというふうに思うわけです。もらえるものですから、余り文句は言えませんが、そこで山鹿市として分ける必要があったのかというのが、まだちょっと引かかる面ではあります。

最後に、小売業についてですけれども、ご存じのとおり、こういう旅館業とか観光業に携わる者には来ますけど、それに納入業者であったり、関連業者が多くございます。その辺の次の補正で頑張るという約束があれば、まだ大丈夫かと思っておりますけれども、先ほど市長が言われましたスピード感をもって、この新型コロナ対策に当たるというようなことでもありますので、その辺は今回急遽入れるとか、もしくはその2回目の補正で約束をすとかしてもらえればと思います。

そして、飲食業に関しましては、先ほど観光客の割合とか、地元客の割合とかいうのはないと考えてよろしいのか。飲食業、飲み屋さんとか、ご飯、めし屋さんとか、観光客の度数で決めるわけですかね、それとも全体というようなことで決めるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

○経済部長（早田 順二君）

まず、2次補正について、約束というようなお話でございましたけども、先ほど申しましたとおり、今、地方創生臨時交付金の中でそういったことを今検討しておりますので、もうそういう形でこちらのほうとしては今考えておるところでございますので、きょうのところはそのことを報告をさせていただきます。

それと、小売業関係のお土産物につきましては、現在のところ、先ほども申しましたとおり、個々の観光関係の小売業と普通の小売業というのが、比がちょっとこう難しいなというのは、もう議員からご指摘いただいたとおり、私どもも想定はしておりました。その中でおおむね観光関係の売り上げが50%程度という感覚で、私たちは臨んでいきたいというふうに思っておりますが、それが50%に満たなくても、その2次補正、第2弾のほうでその辺もしっかりと支援を考えてまいるということで、一応おおむね50%程度ということで基準をもっていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（永田 健君）

横手君。

[19番 横手 啓介君 登壇]

○19番（横手 啓介君）

2次補正を楽しみにしておりますけども、先ほど最後に質問しました、観光客が来ない飲み屋さんでもご飯屋さんでも、それは今回の飲食店ということで対象になるということでしょうか。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

○経済部長（早田 順二君）

もともとこの制度自体が20%以上の減収ということでしておりますので、スナックの経営者の方でも20%以上減少すれば対象になるものでございます。

以上でございます。

○議長（永田 健君）

横手君。

[19番 横手 啓介君 登壇]

○19番（横手 啓介君）

先ほども申しました、次の補正を本当にいろんな小売業者、これから先は農業者

もそうですけども、困ってくると思います。市長が先ほどスピード感をもってというようなことも言われましたので、今後、今回はちょっと遅くはなったけども、ボリュームのあるものを出しますというようなことでございまして、本当に楽しみにしております、結構ボリュームのある予算をつけていただいたことに関しましては、非常に感謝しておりますけども、まだまだこれでも足りない、十分ではないというように考えております。山鹿市が本当に衰退しないように、これから先も頑張りたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、横手君の質疑は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑は全て終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第38号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

○

日程第4 議案第39号～議案第58号

報告第2号～報告第4号

○議長（永田 健君）

日程第4、議案第39号から報告第4号までの全案件を一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。梅崎市民部長。

○市民部長（梅崎 康二君）

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されたことに伴い、山鹿市税条例等の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、同年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

改正の内容が、引用条項の移動に伴う整備及び読みかえ規定並びに文言の整備を含め多岐に及んでおりますので、その中の主な改正点について、ご説明を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

主な改正内容につきましては、個人市民税の所得割の納税義務者がひとり親である場合における寡婦控除の見直し、及び固定資産税の現に所有している者の申告の制度化、並びに市たばこ税の軽量な葉巻たばこの課税方式の見直しに伴い、所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き、令和2年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めることといたしました。

続きまして、議案第40号 専決処分の承認を定めることについて、ご説明を申し上げます。

本案も、議案第39号と同様、地方税法の改正に伴い、山鹿市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたため、令和2年3月31日付で専決処分をいたしましたので、これを報告し承認を求めるものです。

3ページをお願いいたします。

改正の内容は、都市計画税の課税標準の特例に関する規定において、引用する法律の条項を改めるものです。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めることといたしました。

続きまして、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和2年3月31日に公布され、一部の規定を除き同年4月1日から施行されたことに伴い、山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に

より、同年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

3ページをお願いいたします。

改正の内容は、国民健康保険税の基礎課税額及び介護納付金課税額に係る課税限度額並びに減額措置に係る軽減判定所得の算定に用いる額を改定するものです。

附則としまして、この条例は令和2年4月1日から施行し、必要な経過措置を定めることといたしました。

続きまして、議案第42号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布され、一部の規定を除き同日から施行されたことに伴い、山鹿市税条例の一部を改正する必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、同日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

3ページをお願いいたします。

この改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の対策といたしまして特例等が設けられたことに伴い改正を行うものです。

主な改正の内容につきましては、収入が大幅に減少したときに、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収猶予ができる特例、固定資産税につきまして、新規に設備投資を行う中小企業等を支援するための特例、軽自動車税につきまして、環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用限度を6カ月延長されたことに伴い、市税条例の所要の規定の整備を行うものです。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き、公布の日から施行することといたしました。

続きまして、議案第43号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本案は、議案第42号と同様、地方税法の改正に伴い、山鹿市都市計画税条例の一部を改正する必要が生じたため、令和2年4月30日付で専決処分いたしましたので、これを報告し承認を求めるものです。

3ページをお願いいたします。

改正の内容は、都市計画税の課税標準の特例に関する規定において、引用する法律の条項を改めるものです。

附則としまして、この条例は一部の規定を除き、公布の日から施行することといたしました。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

木下総務部長。

○総務部長（木下 実君）

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、本年4月30日に成立しました国の第1次補正予算に編成された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業の一環として盛り込まれております特別定額給付金について、迅速かつ的確に家計への支援を行うため、地方自治法第179条の規定により、令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第1号）を専決第6号として、5月1日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正額は51億4800万円です。補正後の総額は351億4100万円でございます。

10ページをお願いいたします。

民生費の（目）社会福祉総務費の補正額51億4800万円は、特別定額給付金及びその支給に係る事務費でございます。財源は国庫補助金です。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

佐藤福祉部長。

○福祉部長（佐藤 アキ君）

議案第45号 山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、介護保険法施行令の改正に伴い、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料について、低所得者の保険料負担を軽減することを目的として、令和2年度における保険料率を改定する等のため、所要の規定の整備を行うものです。

主な改正内容は、所得段階9段階のうち、低所得層である第1段階から第3段階の方を対象に、基準額に対する保険料率をそれぞれ一定の割合で引き下げるものです。

なお、附則としまして、この条例は公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第46号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、国保被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどした場合に、傷病手当金を支給するため、所要の規定の整備を行うものです。

主な内容は、条例の附則に加える項目として、傷病手当金の支給対象者に新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる被保険者を加えるとともに、その支給額、支給期間、給与との調整措置等について定めるものです。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、必要な経過措置を定めるものです。

続きまして、議案第47号 山鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、熊本県後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療事務において、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給が実施されることに伴い、本市が処理する事務に、その申請の受け付けに係る事務を追加する必要があるとあり、提案するものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

**○議長（永田 健君）**

早田経済部長。

**○経済部長（早田 順二君）**

議案第48号 山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案は、法人税法の改正に伴い、本条例における引用条項が変更となるため、条例を改正する必要があるとあり、提案するものです。

なお、附則といたしまして、この条例は一部の規定を除き公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

**○議長（永田 健君）**

瀬口教育部長。

**○教育部長（瀬口 慎哉君）**

議案第49号 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、家庭的保育事業者等による保育提供の終了の際における連携施設の確保に関する基準等について、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

続きまして、議案第50号 山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。



本案は、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、放課後児童支援員が修了すべき研修に関する基準について、所要の規定の整備を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

佐藤福祉部長。

○福祉部長（佐藤 アキ君）

議案第51号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

1ページをお願いします。

第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ87万5000円を追加し、総額を71億3943万2000円とするものです。

6ページをお願いいたします。

補正予算の内容につきまして、ご説明いたします。

下段の歳出、（款）保険給付費、（目）傷病手当金の補正額87万5000円は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に支給する傷病手当金でございます。

財源は、全額県支出金です。

続きまして、議案第52号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

今回の補正は、予算総額の増減はございませんが、財源の組み替えを行うものでございます。

6ページをお願いいたします。

下段の歳出、（款）保険給付費、（目）介護サービス給付費の補正は、介護保険施行令の改正に伴う、低所得者の保険料の軽減措置を行うため、財源の組み替えを行うものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

瀬口教育部長。

○教育部長（瀬口 慎哉君）

議案第53号 財産の譲渡について、ご説明いたします。

本案は、かおう保育園の民営化に伴い、譲渡先法人が新たに保育園舎を建設するため、旧米野岳小学校の敷地及び建物等を譲渡するもので、規定により議会の議決

を求めるものでございます。

譲渡する財産は、土地については、所在及び地番、山鹿市鹿央町合里字大坪331番、地目は学校用地、地籍は1490平方メートルほか2筆で、合計面積が1万2780平方メートル、建物については、所在、山鹿市鹿央町合里字大坪380番地、構造は鉄筋コンクリートづくり2階建て、床面積1297平方メートルの教室棟、そのほか屋内運動場などで、合計2646平方メートル、工作物については、譲渡する土地に定着するプールその他の工作物一式でございます。

譲渡価格はゼロ円、契約の相手方は山鹿市鹿本町下高橋4の1番地、社会福祉法人善照福社会理事長、佐々木 法音でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

梅崎市民部長。

○市民部長（梅崎 康二君）

議案第54号 固定資産評価員の選任について、ご説明を申し上げます。

本案は、本年4月の人事異動に伴いまして、市民部税務課長、小山 天を本市固定資産評価員に新たに選任するため、地方税法第404条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

池田副市長。

○副市長（池田 永実君）

議案第55号 稲田財産区管理委員の選任について、ご説明申し上げます。

本案は、稲田財産区管理委員に欠員が生じたことに伴い、新たに前田 益男氏を稲田財産区管理委員に選任するため、財産区の財産の管理及び処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

ご同意賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、議案第56号から議案第58号までの人権擁護委員の推薦について、一括してご説明申し上げます。

これら3案件は、3名の人権擁護委員が令和2年9月30日をもちまして任期満了となりますので、次期の人権擁護委員の候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

議案第56号は、池尻 和則氏の任期満了に伴い、再度、同氏を推薦しようとするものでございます。

議案第57号は、安谷 美智子氏の任期満了に伴い、再度、同氏を推薦しようとする

るものです。

議案第58号は、丸山 信敏氏の任期満了に伴い、新たに飯川 貞子氏を推薦しようとするものです。

なお、それぞれ次のページに略歴を記載しております。ご参照の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

木下総務部長。

○総務部長（木下 実君）

報告第2号 令和元年度山鹿市一般会計繰越明許費繰越しの報告につきまして、地方自治法施行令第146条の規定に基づき、ご報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。

（款）農林水産業費、畜産振興事業ほか7つの事業に係る繰越明許費の金額に対しまして、記載のとおり、それぞれ令和2年度へ繰り越しを行ったものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田 健君）

佐藤福祉部長。

○福祉部長（佐藤 アキ君）

報告第3号 令和元年度山鹿市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越しの報告につきまして、地方自治法第146条第2項の規定により、ご報告申し上げます。

2ページをお願いいたします。

（款）総務費、（項）総務管理費、介護基盤緊急整備特別対策事業の繰越額744万円につきましては、介護老人福祉施設における非常用自家発電機設置工事を予定しておりましたが、昨年秋の大型台風等大規模災害の影響により、年度内に機械の納入が見込めなくなったことによるものでございます。

以上で、ご説明を終わります。

○議長（永田 健君）

古江建設部長。

○建設部長（古江 光拓君）

報告第4号 令和元年度山鹿市下水道事業会計予算繰越しの報告につきまして、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、ご報告いたします。

2ページをお願いいたします。

（款）資本的支出、（項）建設改良費の管渠施設等長寿命化計画事業につきまして、予算計上額に対し、記載の通り、令和2年度に繰り越しを行ったものであります。

す。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（永田 健君）

以上で、提案理由の説明を終わります。

今期定例会において受理した請願等の取り扱いにつきましては、お手元に配付の請願等文書表のとおりといたしましたので、ご報告いたします。

————— ○ —————

散 会

○議長（永田 健君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時34分 散会

~~~~~

6月3日(水曜日)

# 令和2年（第3回）山鹿市議会6月定例会会議録

## 議事日程（第2号）

令和2年6月3日（水曜日）午前10時開議

### 第1 質疑・一般質問

○

#### 発言通告

#### 1. 富田 弘海

##### 一般質問

（1）財政調整基金の活用及び今後の財政運営について

①財政調整基金の推移及び取り崩し実績

②今後の財政運営

（2）新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について

#### 2. 服部 香代

##### 一般質問

（1）新型コロナウイルス感染症対策等について

①避難所運営等

②小中学生への学習支援等

③地域経済活性化（プレミアム商品券）

（2）学校給食の運営等について

①アレルギー食の現状

②給食施設整備

③今後の給食施設のあり方

#### 3. 横手 啓介

##### 一般質問

（1）新型コロナウイルス感染症対策について（税金）

#### 4. 北原 昭三

##### 一般質問

（1）新型コロナウイルス関連等について

①新しい生活様式の取り組み

②感染者が発生した場合の対応

（2）3小学校（八幡小・平小城小・三岳小）の統合について

（3）鶴城中学校の跡地活用について

(4) 市営住宅の管理について

- ①連帯保証人制度の見直し
- ②使用料滞納額の状況

5. 勢田 昭一

一般質問

(1) 公共施設の計画的管理と維持管理適正化について

- ①2018年12月定例会後の公共施設等の適正管理に向けた進捗状況と具体的な取り組み状況（個別施設の計画は進んでいるのか）

(2) 空き家対策について

- ①本市における空き家戸数と入居者数の現状・空き家率（平成20年・25年・30年）
- ②空き家及び隣接する農地の対応
- ③新しい入居者と地区（行政区）との関係がうまくいく手段・手法

(3) 給食費の公会計化と給食センターの対応について

- ①本市における給食費の徴収方法
- ②公会計化に対する本市の考え・取り組み
- ③センター方式における各学校の給食授受と安全管理
- ④無償化の方向性

----- ○ -----

**本日の会議に付した事件**

議事日程のとおり

----- ○ -----

**出席議員（19名）**

|     |           |
|-----|-----------|
| 1 番 | 立 山 大二郎 君 |
| 2 番 | 小 川 榮 二 君 |
| 3 番 | 芋 生 よしや 君 |
| 4 番 | 勢 田 昭 一 君 |
| 5 番 | 有 働 辰 喜 君 |
| 6 番 | 服 部 香 代 君 |
| 7 番 | 富 田 弘 海 君 |
| 8 番 | 永 田 健 君   |
| 9 番 | 富 丸 洋一郎 君 |
| 11番 | 北 原 昭 三 君 |
| 12番 | 芹 川 正 美 君 |

|     |       |    |
|-----|-------|----|
| 13番 | 藤原    | 豊君 |
| 14番 | 平井邦廣君 |    |
| 15番 | 吉本政幸君 |    |
| 16番 | 池田誠一君 |    |
| 17番 | 堀茂幸君  |    |
| 18番 | 永田紘二君 |    |
| 19番 | 横手啓介君 |    |
| 20番 | 寺崎勇児君 |    |

○

説明のため出席した者

|                  |        |
|------------------|--------|
| 市長               | 中嶋憲正君  |
| 副市長              | 池田永実君  |
| 教育長              | 堀田浩一郎君 |
| 総務部長             | 木下実君   |
| 市民部長             | 梅崎康二君  |
| 福祉部長             | 佐藤アキ君  |
| 経済部長             | 早田順二君  |
| 建設部長             | 古江光拡君  |
| 教育部長             | 瀬口慎哉君  |
| 市民医療センター<br>事務部長 | 永田臣司君  |
| 消防本部消防長          | 中原茂昭君  |
| 教育部首席教育審議員       | 若杉幸生君  |

○

事務局職員出席者

|           |       |
|-----------|-------|
| 議会事務局長    | 渡邊義明君 |
| 局長補佐兼議事係長 | 中村武志君 |
| 書記        | 高木善彦君 |

○



午前10時00分 開議

○議長（永田 健君）

これより本日の会議を開きます。

日程第1 質疑・一般質問

○議長（永田 健君）

日程第1、質疑・一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。富田 弘海君。

[7番 富田 弘海君 登壇]

○7番（富田 弘海君）

おはようございます。

議席番号7番、富田 弘海です。

ご承知のように、新型コロナ対策につきましては、世界中で注目を浴びておりますけど、今回、それぞれの議員さんでお尋ねがっておりますので、冒頭の挨拶は割愛させていただきます。

それでは、早速、本題に入らせていただきます。

今回、発言通告に従いまして、一般質問を2件させていただきます。

初めに、財政調整基金の活用及び今後の財政運営について、質問いたします。

先般、5月25日の6月定例会初日の議案第38号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第2号）の先議に際しまして、中嶋市長より、今回の新型コロナウイルス感染症対策は、戦後最大とも言ふべき未曾有の危機であり、それを克服するためにちゅうちょなく財政調整基金を活用する。今後も感染症の再流行に備え、万全の体制をとるとともに、さらなる経済支援策を展開するなど、社会経済活動を安定させ、市民の暮らし・生活を守り抜くとの強い思い、答弁いただいたわけであります。また、合併直後の平成16年度末に46億円あった財政調整基金について、令和2年3月末には66億7000万円を確保しているとの答弁がっております。

そこで、合併後の財政調整基金の確保できた要因を含めての推移、あわせてどのような場合に取り崩してきたのか、お伺いいたします。

○議長（永田 健君）

これより執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

○総務部長（木下 実君）

富田議員の一般質問、財政調整基金のこれまでの推移及び活用について、お答えいたします。

財政調整基金につきましては、地方財政法及び山鹿市財政調整基金条例に基づき、年度間の財源の調整に必要な資金を積み立て、健全な財政運営に資することを目的としております。取り崩しにつきましては、経済事情の変動による財源不足や災害復旧、その他緊急の事業など真に必要な経費の財源に充てる場合に限り、取り崩すことができるものでございます。

合併から16年目を迎えておりますが、合併初年度（平成16年度末）で財政調整基金は、約46億円を確保しておりました。その後、国の三位一体の改革やリーマンショックの影響に伴う市税や地方交付税等の減少により、大幅な財源不足が生じる中、その不足する財源を補うものとして基金を活用しております。その結果、平成20年度末の財政調整基金は約35億円となりました。

一方では、合併直後から今日まで、市民の皆様のご理解・ご協力をいただきながら、行財政改革など、財政健全化への取り組みを行ってきたところでございます。職員数の見直しなどの人件費改革、市民課窓口の委託など民間活力の導入、補助金改革や保育所、老人ホームなど、公共施設の民営化など、徹底した歳出改革に取り組んできました。その結果として、令和元年度末において約66億7000万円の財政調整基金を確保したところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

富田君。

[ 7 番 富田 弘海君 登壇 ]

○7番（富田 弘海君）

地方分権が推進される中で、国の大きな改革でありました三位一体の改革、そしてその影響を受けて市の財政が厳しい状況になる中で、市民の皆様が、そして行政がそれぞれに将来世代のために蓄えた結果として、今日の財政調整基金が確保されていることが十分理解できました。

それでは、次に今後の財政運営につきまして、お尋ねします。

新型コロナウイルス感染症につきましては、一旦、新規感染者が抑えられております。しかし、多くの専門家によりますと、この秋以降の再流行、第2波、第3波により、感染力が高まる可能性も盛んに言われているところです。国等の支援を受け、ワクチン等の開発も進められておりますが、その完成には一定期間を要するものであり、国民全体にワクチン接種を行う場合は、さらに時間を要するものと思えます。

そのような中、国の動向等を踏まえて、山鹿市も感染症対策に対応していかなければなりません。感染症の影響により大きな打撃を受けた経済の回復等に、そして

先が見えない中で感染症と向き合って各種対策を進めていくには、まだまだ財源が必要になるのではないかと思います。

また、本年度から普通交付税の合併算定特例が完全に終了し、さらに少子高齢化、人口減社会の加速化が進む中で、税収等が減少する一方で、社会保障費やこれまで進めてきた社会資本整備に係る公債費など、義務的経費が増加し、財政基盤が脆弱と言われている山鹿市の財政運営について、財政の硬直化が進むのではないか、新しい行政課題に対応できるのか心配するところでございます。

そこで、2点目として、今般の状況にあって、長期的に安定した財政運営について、財政調整基金を含め、市長はどのようにお考えか、お尋ねいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

○市長（中嶋 憲正君）

富田議員の一般質問、今後の財政運営につきまして、お答えいたします。

合併から15年、普通交付税の合併算定特例など国の財政支援を受けながら、新市建設計画に基づく市庁舎建設事業を初め、一般廃棄物処理施設整備事業、学校規模適正化事業などの社会インフラの整備、また地域づくりや子育て支援などを着実に進めてまいりました。それと同時に、行財政改革についても、市民の皆様のご協力を得て取り組んでまいりました。結果、財政調整基金を初め、各基金について標準規模以上の残高を保有し、また主な財政指標を見ましても、一定程度の財政の健全性が確保されております。

しかしながら、本年度からは普通交付税の合併算定特例措置が終了し、真に自立した自治体としての財政運営が求められております。また、長期的に見ますと、最も大きな課題である人口減少、生産年齢人口の減少による市税等の減少、歳出面では社会構造の大きな変化である少子高齢化の影響による社会保障費の増加、公共インフラの老朽化対策、さらに今後顕在化するであろう新たな行政課題への対応、あわせて今般の新型コロナウイルス感染症については、当分の間、対応が必要であり、相当の財政出動が見込まれることから、今まで以上に厳しい財政運営を強いられるものと考えております。

これらのことから、長期的な視点に立ち、将来世代へ過度の負担を先送りすることなく、公債費の抑制、公共施設の整理統合、民間活力の推進など、不断の決意をもって、さらなる行政の効率化、AIやRPAの導入の検討などに努め、財政健全化の取り組みをしっかりと進めてまいります。そして、さまざまな行政課題を正面に受けとめ、市民の満足度向上を目指してまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（永田 健君）

富田君。

[ 7 番 富田 弘海君 登壇 ]

○ 7 番（富田 弘海君）

財政調整基金につきましては、本年度も当初予算では、昨年度に引き続き 6 億円が取り崩されており、今後、人口減少によりさらに交付税の減額が予想されていますが、このままいきますと、コロナ禍の影響により、来年度の税収は大幅に落ち込むことが予想されます。そういった意味でも、財政調整基金の重要性がさらに増してくるものと思われまます。そういった将来の歳入減少に対する備えとして、財政調整基金はとても重要な役割を果たすものと思ひます。しかし、今現在生きている我々が納付した税金もあるわけですから、将来的なものではなく、現在抱えている長年の懸案にも使つていいのではないのでしょうか。確かに、山鹿市財政調整基金条例第 5 条により処分の制限がありますが、例えば道路とか市民の生命・財産を守るために必要不可欠なものや地域の活性化につながるものについては、将来を見通しながらも、今生きている我々の生活のことを考えた使い道を模索して、施策を講じていただきたいと思ひます。

次に、これまでの新型コロナ対策についてですが、それぞれの自治体において独自の支援策を打ち出し、それが連日報道されていましたが、その中に山鹿市の情報はなく、まだかまだかと待ち望んでいた市民も多かったのではないかと思ひます。今回、総額 7 億 7000 万円ほどの大規模な支援策を講じていただいたことには大変感謝しているところですが、欲を言うならば、全国一番ぐらいのスピードで、本当に困っている人への支援をしてほしかったという思ひはあります。

では、その間、市は何もしていなかったと言へば、そうではなく、今回の支援策の制度設計はもちろんです、施設の利用制限やイベント実施の判断など、さまざまな対応をされてきたことと思ひます。

そこで、市民医療センターや消防本部も含め、市はどのような対応をされてきたのか、また第 2 波に備えた今後の対応について、お尋ねいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

○福祉部長（佐藤 アキ君）

富田議員の一般質問、新型コロナウイルス感染症に係る市の対応について、お答えをいたします。

初めに、これまでの市の対応につきまして、お答えをいたします。

本市におきましては、熊本県で初めて感染者が確認をされた 2 月 21 日に、市長を

本部長とし、副市長、教育長、全部長で組織をしました山鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁を挙げて感染予防対策等の取り組みを進めてきたところでございます。

これまでに、市の要綱に基づく任意の対策本部会議を23回、また4月7日に国より発令された緊急事態宣言に伴う新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく法定の対策本部会議を8回開催し、その中でリスクレベル別感染対策行動計画、市主催行事の開催方針、公共施設・指定管理施設等の休業方針、経済対策等の協議・決定を行うとともに、市役所全体の情報共有を図ってきたところでございます。

また、市民医療センターにおきましては、感染症の指定医療機関として、医師や看護師、技師などが医療の最前線で自身の感染と院内感染の防止に努めながら、日々の業務に当たっております。また、消防本部では救急出動について、独自の感染防止マニュアルにより、徹底した防護と消毒を行い、感染防止に努めてきたところです。

次に、第2波に備えた今後の対応について、お答えいたします。

まず、感染予防対策として、市民に対しまして3密の回避、身体的距離の確保、マスクの着用や手指衛生等の基本的な感染防御策を伴う新しい生活様式の周知・普及を図ってまいります。

また、市内での感染者の発生を想定した医療体制の整備に向けて、鹿本医師会、熊本県山鹿保健所、山鹿市民医療センターと連携をして、受け入れ病床の確保や検査、相談体制の取り組みを重点的に進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

富田君。

[ 7 番 富田 弘海君 登壇 ]

○7番（富田 弘海君）

今回、なぜこのような質問をしたかと言うと、コロナ禍において、どのような対策を行ってきたかということを知ってもらうことはもちろんですが、大事な記憶として記録に残しておく必要があると感じたからです。この記録は、将来の予想もしないような事態に対処するときの大きな財産になると思いますので、この経験を糧にどんな事態にもいち早い対応ができるようになることを期待するところがあります。

この新型コロナ対策につきまして、思い切った施策を講じていただいた中嶋市長を初め、執行部の皆さんには大変感謝申し上げます。我々議員も一体となって、この新型コロナから脱出できるように頑張りたいと思っております。

新型コロナの影響は、今後もあらゆる面に出てくると思いますので、第2弾、第3弾と支援を検討いただき、山鹿市の元の姿を取り戻すそのときまで下支えをしていただくことをお願いしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、富田君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、服部 香代君の発言を許します。服部君。

[6番 服部 香代君 登壇]

○6番（服部 香代君）

議席番号6番、服部 香代です。

発言通告に従いまして、新型コロナウイルス感染症対策と学校給食の運営等についての2件を、一問一答にて質問をさせていただきます。

まず、1件目の新型コロナウイルス感染症対策については、3点質問をさせていただきます。

まず1点目は、避難所運営等について、質問をいたします。

新型コロナウイルスの感染リスクが予断を許さない状況の中、日本列島はこれから豪雨災害、台風被害など、自然災害のリスクが高まるシーズンとなりますが、これは山鹿市においても全く同じ状況であると言えます。大勢の人が一度に身を寄せ合う公的避難所は、密閉・密集・密接の典型であり、いわゆる3密の状態をつくり出してしまっておそれがあります。しかし、新型コロナウイルスの感染防止は不可避であり、喫緊の課題です。政府も自治体に対策の徹底を呼びかけてはいますが、各自治体は感染を防ぎながら避難所を運営できるか不安を抱えていると聞きます。

山鹿市における公的避難所運営等の見直しは、5月25日の全員協議会においてご説明をいただいたところです。現在、拠点避難所としては6カ所ございますけれども、1人当たりのスペースを6.25平方メートルという目標数値を定め、その施設内のほかの部屋も使用するということでした。また、体調不良の方へは、さらに個室などの専用スペースを確保するというものでしたが、そうした対応をされた上で、想定される利用者数が全て避難できるのでしょうか。一般的には、収容人員は従来の4分の1あるいは5分の1に減らさざるを得ないと言われておりますけれども、これまでの定員数は確保できるのでしょうか。6カ所以外にも、ほかの施設での増設の計画がありますでしょうか。避難が必要になると予想される地域では、自主防災組織や町内会が公的避難所の利用予定者を把握して、その人数と情報をあらかじめ市に伝えておくといった、そういったことが重要ではないでしょうか。そういった地域との連携はとれているのでしょうか、これもお尋ねしたいと思います。

しかし、新型コロナウイルスの感染リスクがある中では、公的避難所ではなく、

これまではほとんど言われていなかった親戚や友人、知人宅への避難、または自宅で居住が継続できる場合は、自宅避難という選択もあるとして、政府は分散避難を推奨しています。また、エコノミークラス症候群のおそれがあり、決して推奨はできませんけれども、車中避難もあります。感染リスクをおそれて、そういう選択をされる方もおられることと思います。そういう多様な形態による分散避難等については、市民にどう啓発していかれるのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（永田 健君）

これより執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

○総務部長（木下 実君）

服部議員の一般質問、新型コロナウイルス感染症対策等に係る避難所運営等について、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症が収束を見ない中、緊急事態宣言が解除されましたが、これからの社会経済活動を進めるに当たりましては、新しい生活様式の導入が求められております。そして、間もなく大雨、台風シーズン等による出水期が到来するに当たり、避難所におきましても感染防止を徹底した新しい避難所のあり方が求められているところです。

国は、本年4月に避難所運営に関して、①可能な限り多くの避難所を開設すること、②親戚や友人宅への避難を検討するよう住民に周知すること、③避難所到着時に避難者の健康状態を確認し、手洗いとせきエチケットを徹底すること、④発熱などの症状が出た人に専用のスペースやトイレを確保し、一般避難者と場所・動線を分離することなど、これまでの運営を見直すよう方針が示されております。

これを受けまして、本市でも避難所対策の基本方針を定めたところでございます。1つ目に避難所での3密の回避、2つ目に避難所の衛生環境の確保としております。現在、常時避難所として開設している健康福祉センター、老人福祉センター、各市民センターにおいて、マスク、消毒液の配備を完了したほか、保健師の配置、入室時にはマスクの着用、検温、避難者の健康チェックを行うこととしております。また、体調不良の方には避難所内に専用スペースを設けるなど、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいります。

具体的に申し上げますと、避難所対策の基本方針とした避難所の3密を回避する最優先事項は、避難所内のスペースを十分に確保することです。山鹿市の過去3年間の避難実績を分析してみますと、健康福祉センターの大ホールは150名の収容が可能でございますが、最大利用を記録したのは、平成29年9月の台風18号発生時の79名でした、利用率52%。大ホールの収容人数を、今回の新型コロナウイルス感染症対策として、1人当たりのスペースを拡大した新基準で引き直しますと、収

容人員は50名程度となります。平成29年時の最大利用者の約4割、30名程度の方が収容できないこととなります。

そのため、通常の開放スペースのほかに、施設内の視聴覚室や和室なども、今回から避難スペースとして使用いたします。なお、ほか5つの避難所につきましても、利用実績上は15%程度の利用率であり、新基準においても収容できるスペースはございますが、これらの施設におきましても施設内におけるほかのスペースを活用した分散避難を行うこととします。ただし、大雨特別警報など想定されるような場合は、6カ所以外にも、体育館、公民館などの公共施設等避難所を開設し、避難者の受け入れ態勢を整えてまいります。

あわせて、市民の皆様には、事前の準備として、ご自身のご自宅周辺を、いま一度、防災マップ等でご確認いただくほか、防災グッズの確認をお願いしたいと思います。また、避難にご不安をお持ちの方におかれましては、事前にご相談していただきたいと考えております。

そして、避難所を利用される際には、マスクや体温計等の衛生用品や常備薬の持参、受付での連絡先登録や健康チェック、避難所内でのエチケットマナーの徹底など、新たな避難所運営にご理解・ご協力をお願いします。

このような避難所対策をまとめました情報啓発チラシ等を、市内の全世帯に配布するほか、広報やまが6月号、市ホームページ、やまがメイトに掲載し、広く周知を図ってまいります。

市民の皆様には、今まで以上にみずからの命を守る行動、友人との助け合い、行政協力員を中心とした地域・自主防災組織の助け合い、自助・共助・公助を意識していただき、防災にとどまらず、感染症対策に対する取り組みのギアを一段、二段と上げていただくことをお願いしてまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

服部君。

[6番 服部 香代君 登壇]

○6番（服部 香代君）

そういった市民への周知などについては、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

公的避難所と分散避難等についてお尋ねをしてきましたけれども、公的避難所では、部屋数をふやすなどの措置が講じられ、それに従って職員配置も増員されるものと思われまます。短期間なら、それでも対応できるかもしれませんが、もし長期間に及ぶ場合は、限られた人員で避難所運営を継続するのは困難ではないかと



思います。

山鹿市では、補助金を出して防災士の育成を行っています。防災士の皆さんは、専門的に学ばれており、知識もお持ちです。そういった方にご協力をいただき、運営していただくということではできないでしょうか。新型コロナウイルス感染が懸念される中では、市民に協力を求めてはいけないとされる説もございますけれども、一般のボランティアとは違います。十分に対策をした上で、可能ならばお願いするというようなことはできるのではないかと思います。防災士の活用についてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

○総務部長（木下 実君）

服部議員の一般質問、防災士の活用について、お答えいたします。

防災士とは、自助・共助・協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を修得したことを認定特定非営利活動法人日本防災士機構が認証した方です。防災士の方は、防災に関する知識を有しておられ、地域の防災計画の立案への参画、災害時においては、避難、救命、避難所の運営などの活動が期待されているところです。

現在、山鹿市には、認証を受けた58名の方が、日ごろから各地区の自主防災組織の活動を通し活躍されておられます。

なお、今回、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを伴う一般の避難所運営に当たりましては、まずは装備をした保健師、職員が当たるべきと考えます。ただし、警報、警戒等災害レベルが高くなったり、長期化する場合におきましては、避難所運営につきましても、リスクレベルを回避することを前提に、ご協力をお願いしたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

服部君。

[ 6 番 服部 香代君 登壇 ]

○6番（服部 香代君）

間もなく、梅雨がやってきます。台風も発生するでしょう。自然災害はもう目の前にあると考えなければなりません。そんな中での感染症対策も講じた避難所運営は、多くの課題があります。国も今、盛んに分散避難を呼びかけています。これまではなかった概念ですけれども、新しい生活スタイルとともに、一般的な選択肢となるようにしていかなければなりません。もしものとき、親戚や友人、知人宅へ

の避難がきるのか、自宅避難が可能なのか、また連絡手段はどうするのかなど、日ごろから家族でよく話し合っていくことが防災の第一歩だと思います。

先週、広報やまがと一緒に、避難所の感染症対策というチラシが全戸配布されましたけれども、新型コロナ感染症が心配される今、分散避難をもっと啓発する必要があると思います。公的避難所を確保して用意することは、これは行政の責務ですけれども、市民はそこに避難するということは、感染リスクも伴うということをおかなくてはなりません。ぜひ、分散避難については、保存版のような啓発資料を作成していただき、市民への周知徹底に努めてもらいたいと思います。

私たちは、熊本地震のとき、自助・共助、そして最後に公助ということを体験しました。災害から身を守るのは、まず自分だということをおき一度確認しておきたいと思います。もちろん、公的避難所への避難が必要だと思われたときは、ちゅうちょなく避難することも大切です。災害のないことを祈りつつ、私も市民の一人として、防災に対してしっかりと備えておきたいと思います。

それでは、次に2点目の小中学生への学習支援等について、質問させていただきます。

熊本県も新型コロナウイルス感染症の蔓延が危惧され、子供たちの生命を守る措置として、3月から山鹿市の小中学校も臨時休業を余儀なくされました。4月に出された緊急事態宣言も解除され、ようやく5月25日に学校が再開されました。ちょうど年度末から年度初めの時期ということでもあり、何より誰も経験したことのない突然のステイホームという中での個別学習は、子供たちもちろん、先生方や家庭でも大きな戸惑いでありました。臨時休業となつてすぐの段階から、家庭学習の課題等も出されていましたが、臨時休業の期間が長くなるにつれて、家庭での学習支援に格差が生じているのではないかと心配をしておりました。

また、今回のことで、各自治体によってICTの導入に差があり、それがそのまま教育格差になってはいけないとも思っておりました。しかし、導入されてはいても、アカウントが取れていなかったり、アプリケーションソフトや配信する側のスキルの問題もあり、なかなかうまくいっていなかったというのが実情のようです。

熊本市も端末機所有の有無や家庭のWi-Fi環境を調査されたりしましたが、たとえ保護者が所有していたとしても、ずっと子供に使用させるわけにもいかず、結果的には学校のタブレット使用を希望する子供たちが多く、学年を限定しての取り組みとなったようです。しかし、今後、再び臨時休業という事態になることも考えられますので、早急にICT活用の方策をご検討いただきたいと思います。

しかし、端末機がすぐ1人1台というのは困難でしょうから、そのときは全てをリモート授業をするというわけではなく、保護者の端末機も活用させてもらい、5

分だけのホームルームから実施するというような臨機応変さが、その先の段階への足がかりとなるのではないかと思います。

今年度はすでに3クラスに1クラス分のL T Eモデルでのタブレット導入が決定しておりますが、今後の方針はどういったものでしょうか。それから、今回、学校再開までの家庭学習についての対応はどういったものだったのか、お尋ねをいたします。

出された課題の丸つけも家庭ですることになっていたということも聞いておりますが、学年末の残りの授業がなかった分などは、理解できているのでしょうか。また、先生から個別に電話で声をかけてもらった子供もいれば、全く一度もなかった子供もいるということです。4月になって、クラスも担任の先生も変わった子供たちもたくさんいます。子供たちは、週1回の登校で会うことができましたけれども、このような状況下でしたので、授業参観も学級懇談会も家庭訪問もできない中で、小学生の保護者は先生の顔もわからず、せめて電話でもお話をしておきたいけれども、保護者側から学校に電話はできないと、そういったような状況でした。新入生に限らず、まだ小学生のうちには保護者の不安もあったものと思われれます。先生方もお忙しかったとは思いますが、先ほど言いました子供へのコンタクト、また保護者とのコミュニケーションについては、どうお考えでしょうか。そういった対応は、基準などが教育委員会から示されていたのでしょうか。

学校は再開されましたが、これまでの学習のおくれを取り戻すことは、そう簡単ではないと思います。まず、学校に毎日登校できること、授業時間に席に着いていられること、そういった基本的なことから少しずつならしていくことも必要だと思っています。夏休み、運動会、体育祭、修学旅行、そういった行事をどうするのかを含めて、今後の教育支援のあり方について、教育委員会としての考え方を示してください。

**○議長（永田 健君）**

執行部の答弁を求めます。若杉教育部首席教育審議員。

**○教育部首席教育審議員（若杉 幸生君）**

服部議員の一般質問について、お答えいたします。

まず、1点目のI C T活用の今後の方針について、お答えいたします。

今年度8月に、山鹿市内の小中学校3クラスに1クラス分と、教師1人1台分のタブレットを導入する予定です。また、来年度までには児童生徒1人1台のタブレットを導入する計画です。このタブレットはL T Eモデルで、W i - F i環境がなくてもインターネットに接続することが可能です。

現在、導入に向けた作業の一環で、山鹿市内小中学校の保護者に対し、家庭のイ

ンターネット等の環境について調査をしております。この結果をもとに、次に臨時休業を行う場合には、インターネットにつなぐことができない家庭にタブレットを貸し出して、児童生徒とインターネットを介して毎日の健康観察や宿題の提示及び提出、そしてオンライン授業ができるように準備を進めていきます。

次に、2点目の学年末の授業がなかった学習内容について、お答えいたします。

学年末の残りの授業がなかった分は、3月の登校日や4月初めに授業を行いました。また、これだけでは十分理解することができなかった児童生徒には、臨時休業期間中に個別指導を行い、学習内容の定着を図っており、現在ほどの学校も今年度の学習に取り組んでおります。

3点目の臨時休業中の子供や保護者とのかかわりについて、お答えいたします。

市内の小中学校では、臨時休業期間中、週に1、2回程度の登校日を設けております。この登校日に児童生徒の様子を確認したり、宿題の確認や質問の対応をしたり、次の週の課題の説明をしたりしてきました。また、これだけでは十分理解することができなかった児童生徒には、臨時休業期間中に個別指導を行い、学習内容の定着を図っております。さらに、家庭で過ごすことができない児童生徒や特別な教育的支援が必要な児童生徒につきましても、学校で受け入れて個別指導を行いました。

不登校傾向にあった児童生徒につきましても、保護者の教育相談も含めまして、適応指導教室の先生方に、この臨時休業期間中、一人一人に丁寧にかかわっていただきました。そのため、多くの児童生徒が学習やさまざまな活動に意欲を持ち、行動することができるようになってきています。

ただ、担任からの電話や家庭訪問につきましても、教育委員会として基準等を示さず、学校の実情に応じて対応してもらったために、議員ご指摘のとおり、保護者の方の中に不安を感じられた方がいらしたことは謙虚に受けとめ、新型コロナウイルス感染症対策をした上での授業参観や懇談会を通して、信頼の構築をしていくなど、今後の保護者対応に生かしてまいります。

4点目の今後の学校行事について、お答えいたします。

夏休みは、例年より期間を短縮し、8月8日から8月23日までの16日間といたします。運動会や体育大会は9月または10月に延期して行い、修学旅行も1学期に行う予定であった学校は2学期以降に延期して行う予定です。今後、本格的に教育活動が行われていきますが、しばらくはこれまで以上に一人一人の児童生徒の心と体の健康を十分把握しながら、徐々に元の学校生活のペースに戻るよう進めていくよう、各学校に指導してまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

服部君。

[ 6 番 服部 香代君 登壇 ]

○ 6 番（服部 香代君）

タブレットについては、来年度までに1人1台の導入を計画しているということでしたので、これはもう加速度的に進むのではないかと期待をしております。

臨時休業中の対応等につきましては、あっては困りますけれども、再び休業するような事態になったときは、ぜひこれまでのことを検証した上で対応をお願いいたします。

それも大事なことですけれども、やはり3カ月余りも学校に行けなかった後の今からが大変重要だと思っています。例年、夏休み明けの9月は、子供たちの自殺のリスクが高まる時期です。ましてや3カ月も休みがあった後なので、例年の夏休み明けのときよりも、より以上に気をつけて見る必要があると思います。遅刻や早退もある程度の許容が求められるのではないのでしょうか。また、課題や宿題もきちんと完璧にできなくても、徐々にやれるようになればいいという長い目で見ていただくことも大事です。親も子供も追い込まないような対応を、ぜひお願いしたいと思います。

今回の新型コロナ関連の補正予算では、教育相談員やサポートティーチャーの増員も盛り込まれておりました。それは大変よかったと思っています。しかし、それでもまだ不足しているのではないかと考えています。15校のどの学校にも必要です。人を育てるには、人が必要だからです。そういった人的補助、加配については、しっかりと手だてをしていってください。

また、今は一見落ちついている子供たちも、これからどんな影響が出てくるかもわかりませんし、保護者の不安や要求に先生方の対応も大変だと思っています。先生方のケアについても考えておいてほしいと思っています。さまざまなことに教育委員会が指針やある程度の具体的方策を示していかないと、学校の実情に合わせてということばかりでは、かえって混乱することになりかねませんし、学校判断にウェートを置き過ぎることは、学校への負担も重くなります。いろいろと申し上げましたけれども、子供たちが元気に学校生活を送れるよう、ご尽力いただきますようによりしくお願いをいたします。

それでは、3点目の地域経済活性化について、質問をさせていただきます。

5月25日に議決しました山鹿市独自の経済支援策は、かなりインパクトのあるもので、落ち込んだ観光産業関連事業への大きな支援になるものと思われます。財政調整基金6億円を取り崩して行ったというのは、もうこれは本当にすごいことで、

裏を返せば、これまでにない危機的状況にあるということにほかなりません。そういったリーマンショックのときでも、熊本地震のときでも、経験しなかった危機の中で、山鹿市の主要産業の一つである観光産業関連の事業者が体力を失わないような施策を打ってもらいましたけれども、次の段階では経済が回らなければ、どんなに支援をしても再生はできません。もちろん国でも内需拡大の支援策について検討を進めているということで、特定の業種に対して使えるクーポンの発行なども考えられているようです。5月27日には、2兆円の臨時交付金の補正予算が閣議決定されており、本会期中での予算成立が見込まれて、今後もさまざまな経済支援がなされていくでしょう。

山鹿市においても、それに即した施策が展開されていくものと思われませんが、私はプレミアム商品券について、お尋ねをしたいと思います。

山鹿市の中で、ある程度、経済を回していくことができるならば、少しずつ以前の状況に近づけるのではないかと思うのです。商品券あるいは現金を支給する自治体もありますが、私は1万円に何割か上乘せしたプレミアムつき商品券、つまり1万円で購入して、1万数千円分の商品券が受け取れる、そういったものを検討してはどうかと思っています。

平成27年に国の経済対策でプレミアムつき商品券が出されましたが、それは1万円に2000円分のプレミアムがついたものでした。最低でも、その水準のもの、ぜひそれ以上のものをご検討いただきたいと思います。緊急事態宣言解除で経済活動が動き出す中、地域経済回復を主な目的として、あわせて市民生活を支援するという目的もあるのですから、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。発行や使用の期間については、十分に検討され、国からの支援策を活用して打ち出すこともできると思います。山鹿市独自のプレミアム商品券の発行については、どういうお考えでしょうか、お尋ねいたします。

**○議長（永田 健君）**

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

**○経済部長（早田 順二君）**

服部議員の一般質問、地域経済活性化、プレミアム商品券について、お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、4月に発動されました緊急事態宣言はすでに解除されておりますが、国県の休業や営業時間短縮の要請等もあり、多くの事業者が客足の急激な減少により売り上げが激減し、事業継続も危ぶまれる状態に陥っております。また、個人の消費活動も不要不急の外出自粛、勤務先の休業による雇用不安などから停滞している状況にあります。

このような中において、プレミアム商品券の発行は、域内の消費者マインドを喚起する手段の一つであり、特に地域経済の回復期には効果的であると捉え、既に検討を始めております。

今後、商品券発行による地域経済の活性度をより高めるため、商品券発行の対象者やプレミアム率、販売方法、使用期間等について決定し、早期の実現に向け、取り組みを進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

服部君。

[ 6 番 服部 香代君 登壇 ]

○6番（服部 香代君）

もう既に検討を始めておられるということで、経済活性化に積極的な手だてを早期にやっていくという、大変力強い答弁をいただき安心をいたしました。

今回は、内需拡大のための経済支援策について質問させていただきましたが、ほかにも福祉、教育など、全ての分野に支援が必要とされています。言うまでもなく、この貴重な財源は税金です。最も効果的に使っていくことが重要であり、そのためにはスピード感をもって迅速にやらなければならないもの、また時期をしっかりと見てやっていくもの、そしてほかがやるからということではなく、地域の実情に合ったもの、一番必要なところに必要な支援が行き届くこと、そういったことが大切だと思っています。今後、国からの支援策、交付金が出されてくると思われませんが、冷静に見きわめて、有効に使われ、この新型コロナウイルスによって引き起こされた事態が一日も早く元の日常に戻れますように、切に祈念するところです。

これで、新型コロナ関連の質問は終わりたいと思います。

では、一般質問の2件目、学校給食の運営等について、質問をさせていただきます。

学校給食は、学校給食法に基づいて実施をされています。児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ食に関する正しい理解と判断力を養う上で重要な役割を果たしています。法律でそういった目的が示されているのですが、多くの子供たちにとっては、やはり学校生活の中での楽しみの一つだと思います。ただ、食物アレルギーを有する子供たちもおり、その対応も重要になっています。平成20年に公益財団法人日本学校保健会が出したガイドラインに基づく対応をすることとされております。

しかし、平成24年12月に、東京都調布市の小学校で食物アレルギーのある児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックにより亡くなるという事故が起きてし

まいりました。文部科学省では、二度と起こさないように、すぐに再発防止に取り組みました。しかし、不幸にして亡くなられた児童には、もう二度はないのです。全ての児童生徒が給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごせることが第一で、絶対に起こしてはならない事故でした。

山鹿市の学校でも食物アレルギーを有する児童生徒に給食を提供していると思います。山鹿市は、現在、15校の小中学校がありますが、何人ぐらいの対象者がいて、どういった対応をされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

○教育部長（瀬口 慎哉君）

服部議員の一般質問、学校給食における食物アレルギー事故防止の現状について、お答えいたします。

現在、食物アレルギーを有する児童生徒は、全体で64名在籍しております。

各小中学校においては、それぞれの児童生徒の状況に応じて、アレルギーの原因となる食物や材料等を除いた給食、もしくは代替給食を個別に提供することで対応しており、対応校の規模等による内訳は、学校内の調理場で調理・提供をしている小規模校の7小学校と1中学校では、通常給食以外にそれぞれ1食から9食ほどを個別に調理して提供しており、大規模校の2校では7食と9食、2つの給食センターでは8食と9食を同様に提供しているところです。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

服部君。

[ 6 番 服部 香代君 登壇 ]

○6番（服部 香代君）

現在の山鹿市における給食の施設では、スペースが十分でなく、アレルギーに対応することも、調理の段階から非常に神経を使っておられるのではないのでしょうか。一般的には、そば、小麦粉、ナッツ類などのアレルギーは、重篤な症状になることが知られており、そういうアレルギーを持つ子供がいる学校では、同じ調理室では扱えないことから、除去食や代替食での対応ができずに、メニュー自体が別のものとなり、ほかの児童も食べられないことになってしまいます。

文部科学省では、平成27年3月に最新のアレルギー対応の指針を出し、各自治体の教育委員会で対応マニュアルを整備するように求めています。熊本県内では、そのマニュアルができているところもあり、できていないところもあるといったような状況で、山鹿市ではそのマニュアルはまだ整備をされておられません。それでは、



学校によってアレルギー食に対する対応が違ってきます。学校間で違ったものにならないように、マニュアルの整備は急務だと思われます。

また、一部の施設では老朽化が進み、改修が必要となっています。さらに、以前はウェット式で運用していたものが、法改正によりドライ式で運用するということになっています。何とか形はドライ式にされておりますけれども、学校給食衛生管理基準に基づいた衛生管理が徹底されているかという点、疑問が残ります。また、栄養教諭がない学校もあり、調理員も不足しているようです。

そういったことから、将来は山鹿市には東と西に規模の大きい給食センターを整備して運用するというようなことが望ましいのではないかと考えています。ただし、鹿北は距離の問題があり、センターではカバーできないことも予想されるので、現在の親子方式での運用がベストではないでしょうか。自校式では配送の手間がないなどのメリットもありますが、センター式では衛生管理が行いやすい、アレルギー室を完備することができる、調理員の確保が困難になってきている現状の中、調理員は少ない人数でも対応できるなど、メリットも大きいと思います。

また、山鹿幼稚園に給食はありませんが、センター方式であれば配食も可能になるでしょう。減少の一途をたどる園児数ですが、保護者のニーズも聞きながら検討する価値はあると思います。

山鹿市では、複数の実施方法がありますが、今後はどのように運用していかれますでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

○教育部長（瀬口 慎哉君）

服部議員のご質問、給食施設の今後の運用方針について、お答えいたします。

本市における現在の給食提供方式は、市町村合併以前からの流れを引き継ぎ、3つの方法により運用を行っています。

1つ目は、学校施設内に調理場があり、その学校分のみを調理する単独校調理方式、いわゆる自校方式が小学校7校、中学校2校、合わせて9施設。2つ目に、調理場を持つ自校方式の鹿北小学校で、調理場を持たない隣接する鹿北中学校の給食調理も同時に行う親子方式が1施設。さらに、3つ目として、複数の学校の給食を一括して調理し、給食時間までに配送する大規模調理方式のセンター方式が、菊鹿給食センター及び鹿本給食センターの2施設となります。この3つの方式により、児童生徒に給食を提供しているところです。

しかしながら、議員ご指摘のように、自校方式をとっている9校の施設及び鹿本給食センターは、施設の老朽化だけではなく、学校給食衛生管理基準に基づいた衛

生管理の順守、対応にも苦慮しており、施設整備を早急に行う必要があります。

そこで、教育委員会では現在の3つの提供方式を比較・検討し、今後の施設整備の方向性を明らかにするため、昨年5月、学校給食施設再編整備に係る基本指針を策定し、3つの方式それぞれの一長一短を勘案した上で、整備期間やコスト面、整備後の運用面等も比較した結果、センター方式及び親子方式による整備の方向性を指針の中で示したところでございます。そして、その基本指針を踏まえた上で、本年度は学校給食施設の再編整備に係る基本構想・基本計画を策定することとしております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

服部君。

[ 6 番 服部 香代君 登壇 ]

○6番（服部 香代君）

センター方式で行うというのであれば、なるべく早く計画して進めるべきだと思います。現に、鹿本給食センターは老朽化しており、大規模改修が必要となっているようですが、改修した後にまた新たなセンターを建設するというのは、もうこれは現実的ではありません。ただ、大きなセンターをつくるとなれば、広い敷地も必要だし、土地の用途も考慮しなければならず、簡単にはいきません。また、どれくらいの配食数を想定しているかも重要です。学校給食センターは、多くの場合、鉄骨づくりで建設されます。建物としての寿命が40年から50年としたら、そのとき給食の対象となる児童生徒数は減少が進み、必要とされる配食数も大幅な減少が予測されます。

山鹿市の長期人口ビジョンによりますと、年少人口は2020年、5883人だったものが、25年後の2045年には4146人となり、約30%減少しております。その後も減少傾向は続くと思われております。極端な言い方をすれば、今整備する学校給食センターは、施設の寿命の後半においては3分の1か、あるいはもっと多くの部分が無駄になるとも言えます。しかし、そうなった場合でも、中長期的な視点から考えられる対応としては、用途転用が考えられます。センターは、調理設備、調理員、配送車両などを有しており、さらに調理実習室や研修室などを併設して建設しておけば、それも資源になります。こうした資源は、ほかの行政サービスにも役立つ可能性があります。学校給食外での高齢者への配食サービスも考えられるのではないのでしょうか。センターの持つ調理や配送といった本来の能力を活用しつつ、高齢者福祉というニーズに対応できる分野ではないかと思えます。

また、子供たちへの食育の拠点としての活用も考えられます。最初から高齢者へ

の配食サービス等ができなくても、児童生徒の減少という事態になったときに、そういったサービスも可能なようにしておくことが必要です。あらかじめ機能を縮減したり、転用したりできるように配置をしたり、事前にニーズを把握・検討した上で、十分な設計面での配慮が必要となってきます。ほかにも研修室、会議室などは市民に開放して、地域住民の交流の場とすることもできます。そうした多様な活用を検討することは、ただ単に箱物をつくるのではなく、公共施設マネジメントの観点から、センターの持つ資源、山鹿市の現状、将来の動向等を横断的に見て、行政サービスの提供拠点の一つとして捉えてみてはどうでしょうか。学校給食と福祉、学校給食と地域支援といった発想をぜひ取り入れてほしいと思います。

そういった機能を有する給食センターということについては、どのようにお考えなのか、お尋ねをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

○教育部長（瀬口 慎哉君）

服部議員の一般質問、今後の給食施設整備のあり方について、お答えいたします。

今後、新たな給食施設を検討・整備するに当たっては、より高度な衛生管理への対応はもちろんのこと、議員ご指摘のように、人口減少に伴い、将来の児童生徒数も減少することが想定されることから、中長期的な視点も考慮する必要があると考えております。

基本構想・基本計画の着手に当たっては、施設機能の複合化による掛け算の効果も念頭に置きながら策定してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

服部君。

[ 6 番 服部 香代君 登壇 ]

○6番（服部 香代君）

学校給食センターには、学校教育の配食のほかにいろいろな行政サービスが提供できる施設として考えてほしいと言いましたけれども、大規模災害にも対応できるのではないかと思います。新しい施設をつくり出していくためには、給食運営を担っている企業やさまざまな民間事業者、子供も大人も高齢者も含めた多くの一般市民などの意見やアイデア、ノウハウを効果的に活用する必要があります。こういったことから、行政が決めた事業計画を市民に対して説明して、理解を得るということではなく、計画の段階から市民参画の機会を設け、市民と行政が対等な立場でアイデアを出し合えるような形式で検討を進めていってほしいと思います。これは、

ほかの施設整備等の全般に係ることです。いつも言いますが、対話型の行政であってほしい、このことを強調しておきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、服部君の一般質問は終了いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

午前11時10分 休憩

○

午前11時24分 開議

○議長（永田 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次の通告順により、横手 啓介君の発言を許します。横手君。

[19番 横手 啓介君 登壇]

○19番（横手 啓介君）

こんにちは。

19番、横手でございます。

今回は、新型コロナウイルス感染症対策ということで、税金について質問をさせていただきます。

まず、5月25日、開会日の先議議案において、新型コロナ対策の各種支援については、多くの方々が喜ばれ感謝されていますことを、まずもってお知らせをいたします。しかしながら、まだまだ多くの方が困っておられることも、5月25日に質疑しましたとおりでございますので、その点、今後、十分配慮をしていただきたく思います。

さて、質問に入ります。

最初に、新型コロナの影響が出てまいりましたのが、2月に開催しておりました山鹿灯籠浪漫・百華百彩の第3週目でございます。自粛の要請があり、八千代座での灯籠踊りの公演中止、また4週目には全ての企画が中止となったのが始まりかと思えます。3月、4月と、政府のほうで持続化給付金や特別定額給付金などの給付事業が決定されましたが、2月末から多少の影響が出始めており、資金繰りや家賃、また申告時期と重なり、税金などの固定費が商業者を圧迫しておりました。国・県・市が借り入れに対して保証料の全額助成や利子の3年間の補給などの支援策を出していただきましたが、商業者の中には借りたら返さにやいかん、こんな状態が続くなら返済の自信がないと言う人や、ちょっと税金を滞納しているので、借りたいけど借りられんと言う人もおられました。

5月になり、国の持続化給付金の受付が開始されましたが、なかなかそれもつながらず、最近になって、やっと申し込みができるようになったのが実情であります。商工会議所や商工会での申請の指導も、やっと今週中に可能になる状況になっております。

ちょっと長くなりましたが、そんな中、5月11、12、13日ぐらいです。特別定額給付金、国民1人当たり10万円の申込用紙が届きました。やっと来たかと思いました。しかし、一緒に固定資産税や自動車税、軽自動車税の納税通知書が届いたわけです。ある事業者の方が定額給付金で税金ば払えということかねと言われ、私は何と答えていいのかわかりませんでした。確かに、国民、市民には納税の義務があります。しかしながら、こんなに市民、事業者が弱っているときに、一番市民に寄り添っていかねばならない地方自治体である山鹿市の対応がこれでいいのかと思いません。どうでしょうか、お答えをお願いいたします。

また、その後、5月25日、山鹿市において手厚い支援策が出て、ほかの市町民からうらやましがられておりますが、これで全て解決したとは思えません。4月に経済産業省から出た、新型コロナで経営にお困りの事業者の皆様へというペーパーに、税、社会保険料の納付が猶予・減免されますということで、全ての税、社会保険料を対象に、無担保かつ延滞金なしで1年間の納付を猶予、さらに公共料金関係の支払いについても猶予、また既存の事業用家屋・償却資産への固定資産税も減免されますとあります。

今回の議案として提出してある専決処分がそれであろうかとは思いますが、その条文だけではなかなか理解できません。市税がどのようになっているのかをお知らせください。また、市民に対する告知という点において、専決したにもかかわらず知らせていないことが多々あると思いますが、今後どのような告知を行っていくのかお示しください。

以上、1回目を終わります。

**○議長（永田 健君）**

これより執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

**○市民部長（梅崎 康二君）**

横手議員の一般質問、新型コロナウイルス感染症対策、市税についての1点目について、市民に寄り添う自治体の対応について、お答えをいたします。

固定資産税及び軽自動車税の納税通知書につきましては、毎年5月1日に送付をしているところでございますが、数が多いこと、ゴールデンウィークに重なることなどから、定額給付金申請書と同時期に届いたものと思われまます。定額給付金で税金を払えということではなく、たまたま送付時期が重なったものでございます。

また、納税通知書につきましては、毎年4月初めから封入作業を進めており、新型コロナウイルス感染症対策に係る国県の通知は4月末に方針等が届いたことから、徴収猶予の通知等を同封することもできなかったものでございます。

続きまして、2点目の市税が今後どのようなようになるのかについて、お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症の対策としまして、地方税法が4月30日に一部改正され、本市でも徴収猶予等につきましては専決処分を行ったところでございます。

その改正の内容につきましては、新型コロナウイルス感染症により収入が前年の同期間と比べて、おおむね20%以上の減少をした場合に、無担保かつ延滞金なしで地方税を1年間徴収猶予する特例が設けられました。さらに、地方税法の改正により、令和3年度分の固定資産税及び都市計画税につきましては、軽減措置が導入されており、厳しい経営環境にある中小企業者等に対して、令和3年度分の課税に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準額を2分の1またはゼロとするものでございます。

対象の中小企業者等とは、資本金等の額が1億円以下の法人、または従業員の数が1000人以下の法人または個人となっております。

課税標準額の軽減割合は、令和2年2月から10月までの連続する任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて30%以上50%未満減少している場合は2分の1、50%以上減少している場合はゼロとすることとなっております。

今後、どのような告知を行っていくのかにつきましては、まだまだ国の運用がはっきりしないものもございますので、国の運用が決まり次第、速やかにホームページや広報やまが等を活用し、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

横手君。

[19番 横手 啓介君 登壇]

○19番（横手 啓介君）

何度も言うようでございますが、一番近いところにいる自治体が、一番市民の痛手が理解できるというふうに思います。国においても、第2次補正を組まれております。何が一番市民を安心させられるのか、何が一番市民の側に立った施策なのかを十分考えていただき、今後の対応に当たっていただきたいと思います。

告知について、広報やまがやホームページでの周知であるということですが、まだ十分であるとは思えません。いろんな方法を模索し、行っていただきたいというふうに思います。

以上、お願いを申し上げまして、質問を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、横手君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、北原 昭三君の発言を許します。北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

皆様、こんにちは。

議席番号11番、公明党の北原 昭三でございます。

発言通告に従いまして、一問一答にて、今回4件の質問をいたします。よろしくお願いたします。

1件目、新型コロナウイルス関連等について、まず新しい生活様式の取り組みについてお聞きをします。

政府が新型コロナウイルス特別措置法に基づき、全国に出していましたが緊急事態宣言が5月25日に解除となりました。社会経済活動や学校の再開に拍車がかかる、閉塞感に包まれた世の中に、ほんの少し光が見えてきたと言えると思います。無論、緊急事態宣言が解除されたといっても、早急に新型コロナ以前の日常に戻るわけではありません。政府は、解除と同時に改定した基本的対処方針で、人と人との距離確保やマスクの着用、手洗いを基本とする新しい生活様式の定着、一人一人の対策が求められております。有効な治療法やワクチンが確立され、収束するまで長丁場になると言われております。

厚生労働省から新型コロナウイルスを想定した生活様式（実践例）、また文部科学省から学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」が公表されました。感染の再拡大を防ぎながら、自粛生活を抜け出していく鍵を握るのが、新しい生活様式の定義と言えます。

それでは、2点についてお聞きをいたします。

1点目、市民及び事業者等への周知はどのようにされるか、お伺いをいたします。

2点目、文部科学省より、学校における新型コロナウイルス対策の考え方についてとありますが、どのような対応をされるのか、また徹底するに当たり、特に注意する点は何でしょうか、お伺いをいたします。

○議長（永田 健君）

これより執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

○福祉部長（佐藤 アキ君）

北原議員の一般質問、新型コロナウイルス関連等についての1点目、新しい生活様式の取り組みについて、お答えいたします。

国が示しております新しい生活様式には、4つの実践例の項目がございます。1つ目としまして、身体的距離の確保及びマスクの着用等の一人一人の基本的感染対策、2つ目としまして、3密の回避等の日常生活を営む上での基本的な生活様式、3つ目としまして、買い物や食事等の日常生活の各場面別の生活様式、4つ目としまして、テレワーク等の働き方の新しいスタイルでございます。

市民の皆様には、市のホームページに掲載し、周知をしているところでございますが、今後、別途、広報やチラシの配布、またその他さまざまな機会を捉えての周知を進めてまいりたいと考えております。

また、事業者の皆様には、業種別に熊本県が作成しました感染防止対策チェックリストを活用しての感染予防対策を進めておりますが、今後も県と連携して、より一層の周知に努めてまいりたいと思います。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

若杉教育部首席教育審議員。

○教育部首席教育審議員（若杉 幸生君）

北原議員の一般質問、学校における対応と注意点について、お答えいたします。

熊本県教育委員会は、文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアルを受けて、令和2年5月26日付で市町村立学校における新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインを作成し、県内の市町村教育委員会に通知しました。

山鹿市では、このガイドラインをもとに児童生徒及び教職員等の感染リスクを可能な限り低減するために、保健管理や学習指導、学校行事、部活動等の指導を行ってまいります。

具体的には、毎朝の登校前の家庭での検温及び健康観察を徹底させ、それを学校で確認いたします。また、定期的な教室の換気や机などの消毒を実施いたします。さらに、教室等では同じ方向を向く座席配置で、最大限の間隔をとります。そして、接触、密集、近距離での活動、向かい合っでの発音が生じる活動を極力避けるようにいたします。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

一人一人が決められたことを守り、この3密の回避を徹底することが感染防止に



つながります。感染防止対策が最重要と感じております。

先ほど、富田議員からも質問がございましたが、2件目は感染者が発生した場合の対応についてお聞きをいたします。

1日も早く完全な終息を願うものですが、新型コロナウイルスの日本国内の終息時期につきましては、3割が来年以降との予測もあり、第2波、第3波の警戒が必要であります。

今回、山鹿市におきましては、市長を初め、市職員の皆様のご尽力によりまして、また市民の皆様の協力があり、感染者はおられませんでしたが、しかし、まだ完全に新型コロナウイルスが消えたわけではありません。あってはなりませんけれども、山鹿市で感染者が出た場合の対応について、考えておく必要があると思います。

それでは、3点についてお伺いをいたします。

まず1点目、感染者を受け入れる病院並びに介護の体制はどのようになっていますか。

2点目、小中学校の対応はどのようにされますか。

3点目、市職員の勤務体制はどのようにされますか。

お伺いをいたします。

#### ○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

#### ○福祉部長（佐藤 アキ君）

北原議員の一般質問、山鹿市において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応について、お答えをいたします。

まず、山鹿保健所管内で新型コロナウイルスの陽性者が確認された場合には、速やかに保健所より市に連絡があり、これを受け、市長を本部長とする山鹿市新型コロナウイルス感染症対策本部を招集し、臨時の本部会議を開催をし、対応を協議いたします。

その場合、あらかじめ対策本部で決定しております山鹿市リスクレベル別感染対策行動計画に基づき対応をしております。リスクレベルの考え方としまして、4つのレベルの段階に分けております。レベル1としましては、国内で感染者が発生しているものの、山鹿市内では感染者がいない場合です。これは現在の状態でございます。レベル2は山鹿市内で新規感染者が発生した場合、またレベル3は山鹿市内で複数の感染者が発生し、クラスターと呼ばれる集団感染が確認をされた場合、レベル4は山鹿市内で複数のクラスターが発生した場合かつ熊本県に緊急事態宣言が発令をされている場合等でございます。

なお、レベルの設定はあくまで目安でございまして、現状をどのリスクレベルに

位置づけるかは、その都度、総合的に判断をしてみたいと思います。また、他市町村で感染が確認された場合等で、本市内で行動歴があるときや本市住民と濃厚接触をした可能性がある場合等には、上記に準じて適宜必要なリスクレベルの対応をとるものといいたします。

さて、ご質問の本市で新たに感染者が発生した場合、つまりレベル2の場合でございますが、感染者の方は感染症指定医療機関に入院をされることとなります。ただ、感染者の拡大に備え、山鹿市内の医療機関においても軽症者の受け入れ病床の確保を図ってまいります。また、市民の不安や、それによる問い合わせもふえることから、市民向けの新型コロナウイルス対策の電話専用窓口を設置いたします。

介護や福祉施設及び小中学校、保育所等につきましては、感染者の発生の状況、発生場所等の状況に応じて、県の保健所等と連携を図り、対応をしてみたいと思います。

次に、職員の勤務体制につきましては、庁舎内における人と人との接触機会を抑制することにより、職員の感染リスクを低減し、かつ市役所機能の維持を図るため、2班ないしは3班体制による在宅勤務を基本とした勤務体制を導入する予定でございます。導入の時期につきましては、市内において市中感染が発生をし、今後、クラスターの発生や感染拡大が見込まれるとき、または職員の中に感染者等が発生した場合と予定しております。

以上、答弁申し上げます。

**○議長（永田 健君）**

若杉教育部首席教育審議員。

**○教育部首席教育審議員（若杉 幸生君）**

北原議員のご質問、小中学校における対応について、お答えいたします。

学校内において、児童生徒または教職員等の感染が1名以上判明した場合は、熊本県教育委員会の基準に準じる形で臨時休業になります。

期間は、当該児童生徒及び教職員が最後に登校または出勤した日から2週間です。その場合、保健所と連携して学校施設の消毒や児童生徒及び保護者、教師等の検査を依頼し、拡大防止に努めます。

また、山鹿市内において、感染者が急激に増加するなど、感染が蔓延していると判断した場合も、山鹿市の全部または一部の学校について、臨時休業を検討いたします。

以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（永田 健君）**

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

医療機関の選択並びに受け入れ態勢につきましては、公表できない等々、難しい面も多々あると思えますけども、先々の用心をよろしく願いをしておきます。

続きまして、2件目、3小学校（八幡小・平小城小・三岳小）の統合についてでございます。

この件は3月定例会にて、統合の進捗状況、開校日程等についての質問を考慮しておりましたが、新型コロナウイルス感染防止のため、一般質問が中止となり、お聞きすることができませんでしたので、改めてお聞きをします。

先般の熊日新聞に掲載されました内容を見ますと、山鹿市の3小統合校開校2026年（令和8年度）以降の日程が示されました。当初計画より7年おくれとなります。八幡小学校の急傾斜地安全対策事業費6350万円が計上され、2020年（令和2年度）の特別警戒区域解除を目指すとありました。

それでは、2点についてお聞きをします。

まず1点目、その後、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の解消についての進捗状況はどのようになっていますか。

2点目、土砂災害特別警戒区域解消後の再編事業を進めるに当たり、その後の事業内容ごとの施設整備に係る所要年数をお伺いをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

○教育部長（瀬口 慎哉君）

北原議員の一般質問の1点目、土砂災害特別警戒区域解消の進捗状況について、お答えいたします。

八幡小・平小城小・三岳小、3小の再編計画につきましては、ご承知のとおり、八幡小敷地の一部で指定を受けている土砂災害特別警戒区域の対策工事において、用地の境界確定等により期間を要しましたが、本年度予算としてご承認いただいたところです。

現在の進捗状況は、5月末に対策工事の発注を行い、6月より着手し、12月末までの工期として完了する見込みとなっています。その後、県の手続等を踏まえ、本年度末までの区域指定の解除を目標に事業を進めています。

次に2点目、区域指定解除後の再編整備事業内容ごとの施設整備に係る所要年数について、お答えいたします。

本再編整備計画につきましては、区域指定の解消が確実と見込める段階となった後、具体的な再編作業を進めることとしており、その後、八幡小学校を統合校の位置として事業を進める場合、施設整備に係る基本設計及び実施設計に2年程度、建

築確認許可の手續や仮設校舎を含む校舎、体育館等の施設整備に3年程度の期間を要する見込みであるため、ご指摘のとおり、順調に事業が進んだとしても、開校は令和8年度になる見込みでございます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

2回目の質問をいたします。

統合準備委員会より、統合に向けた資料が3回発行されております。統合準備委員会日より、編集・発行平成31年1月、第3号の協議内容で、管理棟、教室棟は、構造耐力度調査の実施結果、基準点を満たしているため既存建物の改修を予定。体育館については、基準点に満たないため建てかえを予定。土砂災害特別警戒区域の解消に向けた整備については3カ所ありますが、学校再編事業を進める中で特別警戒区域の解消は最優先課題であり、区域の解消を図った上で具体的な再編事業に取り組むことが確認をされております。

平小城小学校にて、PTAから保護者にアンケートがとられており、その中で統合に対する説明会が約1年間開催されていないことに不安もあり、多くの方から不満の声が上がっております。

それでは、3点についてお聞きをいたします。

1点目、保護者への説明会が開催されていない理由は何でしょうか。新型コロナウイルスの収束が見えませんが、今後、保護者への説明会はいつごろ実施されるのでしょうか。

2点目、2月に三岳小学校を訪問し、いろいろお話をさせていただきました。複式学級になると担任の先生は大変になる、また保護者からは、同じ教室で授業となり、学習面で心配な面があるなどの声を聞いております。両小学校ともPTA関係者の方も、複式学級にならないようにいろんな努力をされておりますけども、現状は厳しいものがあります。令和2年4月現在、平小城小学校40名、三岳小学校65名です。あと、統合に対して約6年かかるのであれば、複式学級はどんどんふえるのではないのでしょうか。平小城小学校、三岳小学校の複式学級の状況はどのようになっていますか。

3点目、第3次山鹿市教育基本計画、計画期間、平成29年から5年間、教育環境の整備充実の中に、学校規模適正化があります。それでは、これとは別に規模適正化基本計画第3次計画は作成されますか、お伺いをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

○教育部長（瀬口 慎哉君）

北原議員のご質問の1点目、保護者への説明会が開催されなかった理由と今後の実施時期について、お答えいたします。

3小学校の再編につきましては、各校区の地域代表、小学校と保育園の保護者代表及び小中学校の代表で構成される八幡小・平小城小・三岳小統合準備委員会の開催において、協議していただいたところです。

その中で、開校目標については、施設の整備期間が明確になるまで開校時期は当面延期することや先ほど申し上げた土砂災害特別警戒区域の解消が確実と見込める段階になった後、具体的な再編作業を進めることなどについてご了承いただき、関係区域の皆様には準備委員会だよりの発行等により、その周知に努めてきたところでございます。

対策工事の進展が見られた段階で説明会を実施する計画でいましたが、土砂災害防止対策のための用地確定に期間を要し、しばらく進展がなかったことから、関係機関の代表者についてのみ経過等の報告を行っただけで、保護者を初めとした地域の皆様方への説明会ができていませんでした。説明が足りず、関係者の皆様に不安感を与えてしまったところでございます。

なお、対策工事の見通しが立ったことも踏まえ、3月に平小城小PTAへの説明会を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症対策により延期となっております。これまでの期間を通じ、各代表者には個別の説明、意見交換を行っていますが、今後は新型コロナウイルスの収束状況に注意を払いながら、6月より各代表者説明、保護者や地域説明会を他の校区においても随時開催してまいりたいと考えています。

次に2点目、平小城小学校、三岳小学校の複式学級の状況について、お答えいたします。

平小城小学校では本年度が2・3年生と4・5年生、令和3年度は全ての学年の複式学級編成を見込んでいます。一方、三岳小学校では本年度に2・3年生が複式学級編成になったところです。これまで保護者、地域、学校が連携・協力し、すばらしい学校運営をされていることは十分理解していますが、今後の児童数の推移を検証すると、厳しい学校運営を迫られることが予想されます。このような実情を懸念され、所管の総務文教常任委員会におかれましても、昨年12月定例会において、平小城小学校の複式学級の授業状況について、ご視察をいただいたところでございます。

次に3点目、第3次計画の作成について、お答えいたします。

山鹿市立小中学校規模適正化基本計画第2次計画の期間は、平成27年度から平成31年度までとなっており、昨年度が計画の最終年度であったため、本来ならば計画の見直しや新たな計画も含め、次期の第3次計画を策定する方法も考えられたところでもあります。しかしながら、現時点において、第2次計画の残る1つの枠組み以外については、当面新たな再編計画は予定していないことから、第2次計画期間の延期の対応として考えております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

6月よりの各代表者、保護者並びに地域説明会の徹底をお願いをいたしたいと思っております。

それでは、学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をよりよくする目的で実施をされると思います。規模適正化に近づける適否を速やかに検討する必要があります。当初計画より統合が大幅におくれている関係で、本来、平小城校区内に住み、平小城小学校に入学する子供たちが、八幡小学校、山鹿小学校に入学しており、平小城小学校に入学する児童数が減っているのが現状です。これは統合をおくさせた教育委員会の責任ではないでしょうか。複式学級の解消は急務であり、選択肢として平小城小、三岳小を山鹿小学校へ編入。理由としまして、地元の中学生は山鹿中学校に通っています。スクールバスも一緒に利用できる可能性もあるかと思っております。平小城小、三岳小の児童数なら先ほど申しましたけども、この少ない数でございまして、山鹿小学校に編入が可能かと考えられます。平小城小、三岳小を山鹿小学校に編入はできないものでしょうか。また、その場合の統合の時期についてお伺いをいたします。

また、八幡小学校は、現行どおり単独校と考えた場合、施設整備工事費はどのくらい必要でしょうか、お伺いをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

○教育部長（瀬口 慎哉君）

北原議員のご質問、複式学級早期解消としての統合校の位置変更、時期及び整備費用について、お答えいたします。

複式学級解消のための統合につきましては、議員ご指摘のとおり、再編整備のお

くれにより複式学級が進行し、児童の学習環境等への影響を大変危惧しているところでございます。

教育委員会としましては、複式学級の解消は学校規模適正化基本計画を進めるに当たって極めて重要な基本方針であり、その方向性に基づき、早期の複式学級解消を図る必要があると考えています。また一方では、施設整備工事の長期化が児童に与えるストレスの影響も大変心配しているところでございます。また、土砂災害特別警戒区域の課題等により、再編計画に大幅なおくれを生じ、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことにつきまして、反省をしております。

ご質問の複式学級解消となる統合の時期について、仮に平小城小学校、三岳小学校を山鹿小学校に編入した場合、標準的なスケジュールとしては、令和5年の統合が見込まれますが、関係者のご理解と各種課題の早期解決を図ることができれば、令和4年の統合も可能になると考えられます。各方面から同様のご意見を伺っていることもあり、議員のご指摘を真摯に受けとめ、早期解消に向けて最善を尽くしてまいりたいと考えています。

このような中で、今後は保護者や地域のご意見を伺いながら、教育機会の均等と教育水準の維持向上を目指し、議員ご指摘の統合校の位置変更もその方策の1つとして視野に入れ、慎重に協議してまいりたいと考えております。

次に、八幡小学校を単独校とした場合の施設整備費について、お答えいたします。

仮に統合の枠組みを変えて、八幡小学校が現行のまま存続となった場合、耐力度調査で基準点以下となった体育館につきましては、建てかえの整備が必要なものと考えております。正確な試算ではございませんが、その場合、工事費用として既存体育館の解体、外構工事を含め、標準的に3億数千万円程度を要するものと思われる。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

ここで昼食のため休憩いたします。午後1時15分から再開いたします。

午後0時08分 休憩

○

午後1時15分 開議

○議長（永田 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

それでは、3点目、鶴城中学校の跡地利用について、お聞きをいたします。

鶴城中学校は、平成31年4月に山鹿中学校と統合いたしました。昨年11月6日の熊日新聞に「廃校舎アート山盛り」と記載をしていただきました。昨年11月2日から11月4日、閉校校舎内において、やまがアート in 鶴城が開催をされました。OBの方の彫刻、写真など出展があり、多くの方々がその展示品を見に来られました。展示開催責任者の方より、閉校舎を今後どうするかについて、地域の関心を高めたかった、展示をご覧になられた方から常設展示していただきたいとの声もあったそうです。その後、既に電気はとめられていると聞きましたが、どのようになっていますか。閉校から1年が過ぎました。今後はどのような取り扱いとなりますでしょうか、お伺いをいたします。

**○議長（永田 健君）**

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

**○教育部長（瀬口 慎哉君）**

北原議員の一般質問、鶴城中学校の跡地活用について、お答えいたします。

鶴城中学校につきましては、山鹿中学校との統合により、平成31年3月末をもって学校の役目を終えました。閉校後は、山鹿中学校の部活動施設が不足状態にあることから、体育館及びグラウンドを山鹿中学校の学校施設として活用しているところです。

また、用務員住宅については、市民部地域生活課が移住定住促進施策の一つとして行うお試し住宅として、本年度から活用する計画でございます。

議員ご指摘のとおり、昨年の11月2日から4日にかけて、鶴城中学校閉校記念事業実行委員会の委員が中心となり、中学校の卒業生で創作活動をしている人などの作品展示を行うアートイベントに校舎を貸し出しています。閉校となった校舎は、通常の学校施設としての管理とは違い、財産としての管理のみとなるため、貸し出しにおいては学校施設課で事前に安全確認を行い、使用方法及び管理責任等の条件を付して貸し出しております。また、この貸し出しについては、貸し付け期間が短期間で施設内の改造が不要であったことや地域活性化の観点から貸し出したものでございます。

電気の状態につきましては、現在、山鹿中学校の部活動施設として活用していることから、施設全体の電気使用は従来どおり可能な状態にあります。

令和2年度は、昨年度と同様の取り扱いと考えていますが、今後につきましては、当面の間、山鹿中学校での活用状況を見ながら、行政施設としての活用を検討し、行政活用が見込まれない場合は、地域での有効な利活用を校区の皆様にお諮りし、地域での活用もないということになれば、民間企業等への活用を検討したいと考え



ております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

ただいま答弁で、行政施設としての活用が見込まれない場合、また地域での活用が見込まれない場合は、民間企業等への活用を検討するとありました。期間がたてば施設は老朽化し、経費がかかるようになります。位置的には国道3号線から近く、自然豊かな地域ですので、改造して他縣市からの合宿やイベントに使われるような施設にしたいと思いますが、考えをお聞きいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

○教育部長（瀬口 慎哉君）

北原議員のご質問、合宿所やイベント施設としての跡地活用について、お答えいたします。

確かに、旧鶴城中学校は、立地の面や自然環境に恵まれた非常に素晴らしい条件にあると思います。しかしながら、行政施設のままで合宿所やイベント施設として利活用することは厳しく、今後、地域での活用や民間企業等による活用となる場合は、議員のご提案も参考にさせていただき、地域の活力となるような有効活用について、条件整備を進めてまいりたいと考えています。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

それでは、4件目、市営住宅の管理について、まず、市営住宅の連帯保証人制度の見直しについてお聞きをいたします。

市営住宅のご案内に、市営住宅入居申し込みの際し、2名の連帯保証人が必要となります。山鹿市営住宅条例施行規則の第7条に、連帯保証人は市内に在住し、かつ債務負担能力を有する20歳以上の者2名とする。ただし、特別な理由により、市内に在住する適当な連帯保証人がいない場合は、うち1人に限り市外在住者を連帯保証人とすることができるとあります。入居の際し、身寄り等がなく、連帯保証人になっていただく方がおられず、入居を断念された方もおられたのではないでしょ

うか。平成30年9月定例会にて質問をいたしております。国土交通省は、自治体に示してきた公営住宅管理標準条例の改正、つまり保証人に関する規定を削除する内容です。2018年3月には、国土交通省が入居要件から保証人規定を外すよう自治体に要請が 있습니다。前回の答弁では、連帯保証人がいない場合は、家賃債務に対する回収が困難になることや緊急時の対応について問題が発生します。このため、連帯保証人に関する規定の削除は、管理上、総合的に判断する必要があると考えております。今後は、連帯保証人のあり方につきましては、県と十分な協議を行いながら、また近隣市の改定予定を踏まえ、適切に取り組んでまいりたいとの答弁でございました。

それでは、3点についてお伺いをします。

まず1点目、その後、連帯保証人制度のあり方について、県と十分な協議はされましたか。その協議の内容についてお伺いをします。

2点目、過去に入居者が住宅使用料を払えず、連帯保証人が使用料を立てかえといたしますか、支払われたことはありますか。

3点目、県営住宅保証人廃止へ、2月県議会に改正条例案提出とありました。廃止後は、保証人のかわりに緊急連絡先などの提出を求めるとありました。連帯保証人制度見直しについて、山鹿市としての見解をお願いいたします。

**○議長（永田 健君）**

執行部の答弁を求めます。古江建設部長。

**○建設部長（古江 光拓君）**

北原議員の一般質問、連帯保証人制度の見直しについて、お答えいたします。

1点目、県との協議内容についてですが、国土交通省や県内の他の自治体が実施した公営住宅の連帯保証人制度に関する調査の結果を踏まえ、県における連帯保証人制度の存続についての見解も含めた協議を行ったところでございます。

2点目、連帯保証人による使用料の立てかえの有無についてですが、昨年度の状況におきましては、6月と12月に滞納がある入居者で、納付指導に応じない入居者、延べ71人の連帯保証人へ家賃等納付依頼の通知を發出いたしております。その後、連帯保証人からの相談が21件ございまして、そのうち本人にかわり連帯保証人が納付された件数が4件で、約70万円の納付実績となっております。

3点目、連帯保証人制度の見直しに対する山鹿市としての見解についてですが、家賃債務に対する回収が困難になることや緊急時の連絡対応等が危惧されること、また県内他市の状況として、存続が12市、廃止が1市となっていることなどを踏まえ、現行どおり、連帯保証人制度を存続させる必要があると判断したところでございます。

なお、議員ご指摘のとおり、連帯保証人の確保ができないといったご相談があるのも事実でございますが、このような場合は山鹿市営住宅条例第12条第3項、特別な事情があると認める者に対しては連帯保証人の連署を必要としないこととするとの規定もございますので、入居希望者が入居に際し支障がないように、丁寧な説明を行うことなど、入居希望者に寄り添った柔軟な対応に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

答弁で、山鹿市営住宅条例第12条第3項の中で、これは市長が特別の事情があると認める者に対しては、連帯保証人の連名を必要としないこととするとの答弁でございましたけども、その項目に該当する方は少ないのではないかと思います。連帯保証人不要で入居できるよう、今後見直しをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、使用料滞納額等の状況についてお聞きをいたします。

使用料の徴収を適切に行うことは、市営住宅に係る業務を健全に継続する上で極めて重要と思ひます。使用料を払いたくても払えない人もおられるかもしれません。そのような方々には、減免や支払い能力によって負担軽減を図ることも大事な取り組みの一つであると思ひます。

質問します。使用料滞納額がどのように変化をしているか、直近3カ年の一般市営住宅の滞納額状況について、また退去されたりしたことで空室は何戸ぐらいありますか、お伺いをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。古江建設部長。

○建設部長（古江 光拓君）

北原議員の2回目の質問、使用料滞納額の状況について、お答えいたします。

直近3カ年の滞納状況につきまして、延べ滞納件数及びその滞納額で申しますと、平成28年度が368件、8520万2000円、平成29年度が346件、8513万9000円、平成30年度が355件、8781万4000円となっております。

議員ご指摘のように、病気や入院のほか、さまざまな理由により支払いが困難との相談もございますので、支払いの猶予など個々の相談に応じ、入居者の不安解消に取り組んでいるところでございます。

また、市営住宅の空室状況につきましては、令和2年4月末現在で、管理戸数1451戸に対しまして61戸が空室となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

滞納額の直近3カ月の回答がございましたが、平均件数で約356件、滞納金額で約8600万円、前回質問のときと比較した場合、滞納額が減少していないことがわかりました。

それでは、3点についてお聞きをいたします。

1点目、減少していない原因は何でしょうか。

2点目、今後、滞納額減少に向け、どのような取り組みをされ、滞納額減少に対する目標等ありましたらお示しをいただきたいと思えます。

3点目、空室61戸、すぐにでも入居可能な状況でしょうか。それともメンテナンスが必要な状況かお伺いをします。また、空室を入居につなぐ体制はどのようにお考えですか、お伺いをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。古江建設部長。

○建設部長（古江 光拓君）

北原議員の3回目のご質問について、お答えいたします。

1点目の滞納額が減少していない原因についてですが、滞納されている方の多くが、以前からの累積滞納によるものが多く、納付誓約に基づき滞納分の納入をされているところがございますが、家庭状況などを含め、さまざまな事情で新たな住宅使用料の滞納が発生していることなども要因と考えられます。

2点目、滞納額減少に向けた取り組みについてですが、前年度までの滞納状況等を踏まえ、滞納初期段階において、市役所での直接面談による窓口払いを奨励し、さらに定期的な戸別訪問による納付指導を行うとともに、連帯保証人から滞納者に納付を促してもらうための納付指導通知の回数をふやすなど、少額段階での納付により、高額滞納になることを未然に防ぐための対策を講じ、確実な納付につながるよう努めてまいりたいと考えております。

3点目の空室にはすぐに入居可能かについてですが、基本的には退去検査後、次の入居に備えて修繕などのメンテナンスを行っており、入居に際しての諸手続が完了次第、直ちに入居できるようにしております。

また、空室を入居につなぐためにはとのことですが、最近の入居希望者の傾向といたしまして、周辺環境や交通の利便性などを考慮されての入居希望が多く、特定

の団地に入居待ちが集中している状況となっておりますので、市営住宅の適正な管理運営を行っていくためにも、入居相談の際、特定の団地以外の全空室状況など、詳細な情報提供を行い、引き続き空室解消に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

北原君。

[11番 北原 昭三君 登壇]

○11番（北原 昭三君）

民間の賃貸住宅では、空室になったら即次の入居者を募集します。山鹿市としましても、この空室が出たら、短期間で次の人が入居できる体制の取り組みをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、北原君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、勢田 昭一君の発言を許します。勢田君。

[4番 勢田 昭一君 登壇]

○4番（勢田 昭一君）

皆さん、こんにちは。

議席番号4番の勢田 昭一です。

質問に入る前に、新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方々に、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、現在、感染症で入院をされている方々の1日も早い回復をご祈念申し上げます。また、この間、感染症の拡大・予防のためご尽力をいただいた医療従事者の皆様を初め、多くの関係者の皆さんに心から感謝を申し上げます。そして、1日も早い新型コロナウイルス感染症の収束を願っております。

では、一般質問に移ります。

日本全体の自治体の数は、2018年10月1日時点で、市、特別区、町村合わせて、1741の自治体があります。そして今、その多くの自治体は人口減少、少子高齢化、過疎化の問題が喫緊の課題となっており、その対策に苦勞している現状にあります。もちろん、この山鹿市も同様であります。これまでも私は議会で、世帯数と人口数の動きを一般質問させていただきました。再度、確認をさせていただきますと、人口数は合併時から約8000名減少していると。逆に世帯数は合併時から1300世帯増加しております。

そこで、今回は3つの視点、守る、つなぐ、つくり出すの視点で質問させていただきます。それぞれ一問一答でお願いをいたします。

それでは、1つ目の質問に移ります。

つなぐという視点で、先ほどから北原議員等の質問もあっておりますけれども、公共施設の計画的管理と維持管理適正化について伺います。

これまで私は、公共施設の維持管理費や個別の計画的管理と維持管理適正化などについて、2017年12月定例会、そして2018年12月定例会において、執行部の考え方や方向性を質問してきました。その結果、確認できたことがあります。1点目は、公共施設の年間維持費用は2億3000万円前後かかるということです。2点目に、人口減少がスピードアップしているということです。3点目は、個別の計画的管理と維持管理適正化の指針を令和2年度末に作成する、以上の3点です。

今述べましたように、公共施設の年間維持費用は毎年2億3000万円、予算として計上が必要になります。それと同時に、先ほども言いましたように、合併時から8000名減っているということは、国の交付金、大体1人、年間20万円とすれば、16億円の減収になっているという状況にあります。このことから、人口は減少しているのに、公共施設はそのままというアンバランスが生じております。

そこで、2018年12月以降の公共施設の適正管理に向けた計画策定の進捗状況と具体的な取り組みを伺います。

○議長（永田 健君）

これより執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

○総務部長（木下 実君）

勢田議員の一般質問、公共施設に係る個別施設計画策定に向けての進捗状況及び具体的な取り組み状況について、お答えいたします。

本市が所有します公共施設につきましては、その質と量の最適化を目的に、中長期的な視点で計画的に管理するため、平成29年3月に山鹿市公共施設等総合管理計画を策定いたしております。

当該計画に基づきまして、現在、おのこの施設の維持管理、修繕、更新等に係る取り組み方針や具体的な実施内容、時期などを示す個別施設計画の策定を進めております。

平成30年度に取りまとめておりますそれぞれの施設の基礎的情報をもとに、令和元年度において、全ての施設を対象に重要な評価ポイントであります建物の劣化状況につきまして、屋根、外壁、内部仕上げなど、また電気・機械設備に至るまで、目視、打診により、損傷ぐあいの確認を終えたところでございます。

現在、この劣化度診断に加えまして、使用目的、利用対象、類似施設の存在、稼働率などから、施設の有効度を判定し、今後の適切な施設運営のため、施設ごとに存続、移譲、統廃合など、将来の方向性を定めた実施計画を策定するものでございます。

その後、パブリックコメント等による手続を経て、令和3年2月をめどに計画完了と予定しております。

そして、当該計画に沿いまして、複数の類似施設が存在するもの、体育館などの社会体育施設等がございますけど、また著しく稼働率が低いものにつきましては、廃止・統合を進めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[4番 勢田 昭一君 登壇]

○4番（勢田 昭一君）

各部署でそれぞれ個別の計画策定を進めているということで、少しは安心をいたしました。ご案内のとおり、高度経済成長期のころは、施設を建てられたときは誰でも喜んで、いけいけというような習慣がありますけども、今度はいざ縮めてくるという、相当な覚悟がいると思います。

このように、公共施設はいっぱいございます。学校の統廃合による部分もございます。そんな中で、公共施設の一つに閉校した岳間小学校がございます。ことし2月19日の熊日新聞の新生面でこんな記事が掲載されておりましたので、紹介いたします。「先日、所用で山鹿市鹿北町の岳間地区を訪ねた。その名のとおり、周囲を山に囲まれた自然豊かな山村である。県内でも有数の茶どころでもあり、地元の方がふるまってくれたお茶は、実に豊かな香りがした。NPO法人や地域おこしグループが中心となって、閉校した小学校を活用したイベントや県内大学との連携に積極的に取り組み、新しい茶葉を導入したり、観賞用のホオズキを栽培したりと、農家の所得確保のためにさまざまな手を打っている。話を聞かせてくれた茶農家の言葉の端々に、ふるさとを守ろうという熱意を感じた。」とありました。このように公共施設を活用した取り組みが紹介されていることに、頭が下がりました。たくさんの公共施設がありますが、それぞれに活力ある公共施設の利用と、取り壊す公共施設を選択し、早めの適正管理に向けた計画策定の指針、個別の長寿命化を示していただくことをお願いし、このつなぐという視点での質問を終わります。

では、次の質問に移ります。

次は、守るという視点で、空き家対策について伺います。

先ほど述べましたように、合併時からの人口減少に伴い、空き家が増加しております。また、本市は平成30年3月に山鹿市空家等対策計画を策定し、その施策を推進していると考えます。その施策を具体的に取り組んでいる状況を、ホームページや広報やまがでも紹介されており、その意気込みを強く感じております。

そこで、1回目の質問をいたします。

本市における平成20年、平成25年、平成30年の空き家戸数と入居者数の現状及び空き家率を伺います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

○市民部長（梅崎 康二君）

勢田議員の一般質問、本市における空き家戸数と入居者数、空き家率について、お答えをいたします。

山鹿市空家等対策計画の中の数値につきましては、総務省統計局の調査データに基づいております。そちらの数値よりも、本市の空き家数は平成20年、3070戸、平成25年、3770戸、平成30年、4010戸、空き家率は平成20年、14.15%、平成25年、16.33%、平成30年、17.19%となっております。また、全国の空き家率は、平成20年、13.14%、平成25年、13.52%、平成30年、13.6%となっております。

なお、これらの数値は、集合住宅を含めたサンプル調査の結果から推定した数となっておりますが、平成28年度に本市が目視により独自調査を行った結果、空き家数1012戸となっており、統計調査の結果とは、かなり開きがあるものとなっております。

続きまして、入居者数につきましては、全体数の把握ができておりませんので、本市の空き家バンク制度を活用されたものについて、ご紹介をいたします。

本市の空き家バンクへの登録件数は、制度の立ち上げから現在までに82軒で、そのうち46軒が賃貸もしくは売買が成立しており、入居者数は45世帯、121人となっております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[ 4 番 勢田 昭一君 登壇 ]

○4番（勢田 昭一君）

今、空き家の数、それから空き家率など、具体的な数値を上げていただきました。空き家がふえたという感覚から、空き家が見えるようになりました。ただ、この数値はあくまでも総務省統計局の調査データであります。ご説明のとおりでございますけれども、では実際にどれだけあるんですかということのを思ったわけですが、先ほどご回答いただきましたように、平成28年度末、山鹿市独自の調査では、目視でやったということですが、1012戸であったと答弁をいただきました。このように、統計局の調査データも大切ですが、やはり山鹿市独自で調査をやって、的確



な数値を把握すべきだと考えます。また、空き家バンクの利活用についても答弁をいただきました。入居者が45世帯、121人に上ると言われましたことに安心をいたしました。

次に、各行政区の区長、ことしの4月からは行政協力員になっておりますが、それらの方々によりますと、最近は空き家そのものばかりでなく、その家が所有をしている土地、農地も一緒に処分してほしいという要望がたくさん聞かれます。

そこで、2回目の質問です。

空き家及び隣接する農地の対応について伺います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

○市民部長（梅崎 康二君）

勢田議員の一般質問、空き家に隣接した農地の対応について、お答えをいたします。

ご案内のとおり、農地を取得する場合、農地法により耕作面積が50アール以上になることが下限面積要件となっておりますが、本市におきましては農地の確保及び初期投資の負担軽減を考慮し、農用地区域外の農地に限って、下限面積を10アールと定めております。

しかしながら、近年、空き家が増加する中で、これに附属する小規模な農地に関して、農地だけ残っても困るといった持ち主のニーズ及び家庭菜園をしたいなどの買い手のニーズがあることから、遊休農地の発生防止と解消、新規就農の促進を図ることを目的に、農業委員会と協議の結果、本年3月から空き家バンクに登録された空き家に附属する農地につきましては、取得の下限面積を1アールとし、所有要件を緩和して運用をしているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[ 4 番 勢田 昭一君 登壇 ]

○4番（勢田 昭一君）

持ち手のニーズ、それから買い手のニーズのマッチングで所有要件を緩和し、運用しているとのことで安心をいたしました。

今回は、隣接する農地という限定でしたが、今後は空き家、持ち手の所有する農地が多くなる可能性が高くなると考えます。要するに、持ち家はここにあるけども、それに附随する農地が何カ所もある、そこまで買っていただきたいという持ち手の要望が強いかと思っております。そういった面では、所有する農地が多くなる可能

性があります。1筆か2筆、10筆ぐらいあるものもあるやに聞いておりますので、そういったところを想定をしながら、買い主への負担軽減など、対応をよろしくお願ひしたいと存じます。

次の質問に移ります。

先ほどの行政協力員から、新しい入居者の方と行政区内での関係を築くのが大変難しいと、いろんな問題も発生していると。また、逆に関係がうまくいって、行政区の世話も引き受けていただいたということをよく聞きます。どちらかという、問題の発生が多いというのが多数であって、うまくいっているというのがわずかでございます。

そこで、3回目の質問でございます。

新しい入居者と地区、行政区との関係がうまくいく手段・手法を伺います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。梅崎市民部長。

○市民部長（梅崎 康二君）

勢田議員の一般質問、新しい入居者と地区との関係がうまくいく手段・手法について、お答えをいたします。

空き家バンク制度を利用し、賃貸や売買により新たに入居を希望されている方への支援につきましては、以前から本市で任用しております地域おこし協力隊、移住支援員により各種相談対応や地域の情報提供など、入居に至るまでさまざまな支援を行っております。あわせて地区の区長様へおつなぎすることで、安心して新たな生活を始めていただけるよう取り組んでいるところでございます。また、入居後も移住者同士の交流会を開催するなど、その後の不安解消にも取り組んでいるところであります。

さらに、本年4月からは、鹿本町の旧来民郵便局に山鹿暮らしサポート局を設置し、民間団体と行政が一体となって、空き家バンク制度の運営、空き家調査、移住相談、移住者サポート、住まい・暮らしに関する多様な情報提供など、本市への移住定住に向けた支援を一元的に行っているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[4番 勢田 昭一君 登壇]

○4番（勢田 昭一君）

ご案内のとおり、先祖伝来の家屋・土地を手放したが、新しい入居者があらわれ、それを引き継いでいただくことが一番です。山鹿暮らしサポート局を設置され、空

き家や農地を守る取り組みを一層強化していただくことをお願いし、この質問を終わります。

では、次の質問に移ります。

次は、つくり出すという視点で、給食費の公会計化と給食センターの対応について伺います。

子供たちの健やかな成長を願うのは、保護者や家族ばかりでなく、地域、本市の願いでもあります。それは、中嶋市長がよく言われます。子供は地域の宝だ、子供は山鹿の宝だ、まさにそのとおりであります。その子育ての一つの手段として、学校給食があると考えます。私たちの世代は、脱脂粉乳で育ち、給食費は紙袋に現金を入れ、担任の先生へ提出したものであります。

そこで、1回目の質問をします。

現在、本市における給食費の徴収方法について伺います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

○教育部長（瀬口 慎哉君）

勢田議員の一般質問、本市における給食費の徴収方法について、お答えいたします。

学校給食の実施に必要な経費の負担につきましては、学校給食法及び学校給食法施行令に、学校の設置者と保護者が負担することと規定されており、施設整備費や人件費等は設置者である山鹿市が負担し、食材費、いわゆる給食費は保護者に負担していただいております。

ご質問の本市の給食費の徴収方法につきましては、給食費を含めて保護者にご負担いただく学校徴収金の適正な管理を目的に、本年4月から施行している山鹿市学校徴収金管理規程に基づき、市内の小中学校15校全てにおいて、各学校が保護者から口座振替により納めていただいております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[ 4 番 勢田 昭一君 登壇 ]

○4番（勢田 昭一君）

先ほど私たちが小学校時代のことを出しましたけども、現在の学校ではほとんど保護者からの口座振替で納入されているということ、すなわち現金の授受がないということがわかりました。

さて、文部科学省は今年の7月に学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを

作成し、公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教職員の業務負担を軽減することを目的とした学校給食費の公会計化導入を地方公共団体に促しています。

そこで、2回目の質問です。

給食費の公会計化に対する本市の考え方と今後の取り組みについて伺います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

○教育部長（瀬口 慎哉君）

勢田議員の一般質問、給食費の公会計化に対する本市の考え方と今後の取り組みについて、お答えいたします。

学校給食費の公会計化につきましては、平成31年1月に中央教育審議会でもまとめられた答申において、学校における働き方改革の具体的な方策の1つとして、学校給食費を地方公共団体の会計に組み入れる学校給食費の公会計化が提言されております。

これを受け、議員ご指摘のとおり、文部科学省では令和元年7月に学校給食費徴収・管理に関するガイドラインを作成し、公立学校における学校給食費の徴収・管理に係る教職員の業務負担の軽減を図ることを目的とした学校給食費の公会計化導入を地方公共団体に促しています。

確かに、学校給食費の公会計化は、教職員の負担軽減等を図るための有効な施策の1つであると考えられます。ただ、その一方では、公会計化に対応する業務システムの構築や職員の人員配置、例規等の整備を初めとしたさまざまな課題の整理など、新たな負担が生じてきます。そのようなことから、他自治体においても導入が進んでいないのが実情でございます。

今後は、公会計化の趣旨に鑑み、教職員の業務全般を見渡した負担軽減の取り組みを進めるとともに、学校徴収金管理規程による学校事務の効率化を図る一方で、他自治体の動向にも注視したいと考えています。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[ 4 番 勢田 昭一君 登壇 ]

○4番（勢田 昭一君）

答弁にもありましたように、今後、教職員の負担軽減の取り組みと学校事務の効率化を図る一方で、他自治体の動向を注視していきたいと答弁をいただきました。ぜひ、給食費の公会計化への模索もお願いいたします。

さて、現在、山鹿市内の小中学校の給食は、先ほど服部議員からもありましたけ

ども、自校方式、それから親子方式、センター方式となっております。センター方式では、各学校に給食の配送をいたします。その配送のトラックから配膳室へ持ち込みとなっております。私が心配するのは、配膳室に持ち込まれて、それが児童生徒が各クラスまで持ち込む時間帯です。その給食トラックからの給食の授受、安全管理はどのようになっているのか。

そこで、3回目の質問です。

センター方式における各学校の給食の授受と安全管理について伺います。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

○教育部長（瀬口 慎哉君）

勢田議員の一般質問、センター方式における各学校の給食授受と安全管理について、お答えいたします。

現在、センター方式により一括調理をし、各学校へ給食を配送しているのは、菊鹿給食センターと鹿本給食センターの2施設でございます。

給食センターが配送を行う際の業務範囲は、午前中に給食を各学校の給食時間までに配膳室に持ち込むまでとなっているため、クラスごとにパンや牛乳の数を仕分けする作業や、主菜や副菜の入った食缶を教室へ持ち込むなどの作業については、先生方や児童生徒に対応してもらっている状況であります。そのため、学校の負担ばかりでなく、衛生管理上の不安もこれまで懸念していたところでございます。

そのため、今年度から鹿本給食センターの配食時に専門の配膳員を配置し、現状の改善に向けた取り組みを試験的に進める予定で、その結果を分析した上で今後に生かしたいと考えております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

勢田君。

[ 4 番 勢田 昭一君 登壇 ]

○4番（勢田 昭一君）

その安全性、安全管理という部分、それから教職員の負担軽減、学校の先生方が給食まで仕事をしなければいけないというのは、やはり矛盾を感じます。

そこで、先ほど答弁にもありましたように、新たに専門の配膳員を配置したという答弁をいただきました、試験的にですね。そういった部分で、センター方式の給食では、ぜひその配送から配膳室に着いた段階の給食を、生徒たちが持っていくまでの時間の安全性、そこはぜひこれからも確保していただきたいと思っております。その部分が、より子供たちの安全性、保護者の安心感もあるかと思えます。特に今

般の新型コロナウイルス感染症の場合を考えた場合、そこまでの方策をぜひお願いをしておきます。

さて、本年度は先般の議案第38号を先議いたしましたけども、令和2年度は6月からの給食費を新型コロナウイルス感染症対策として無償化をいたしました。

そこで、4回目の質問です。

今後の学校給食費の無償化の方向性について伺います。

**○議長（永田 健君）**

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

**○教育部長（瀬口 慎哉君）**

勢田議員の一般質問、給食費の無償化の方向性について、お答えいたします。

現在、本市では全ての小中学校で給食を提供しており、1日の配食数は約4350食、これに必要な経費につきましては、先ほども申しあげましたように、学校給食法に従い、施設費や人件費などは山鹿市が負担し、食材費を保護者にご負担していただいているところでございます。

給食費の無償化につきましては、平成30年7月に文部科学省が平成29年度分の全国の実態調査結果を報告しており、1740自治体中、小中ともに無償化は76自治体で全体の4.4%、小学校のみ無償化は4自治体、中学校のみ無償化は2自治体となっております。

仮に本市で給食費の無償化を実施した場合、小中学校への1日の配食数は4350食でございますので、年間およそ1億9000万円の財源が必要となってまいります。

ただ、今年度におきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急支援策として学校休校等より生じた家計の負担軽減を図るため、本年6月から今年度末までの小中学校の給食費及び幼稚園、保育園、認定こども園の副食費の無償化を先議により可決していただき、今年度に限り行うこととしたところでございます。

一方で、本市においては、幅広い子育ての支援として、医療費の18歳までの無償化や新入学児童へのランドセル支給を行っております。また、経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者には、就学援助制度により給食費を含めた費用の助成など、さまざまな支援を行っていることから、来年度以降の給食費を無償化することは考えておりません。

しかしながら、少子化対策や保護者の経済的負担軽減といった観点から、今後も国の動向や他自治体の対応を注視してまいりたいと思っております。

以上、ご答弁いたします。

**○議長（永田 健君）**

勢田君。

[ 4 番 勢田 昭一君 登壇 ]

○ 4 番 ( 勢田 昭一君 )

答弁にもありましたように、給食費の無償化は考えていないということでございます。先ほど言いましたように、全国には地方自治体が1741ございます。その中で、やっているのは、もうわずかなパーセンテージだということでございます。

中嶋市長におかれましても、今回の新型コロナウイルス感染症で、今から先、生まれてくる子供にも10万円の給付をするという施策を決定されました。そういった部分で、どこにでもない施策を先にやっていただきたいということを考えております。

今後は、健やかな子供たちの成長を考えて、本市の人口増加の施策としても考えていただくことを切に希望いたします。

今回は、つなぐ、守る、つくり出すの視点で質問をいたしました。いろいろな課題はたくさんありますが、市民の皆さんに具体的な数値を掲げ、行政も市民も見える化で共通認識を持ち、すばらしいふるさと山鹿にしていきたいものです。このことをお願いし、私の一般質問を終わります。

○ 議長 ( 永田 健君 )

以上で、勢田君の一般質問は終了いたしました。

○

散 会

○ 議長 ( 永田 健君 )

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時 09 分 散会

~~~~~

6月4日(木曜日)



# 令和2年（第3回）山鹿市議会6月定例会会議録

## 議事日程（第3号）

令和2年6月4日（木曜日）午前10時開議

第1 質疑・一般質問

第2 委員会付託

○

### 発言通告

1. 芹川 正美

一般質問

（1）農林業振興策について

- ①米づくり対策（特A米づくり・付加価値・販売）
- ②米の病虫害対策（県・JAの取り組み）
- ③米づくりにおけるスマート農業のかかわり（内容・活用方法）

（2）畜産伝染病の防疫対策について

- ①畜産防疫体制
- ②取り組み方
- ③今後の対応

（3）農業用特殊免許等について

- ①トラクター、コンバイン、田植え機、畜産作業機等の公道走行規則緩和及び周知
- ②小型特殊自動車等の登録（申告状況）及び周知

2. 芋生 よしや

一般質問

（1）新型コロナウイルス対策について

- ①市民のいのちと暮らし、経済を守る支援
- ②速やかな支援
- ③第2波・収束対策

（2）国民健康保険税の引き下げについて

3. 有働 辰喜

一般質問

- （1）山鹿市立小中学校スクールバス運行管理業務委託入札について
- （2）米野岳中学校区通学路防犯灯設置について

4. 立山 大二郎

一般質問

(1) 新学習指導要領におけるプログラミング教育の対応について

①小中学校教育の方針と環境整備

(2) やまがメイト・SNSアカウントの活用と利用者拡大について

----- ○ -----

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

----- ○ -----

出席議員 (19名)

- |     |     |     |   |
|-----|-----|-----|---|
| 1 番 | 立 山 | 大二郎 | 君 |
| 2 番 | 小 川 | 榮 二 | 君 |
| 3 番 | 芋 生 | よしや | 君 |
| 4 番 | 勢 田 | 昭 一 | 君 |
| 5 番 | 有 働 | 辰 喜 | 君 |
| 6 番 | 服 部 | 香 代 | 君 |
| 7 番 | 富 田 | 弘 海 | 君 |
| 8 番 | 永 田 | 健   | 君 |
| 9 番 | 富 丸 | 洋一郎 | 君 |
| 11番 | 北 原 | 昭 三 | 君 |
| 12番 | 芹 川 | 正 美 | 君 |
| 13番 | 藤 原 | 豊   | 君 |
| 14番 | 平 井 | 邦 廣 | 君 |
| 15番 | 吉 本 | 政 幸 | 君 |
| 16番 | 池 田 | 誠 一 | 君 |
| 17番 | 堀   | 茂 幸 | 君 |
| 18番 | 永 田 | 紘 二 | 君 |
| 19番 | 横 手 | 啓 介 | 君 |
| 20番 | 寺 崎 | 勇 児 | 君 |

----- ○ -----

説明のため出席した者

市	長	中 嶋	憲 正	君
副 市	長	池 田	永 実	君
教 育	長	堀 田	浩一郎	君

総務部長	木下実君
市民部長	梅崎康二君
福祉部長	佐藤アキ君
経済部長	早田順二君
建設部長	古江光拓君
教育部長	瀬口慎哉君
市民医療センター 事務部長	永田臣司君
消防本部消防長	中原茂昭君
教育部首席教育審議員	若杉幸生君

○

事務局職員出席者

議会事務局長	渡邊義明君
局長補佐兼議事係長	中村武志君
書記	高木善彦君

○

午前10時00分 開議

○議長（永田 健君）

これより本日の会議を開きます。

日程第1 質疑・一般質問

○議長（永田 健君）

日程第1、質疑・一般質問を行います。

発言の通告がっておりますので、順次発言を許します。芹川 正美君。

[12番 芹川 正美君 登壇]

○12番（芹川 正美君）

皆さん、おはようございます。

議席番号12番、芹川 正美です。

発言通告に従いまして、一般質問3点、一問一答方式でお願いを申し上げます。

まず、新型コロナ第2波が近づいておりますけれども、本市に1人の感染者も出ていないことに、医療機関、そして執行部の方々に深く感謝を申し上げたいと思います。また、先日は、熊日紙面の若者コーナーに本市女子高生の記事が載っておりました。地域の方々と乗り越えようとの合い言葉に、マスク不足の折に手縫いのマスクを地域に配布して、1日も早い穏やかな日々を取り戻すために、マスクづくりを頑張りますという内容でございました。女子高生の温かな気持ちと学校、そして教育部の方々にお礼と感謝を申し上げたいと思ったところでございます。

それでは、質問に入らせていただきます。

第1問目、農林業振興策についてです。

農林業センサス資料によりますと、2016年全国市町村別農業産出額が、全国順位第1位は愛知県田原市の853億円、これは花・野菜等の品物です。それから、3位に宮崎県都城市754億円、豚・肉用牛、そして8位に熊本市484億円、野菜・果実となっております。また、17位に熊本県菊池市389億円、肉用牛・豚・野菜、それから同じく18位に八代市の385億円、野菜・果実というふうになっております。本市農業基本データによりますと、本市農業算出額185億9000万円、そのうち米が24億7000万円、2100経営体になっております。畜産が62億4000万円、170経営体であります。

今回、このような生産状況の中から、土地環境も維持している米づくりについてお伺いしたいと思います。早いところでは田植え準備が始まったようですけれども、去年は物すごいウンカの被害に遭い、皆無の状態、また10アール当たり3ないし4

俵の収量と、品質的にも2等、3等という等級で、収入も激減いたしました。全国2020年の産米作付品種、45品種増で869銘柄が作付されております。多種で食味、風味の良好なもの、生産販売戦略が求められております。本市にも特A米づくりの協議会があり、菊鹿米、森のくまさんが入賞いたしました。産地、価格、味、安全性、鮮度を基本に販売展開までつなげることが大事と思われまます。今回、宮古島への販売計画もあるようですけれども、今後の計画などをお伺いしたいと思います。

2点目、米の病害虫対策についてですが、昨年、ウンカの被害は今述べたとおりですけれども、生産者の予測できない病害虫がたくさんあります。農薬の時期、薬、問題など、プロの意見の必要性が高まっております。ウンカが気流に乗ってくるとみられる農業気象学、県・JAとの連携を密に願うところでございます。被害防止は、早期の情報伝達が大事と思われまます。

3点目に、山鹿市の農林業を考える議員の会での要望活動の折に、農林水産省からスマート農業とのかかわりについて話がありました。米づくりとスマート農業についてお伺いいたします。

項目として、スマート農業推進事業には、ソフト面、農業技術に向けた検査研修費など、ハード面としてICTを使ったシステムがあり、作業機械買入費、農作業軽労働化のための機械導入費などの項目があるようですが、その活用方法、また取り組みについてお伺いいたします。1問目を終わります。

#### ○議長（永田 健君）

これより執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

#### ○経済部長（早田 順二君）

芹川議員の一般質問、農林業振興策について、お答えいたします。

米づくり対策につきましては、米は本市において主要な農産物であり、菊池川流域が二千年にわたる米づくりの地として日本遺産に認定されるなど、古くから米の生産が盛んな地域でございます。

また、全国有数の米どころとして名をはせ、令和元年度産米の食味ランキングにおきましては、山鹿産の森のくまさんが特Aを獲得しております。

今後も、県やJA、生産者と連携しながら、基本である土づくりの取り組みを支援することで、安定的にコンクールで認められるような良食味米の生産拡大を図ってまいります。

また、特Aという品質に日本遺産という付加価値を生かし、有利な販売につなげ、消費拡大を図るとともに、本年度は新たな販路拡大を目指し、市場として魅力のある宮古島において、市場調査等による農産物の需要把握や分析を行い、流通体制の

確立に向けた取り組みを実施することとしております。

次に、米の病害虫対策につきましては、まず県においては熊本県病害虫防除所より、病害虫発生が予想される際にホームページ及び各関係機関へのメールにより情報を発信し、注意喚起されております。また、JAにおいても、昨年はウンカの発生が多かったため、9月の4日間、広報車による情報周知が行われております。

さらに、県とJAにより、毎年、各地域の公民館において、水稻の中間管理指導会を開催されており、組合員の有無にかかわらず、水稻作付者に対し指導をいただいているところでございます。ただ、いずれも平日の昼間に開催されており、周知が徹底できていない状況でございますので、情報伝達の手段等について検討していただくようお願いをしております。

次に、3点目のスマート農業の内容につきましては、ロボット技術やICT等の先端技術を活用し、省力化や精密化、高品質生産の実現を推進する新たな農業で、その目的は農作業の省力化や労力低減、農業技術の継承、食料自給率の向上とされております。

米づくりの活用方法としましては、ドローンでの農薬散布や水質・生育状況のデータ管理、また畦畔草刈りの省力化や農業機械の無人化、さらにはロボットによる荷物運搬など、幅広い応用が可能であります。

スマート農業は、これからの農業継続の意欲向上につながるのと同時に、時間短縮や人員削減により、コストを抑えることで農業所得の向上にもつながるものと思っておりますが、導入する際の費用等の課題もございまして、国県等の動向を注視しながら、今後推進してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芹川君。

[12番 芹川 正美君 登壇]

○12番（芹川 正美君）

それでは、2問目に移ります。

畜産伝染病についてお伺いいたします。

新型コロナウイルスの抑え込みが続いている中に、もう一つの感染症拡大が懸念されています。豚舎のあるところ、畜舎への進入道路には、真っ白な石灰がまかれています。進入禁止の立て札もあります。豚やイノシシにより感染する家畜伝染病、豚熱（CSF）だそうですが、イノシシによりウイルスを運び、動き回り、飼育豚への感染媒介をするそうです。野生のイノシシを閉じ込めることはできませんが、車両の消毒、防護柵の設置、ワクチン接種の対策等を行わなければなりません。

ん。

また、2010年に発生した宮崎県の口蹄疫は、まだ記憶に新しいことと思います。10年前、29万頭の牛・豚が殺処分されました。終息宣言が出るまでの4カ月間、生きた心地もしなかつたとのことで、292戸に発生し、1012戸が仲間のために協力同意し、殺処分をしたという報道でございました。防疫対策として、早い段階で最悪の事態を考え向かうことが重要と、10年後の紙面に載っておりました。多くの農家の飼い主が離農し、殺処分に当たられた方々も何らかの精神障害に見舞われたとの記事に、この伝染病の恐ろしさを感じさせるところであります。

そこで、畜産防疫体制、取り組み方、今後の対応についてお伺いをいたします。2問目を終わります。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

ご質問の畜産伝染病の防疫対策について、お答えいたします。

本市の畜産防疫体制につきましては、平成19年に施行した山鹿市家畜伝染病防疫対策本部等設置要綱において、重大な経済的被害及び社会的影響を及ぼす可能性のある悪性家畜伝染病として、口蹄疫、豚熱、高病原性鳥インフルエンザなどが発生した場合の発生地域の区分に応じ、段階的な防疫体制を取るよう定めております。

まず、九州で発生した場合は、レベル1の警戒体制として、農業振興課や環境課など、関係課長で構成する幹事会を置き、総合的な貿易対策指針を作成することとしております。

次に、熊本県内で発生した場合は、レベル2の厳戒体制として、各部長で構成する山鹿市家畜伝染病防疫対策会議を置き、各課・各部との協力体制の確立及び連絡調整を図ることとしております。

さらに、本市または近隣市町村で発生した場合は、レベル3の非常事態として、市長を本部長とする山鹿市家畜伝染病防疫対策本部を置き、発生地域に対する防疫体制を強化するため、幹事会に防疫活動を行う班を置き、消毒ポイントや通行規制、防疫服着衣補助や健康観察などの防疫支援を行うこととしております。

なお、悪性家畜伝染病が発生した場合は、熊本県家畜防疫対策要綱に基づき、県が主導で防疫対策を行います。県では、口蹄疫、豚熱、鳥インフルエンザなど、それぞれに防疫対策マニュアルを策定されており、封じ込めを行うため、原則として検査陽性と決定してから72時間以内に殺処分や埋却・焼却などの防疫措置を終了することが必要であり、市は県の指示により、連携して後方支援を行うこととなりま

す。

次に、現在の取り組みとしましては、毎年5月に幹事会を開催し、有事の際の迅速かつ的確な防疫措置を行うため、山鹿市悪性家畜伝染病メール配信サービスによるテストメールの配信や県が実施する防疫演習等に参加し、情報伝達訓練や発生を想定した机上演習、担当する防疫対応の作業スケジュール等の確認を行っております。

また、関係機関におきましては、まず県では毎月20日を熊本家畜防疫の日と定め、家畜飼養者等に対して、飼養衛生管理基準の自主的チェックや農場消毒の徹底を呼びかけるとともに、毎年11月1日から4月30日までを高病原性鳥インフルエンザ特別防疫対策期間と定め、本病ウイルスの侵入防止及び万が一の発生時の蔓延防止対策を強化されております。

さらに、熊本県城北家畜保健衛生所や獣医師会においては、連携しての定期的なワクチン接種、熊本県畜産協同組合やJAかもとなどでは、発生するおそれのある時期を見て、畜産農家に対し石灰や消毒薬の配布や不測の事態に備えた備蓄をされております。

畜産農家におきましても、小動物の侵入防止や牛舎等への関係者以外の立ち入り規制、石灰の散布や消毒場所を設置するなど、出さない、入れないための取り組みが行われております。

今後の対応としましては、悪性家畜伝染病が一旦発生すれば、地域経済に大きな影響を及ぼすことから、引き続き、日ごろから畜産農家に対する啓発を行うとともに、県や関係機関と連携し、防疫体制の維持に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芹川君。

[12番 芹川 正美君 登壇]

○12番（芹川 正美君）

3 問目、農業用特殊免許等についてお伺いいたします。

1 点目、トラクター、コンバイン、田植え機、畜産作業機など、多くの農業に関する機械車両があります。5月の新聞紙面に、道路法改正があり、農業用に関することで農家に戸惑いとの記事が載っておりました。県内自動車学校に農家が殺到し、新型コロナの影響で自動車学校も休校、満杯との話も聞きました。ことしの麦、米、田植えに大きな影響が出るのではという記事もあり、2020年2月より申し込みが殺到しているというようなこととございました。麦刈り用コンバインに乗せるコンバインカーには、牽引免許が必要となっているとのこと。田植えにまだ間に合わない



農家は、免許者に田まで持って行ってもらうしかないと嘆きの声も聞かれています。法は曲げられません。高齢者や法令、規則に詳しくない農家もたくさんおられます。農家での話題の中心になっているのが現状と思います。公道走行の周知等を願うところでございます。

2点目、農業用機械、田植え機、運搬車など、いろいろな小型機械、乗用装置のあるものが、公道を走ることとなります。ナンバープレートを必要とする機械の登録申告状況など、税務に少しまたがりますけれども、お伺いをしたいと思います。

3問目を終わります。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

ご質問の農業用特殊免許等について、お答えいたします。

トラクター等の農業用特殊車両の公道走行の規制緩和及び周知につきましては、昨年4月、道路運送車両法の改正により、一定の条件を満たした場合に限り、直接装着できる作業機械をつけて公道の走行ができるようになっております。

一定の条件とは、保安基準である灯火器類の装着や車両幅1.7メートルを超えた場合には、サイドミラーの装着等が条件となります。さらに、性能基準である最高時速15キロメートル、全長4.7メートル、全幅1.7メートル、全高2.0メートルの基準を1つでも超える場合は、大型特殊自動車免許、基準以下の場合は小型特殊自動車免許または普通自動車免許以上が必要となります。

また、堆肥や薬剤散布でトレーラー等を牽引して公道を走行する場合、牽引する車両の積載物を含む総重量が750キログラムを超えるものは牽引免許が必要となります。このように、新制度のもとで該当する免許がない場合、無免許運転となり、所持する運転免許が取り消されてしまう可能性もあるため注意が必要でございます。

国や農業団体が、この新制度の周知を本格的に始めたのが昨年10月以降であり、農家まで周知されていないのが現状だと思われまますので、本市においても農業団体や農業再生協議会等を通して、新制度の周知や注意喚起に努めてまいりたいと思います。

次に、山鹿市管内における小型特殊自動車の登録状況及び周知につきましては、本年4月1日時点で農耕用2585台、その他121台の登録となっております。当該車両の登録につきましては、税務課において毎年チラシを作成し、組回覧により市民への周知を行っているところでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芹川君。

[12番 芹川 正美君 登壇]

○12番（芹川 正美君）

農業の免許については、できるだけ早く、行政、J A、各種協議会において、内容の周知をいただきますようお願いを申し上げます。私の質問を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、芹川君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、芋生 よしや君の発言を許します。芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

皆さん、おはようございます。

議席番号3番、日本共産党の芋生 よしやです。

まず最初に、資料配付のお願いをしておりますので、議長、よろしくお取り計らいください。

○議長（永田 健君）

資料配付の要求がっておりますので、会議規則第157条の規定により、これを許可いたします。職員に配付させます。

[職員配付]

○3番（芋生 よしや君）

それでは、通告に従って一般質問を行います。

私たち日本共産党山鹿市委員会は、市民の皆さんの声を受け、3月2日、4月28日、5月12日と、市に新型コロナ対策についての要望書を提出しました。市民の皆さんの切実な要望を酌み取っていただき、市の独自案が提案され、全会一致で可決されました。市民の皆さんが待ちに待っていた支援だと思えます。また、日本共産党山鹿市委員会と1期生議員も提案していた支援一覧表がホームページ掲載や戸別配布となりました。市民の皆さんにしっかり周知され、必要な支援が速やかに届くことを望みます。私も一刻も早く、待っている市民の皆さんにお知らせしたいと思い、SNS発信をした途端、妊婦緊急支援事業の問い合わせが来ました。改めて、待たれた支援だったのだと感じました。また、県内はもとより、全国からも問い合わせが来て、山鹿市のように妊婦さんへの支援、給食費の無償化を要望したい、詳しく教えてほしいとの問い合わせもやってきました。

国は、当初案から変更し、一律10万円の特別定額給付金の支給を行うこととしました。これは健康で文化的な生活を営む権利、国は公衆衛生の向上に努めなければ

ならないとする憲法第25条に基づく国の責務であり、国民の声が政治を動かした結果です。さらに、憲法第29条、私有財産は正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。自粛と一体の補償には応えなければならないとする、さらなる国民の要望で、国は第2次補正予算を打ち出し、地方自治体への交付金も増額されることとなりました。

1点目の質問です。新型コロナ対策の中で、市民のいのちと暮らし、経済を守る支援についてです。

市長は、100年に一度の大きな災害、医療、福祉、教育、子育て、経済、あらゆる分野に大きな打撃、影響を受けている。感染拡大防止、市民の命と健康を守ること、社会経済活動に係る緊急支援に立ち向かうと決意を述べられました。新型コロナ感染症は、世界的大災害と捉えるものです。観光関連事業所への支援が20%の減収から対象であり、国の50%減収支援に上乘せするというのは、暮らしと経済に寄り添ったよい支援だと思います。ある方が、新型コロナが収束したときに、山鹿市の一人の業者も潰さなかったと言えるよう、国や市にも声を上げて、力を合わせて危機を乗り越えよう、山鹿市の街の灯を守ろうと話されました。国から1回切りの給付金では、憲法に基づくものとは言えません。全国知事会は、増額を求めています。さらなる支援を国に要請し、全ての市民が安心して新しい生活様式で生活することが一番の感染症対策と考えます。

地方創生臨時交付金が来るようですが、山鹿市の経済基盤である全事業所を守ることが、市と市民を守ることと言って差し支えないのではないのでしょうか。山鹿の町なかはまだ人の動きも少なく、飲食店などにも来店者は戻ってきておりません。山鹿市の事業所、市民の生活を守るための、さらなる対策は示されるのでしょうか。さらに支援を待ち望んでいる市民に、地方創生臨時交付金の活用も含め、次の策は考えているのでしょうか、お答えください。

**○議長（永田 健君）**

これより執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

**○総務部長（木下 実君）**

芋生議員の一般質問、新型コロナウイルス感染症対策、地方創生臨時交付金について、お答えいたします。

本年4月30日に成立しました国の第1次補正予算におきまして、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項を対象とし、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施するための財源とし

て、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が創設されたところでございます。

そのことを受けまして、本市では、1つ目に感染拡大の防止策、医療提供体制の整備、2つ目に疲弊した地域経済に対する緊急支援策、3つ目に経済活動の回復に向けた支援策をパッケージとしました実施計画を作成し、現在、国との協議を行っているところでございます。

今後、国との協議が済み次第、本実施計画に係る事業につきまして、速やかに予算化を含めました事業実施に向けての取り組みを進めてまいるのでございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるようにするための交付金であるとのこと。私たちにもさまざまな要望が届いています。一刻も早く支援をしてほしいと待ち望む声は、まだやんでいません。山鹿市でも医療従事者も職員も人員削減の中、頑張っているんですが、北九州市では、第2波との認識が示され、東京都でも感染者がふえています。いつ感染者が発生するかわからない状況です。

これまで大震災や大型台風の災害時に、山鹿市からは何度も他の自治体に人員派遣などの支援が行われてきました。世界的大災害である新型コロナ感染症では、全ての自治体で通常業務にプラスして、さまざまな対策・対応が求められます。私は、市職員人員削減と長時間労働問題も取り上げてきました。山鹿市でも1市4町合併時670人だった職員を、12年間で238人減らし432人、来年4月には404人まで40%減らすという第3次定員適正化計画が策定されています。地元を知っている職員が少なくなった、大丈夫かななどの声も聞かれました。また、質問を行った2018年3月時点で、過労死ラインと言われる80時間を超える時間外労働が59人との答弁もあっていました。こういった職員人員削減の影響は、新型コロナ対策にどうなのでしょう。今後の見通しはどうかもお尋ねいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

ご質問の2点目、人員削減、支所縮小段階での影響と今後の見通しはどうかにつ

いて、お答えいたします。

本市では、これまで効率的かつ効果的な行政運営体制の確立を図りつつ、数次の定員適正化計画に基づき、適正な定員管理と職員数の削減を行ってまいりました。

今般の新型コロナウイルス感染症対策におきましては、大規模災害発生時を想定しました業務継続計画を踏まえまして、非常時における市役所機能の維持と感染症の蔓延防止を目的とした、リスクレベルに応じた職員の勤務体制、各課それぞれ優先して取り組むべき業務をあらかじめ定め、対応することとしています。

現在の第4次定員適正化計画のもとにおきましても、職員間の協力体制の構築、突発的な事象にも弾力的に対応すべく、職員個々のさらなる能力向上と人員体制の維持に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

効率的かつ効果的な行政運営体制の確立を図っている。リスクレベルに応じた勤務体制を優先して取り組む業務を定めているとのことですが、やはり人員、人手が必要な対応が必ずあります。市民の不安に応え、職員が病気や過労死するような負担をかけすぎないことが、これまでの災害時の対応の教訓です。求められる仕事の量に対しても、人も物も足りないのが実情ではないでしょうか。国は専ら職員を減らすことを自治体に迫ってきましたが、自治体の技術力と職員の確保・育成を支援する方向に国が方向転換をするよう、私たち日本共産党は求めています。国へ一緒に要望を上げていきましょう。

次の質問に移ります。

対象外事業所、農業者支援をどう考えているかについてです。

国からの持続化給付金、市の観光産業継続応援事業の支援では、困っているのに対象から漏れてしまう人たちもいます。今回の支援から対象外になる事業所などの現状、今後の見通しはどうなっていますか。また、返還の見通しが立たない融資を求めるより、廃業を考えると農家の声もあります。山鹿市の農家では、3・4月、スイカの出荷スタート時点で、かなり大変だったとお聞きしております。国も第2弾で、小規模事業者向け農業支援を決めたようですが、山鹿市としての事業支援はどう考えているのか、現在の状況について、また世界的な感染拡大になると食料自給率や地産地消が大変重要になります。今後の見通しをどう考えているのでしょうか、お答えください。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

芋生議員の一般質問、事業所支援及び農業者支援について、お答えいたします。

事業所に対する支援につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした休業要請、外出自粛によって売上げの急減に直面する事業者の事業継続を下支えするために、特に影響が深刻な観光関連事業者に対する応援金の支給を、他の事業者よりいち早く開始したところであります。

今後につきましては、観光関連事業以外の事業者にもさまざまな影響が及んでおりますので、国県等の財政支援や経済対策の推移を注視しながら、事業継続への支援はもとより、市内経済の回復に向けて、事業者の景気浮揚への期待を喚起するような取り組みを進めてまいります。

次に、農業者に対する支援につきましては、農業情勢及び農業関係団体への聞き取りや要望をもとに検討を重ね、花卉類、肉用牛、酪農、スイカ、メロンなど、コロナ禍の影響を受けた山鹿市産の農畜産物の需要喚起や消費拡大を図る必要があると判断し、農業経営体緊急支援事業を創設し、その取り組みを行う団体や農業経営体等への支援を開始したところでございます。

元来、農業分野におきましては、台風や日照不足などの気象条件や豊作・不作、病虫害による被害など、さまざまな要因により価格が変動するため、日ごろからの備えとしてのセーフティネット、また新型コロナ対策として国の2次補正においては、新たな支援が予定されておるところでございます。

今後につきましては、そういった国県の対策を注視しながら、的確な対策を講じるとともに、今後、新たな農作物への影響等、農業情勢を見きわめながら、支援を検討してまいります。

また、食料自給については、大きな課題であり、市では食料生産を担う農家が継続して営農できるよう取り組む必要がございますので、引き続き、担い手育成の支援をしっかりと行ってまいります。

次に、地産地消としましては、市では食育と合わせ推進してまいりました。その結果、地元農林産物等の学校給食等への提供事業者数が、平成26年には1校当たり6件だったのに対し、令和元年度には10件と伸びております。今後も、生産者や出荷事業者、学校給食関係者等と連携し、情報共有や相互理解を図りつつ、地産地消を推進してまいります。

また、市民の皆様にも、地元の新鮮でおいしい農畜産物を見直していただき、手

にとつていただくことで、さらなる地産地消につなげてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[ 3 番 芋生 よしや君 登壇 ]

○3番（芋生 よしや君）

世界的な大災害の中、食料主権を守り、食料自給率を引き上げるため、農業が基幹産業である山鹿市でのこれからの取り組みは大変重要となってきます。市として、農業経営体緊急支援事業は取り組まれますが、さらにふるさと納税の返礼品に活用するなどの支援も望まれているところです。ぜひ検討ください。

また、文化・芸術への影響、芸能文化を守ることも忘れてはなりません。新型コロナ禍後の私たちの生活に、生きる喜び、活力をもたらすものです。新型コロナが収束した後に、山鹿市の一人の業者も潰さなかったと言える支援を要望し、次の質問に移ります。

速やかな支援についてです。

アベノマスクに代表されるよう、支援が届くスピードは余りにも遅いことが、国民や市民の不安を増加させています。また、持続化給付金では、申請の難しさや給付金が受け取れない困惑の叫びが上がっています。さらに、一部大手企業に委託料として流れることが発覚いたしました。せっかくの対策も届く前に暮らしと営業が破綻してしまつては意味がありません。今問われているのは、一刻も早く、支援を待つ人のもとに届くスピードと実効性です。

そこで、お尋ねいたします。

定額給付金の受付、支給の状況はどうだったか。

マイナンバーの利用などでの混乱はなかったのか。

生活困窮者自立支援の相談がふえているとのことだが、生活保護申請についても国も車の所有などを認める弾力的な運用を促しております。現在の保護受給者は、10万円の給付金は収入とみなさないことになっています。では、今後、生活保護を申請する場合に、定額給付金10万円は資産とみなされるのでしょうか。

まだ、これからも支援を望む方が出てくると予測されます。生活困窮者自立支援相談のチラシを3月の一般質問は取りやめにやったのですが、その折に税の窓口などにもちゃんと置くようにと求めておりました。支所や各部署、全てに置き、皆さんがそのことを知る機会になるよう、周知を図るべきだと思いますが、どうでしょうか。

3番目に、持続化給付金の申請、電子申請などの状況はどうか。一刻も早く支援を待つ人たちに対し、支援サポート会場は設置されるようになったそうですが、社労士派遣、また手数料の補助など、申請の支援が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

4番目に、さまざまな支援に対応するための総合相談窓口体制はどうでしょうか。

5月25日付京都新聞には、生保の受給者ですが、情報も届いておらず、市民団体からの10万円の給付金のチラシがやっと届き、申請に行ったんだけど、口座や身分証がなく、窓口をたらい回しにされていたとの記事もありました。山鹿市でも情報から取り残されている人、支援が届いてない方にアウトリーチでの支援も求められていると思います。通常業務に支障なく、込み入った相談にも一度に相談が受け付けられるところが、相談側も行政側も双方から必要だと考えますが、対応はいかがのでしょうか。

5つ目に、住宅確保給付金の相談も増加しているとの報告でしたが、どういう対応がなされているのか。新年度スタートの時期ということでもあり、新規採用取り消し、また失職者などの状況が考えられると思いますが、市として他の市のように、任用職員採用などは考えられないのでしょうか。

以上の点について、お答えください。

**○議長（永田 健君）**

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

**○福祉部長（佐藤 アキ君）**

芋生議員の一般質問、速やかな支援について、お答えをいたします。

まず、特別定額給付金の受付、支給状況につきましては、山鹿市の対象世帯2万1956世帯のうち、5月末日現在で1万9841世帯からの申請を受け付けており、本日6月4日までの支給実績は1万2532世帯、支給額30億7400万円、支給率にしまして約60%となっております。なお、来週6月9日の振り込み予定までを含めると1万9671世帯で46億8760万円、支給率にして予定支給額の89%となる見込みでございます。

次に、マイナンバーの利用などでの混乱はなかったかというご質問でございますが、市役所からの郵送による申請書類が届く以前に、申請時にはマイナンバーカードが必要なのではないかとご心配をされた方からのお問い合わせ等が数件ございましたが、特に混乱はございませんでした。

次に、今後、生活保護を申請される場合、定額給付金が資産とみなされるのかというご質問ですが、生活保護の申請の前に定額給付金の受給をされていた場合には、



申請時の手持ち金としての要否判定の判断材料となります。一方、生活保護の申請後に受給をされた場合には資産とはみなされないこととなっております。

また、山鹿市生活自立相談のチラシにつきましては、市役所各課及び各市民センター、全ての窓口配置済みでございます。

次に、持続化給付金の電子申請の状況につきましては、本事業は国の中小企業庁ホームページからの各事業所による直接申請のため、申請状況は山鹿市では把握できておりません。また、今後の申請支援につきましては、本日6月4日から6月29日まで温泉プラザ山鹿3階に持続化給付金申請サポート会場が開設をされ、電子申請の方法がわからない方や、できにくい方を対象に入力サポートが行われることとなっております。

次に、さまざまな支援に対応するための総合相談窓口体制につきましては、感染症予防など医療に関することは健康増進課、生活困窮者対策などについては福祉課、経済支援に関することは商工観光課及びふるさと未来総室、そして特別定額給付金に関しては専用窓口を設置いたしております。

それらの相談窓口につきましては、全ての職員が把握をした上で、市民の皆様からのお問い合わせには、どこにお尋ねになっても速やかに必要な窓口につなぐ対応ができるようにいたしております。さらに、生活困窮者自立相談支援事業の窓口の相談員をふやすことにより、相談体制の強化を図っております。今後も国の新たな支援策等が創出された場合においても、その都度、きめ細やかに対応していきたいと考えております。

次に、住宅確保給付金につきましては、離職等により住居を失うおそれのある方等に対して、一定期間アパート等の家賃を補助する事業であり、福祉課の自立相談支援窓口において相談対応を行っております。

最後に、新規採用が取り消しとなった方や失業者などの市職員への採用につきましては、現在のところ、そのような対応は行っておりませんが、失業された方のご相談があった場合には、自立相談支援窓口において新たな就職先をご紹介するなど、就労につながる支援を継続して行っております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

新型コロナの対応は長期化が避けられません。次の感染拡大に備えること、必要などきに必要な対策がとられるよう、備えが求められています。これまでの災害時

の支援には、ジェンダー視点が重要だとの教訓がありました。ジェンダー視点の対応は考えていますか。長期に行動制限が行われてくると、経済ばかりではなく、特に高齢者などでは認知が進む、身体が動かなくなる、心身を病むなど、心身ともにさまざまな影響が考えられます。病気も早期発見対応が重要ですが、健康診断、妊婦健診、子供たちの月齢健診などはどうなっているか。新しい生活様式、リスクレベルの基準に照らした市民活動をどう進めていくのかをお尋ねします。

第2波を見越して、医療体制が求められます。病床確保が急がれますが、山鹿市の医療体制、軽症者の宿泊療養施設、重症者の受け入れ態勢など、どうなっているのか。また、感染確認から短期間で重症化する事例が明らかとなりました。検査までに時間を要する問題は、解決の手段を講じておく必要があります。山鹿市は、山鹿保健所が対応しておりますが、ここでのPCR検査体制も必要だと思いますが、設立の見通しはどうでしょうか、お答えください。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

芋生議員のご質問、第2波・収束対策について、お答えをいたします。

まず、ジェンダーの視点については、新型コロナウイルス対策に限らず、非常に重要だと考えております。性別に関係なく、誰もが人として尊重され、暮らしやすい社会であるべきです。その中で、今回のコロナ禍において、特に社会的・経済的に不安定で弱い立場の人が影響を受けやすいと考えられております。

今回の補正予算につきましても、子供たちや妊産婦への支援、ひとり親世帯への支援等を重点的に盛り込んだところでございます。また、社会の不安やストレスからリスクが増大すると言われるDVや児童虐待等についても、今後、さらに相談支援体制を強化してまいりたいと考えております。

次に、健康診断、妊婦健診、乳幼児健診等について、お答えをいたします。

特定健診やがん検診などの健康診断は、毎年、集団健診、個別健診ともに、6月から実施をしてまいりました。今年度は3密を避けるなど、感染防止対策を十分に行った上で予定どおり6月から実施をすることといたしております。

妊婦健診につきましては、緊急事態宣言の発令中も医療機関において個別に実施をされており、市での母子健康手帳の交付も行っております。また、乳幼児健診につきましては、熊本県の緊急事態宣言発令中は中止をしておりましたが、宣言解除後は再開をいたしております。実施に当たっては、マスクの着用やアルコール消毒等の感染症対策を十分に行い、時間ごとに人数を区切ったり、動線の工夫により

人の接触を最小限にすることとしております。また、市民の皆様には、自分自身や身近な人を守るための行動や生活を定着していただくよう、さまざまな機会を通して新しい生活様式の周知に引き続き努めてまいります。

第2波を見越した医療体制につきましては、鹿本医師会、熊本県山鹿保健所、山鹿市民医療センターと連携・協力をしながら、感染者の受け入れ病床の確保や検査、相談体制の取り組みを進めてまいります。PCR検査等の体制につきましては、国や県の方針と合わせて対応してまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

女性団体が5月28日に16万人を超える署名提出とともに、既存の差別や格差拡大、問題悪化のおそれもあるとして、新型コロナ対策にジェンダー平等視点からの見直しを求める声明を公表しています。対策会議などの意思決定の場に女性参加を格段にふやすことを求めておきます。

長期化する新型コロナ対策には、検査体制が必要です。国も財政技術面での支援を行うとの方針を公表しています。県に要請をしてください。また、会議録を作成し、今後に生かしていくことが重要だと思います。対策会議など、会議録を作成していただくことも求めておきます。

次に、教育部について、子供の命と健康を守り、発達を促すためには、食事と運動による体づくりと社会的動物としての仲間が存在が欠かせません。長期の休校により、子供たちの成長・発達に深刻な影響が危惧されます。子供の権利条約に基づき、子供たちの健康を保つ。継続した学びを支援する。暴力、搾取、虐待から子供を守る。子供たちの最善の利益を保障することが必要です。長期休校の間、学校という子供たちの教育・発達を促す場が突然奪われ、家庭で過ごす子供や学童保育に託される状態となりました。

学童保育は、国の基準はあるものの、集団の規模や施設環境などを十分に整えられてはいません。室内はもとより、外遊びも十分保障されているとは言えません。そんな状況で、卒業や新年度という一番慌ただしい学校生活の時期に、子供たちを守る、感染させてはならない、感染してはならないと、不安と緊張の中で学童保育が行われ、責任も重くのしかかっていたと思いますし、子供たちもさまざまなストレスを感じているかと思います。教育を受ける権利、子供たちの権利、この視点でどう対応してきたのか、今後はどう考えているのか。

学校再開後、北九州市の事例もあるし、感染防止の子供への手厚く柔軟な教育のためにも、新型コロナから子供たち、教職員を守るためにも、安心して過ごせる居場所確保とオンライン学習に任せてしまうことなく、仲間と共感しながら学ぶ場が必要です。少人数学級にして保障することはできないでしょうか。

再度休校になる場合にも、学童ごとの個別の判断対応ではなく、市として責任を明確にし、子供たちにとって必要なことという視点に立った学校、保護者、学童、子供たちとの協議での運営、また運動、遊び場などの保障が必要であると考えますが、どう考えますか、お答えください。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。若杉教育部首席教育審議員。

[教育部首席教育審議員 若杉 幸生君 登壇]

○教育部首席教育審議員（若杉 幸生君）

芋生議員の一般質問、第2波・収束対策における教育を受ける権利、子供の権利を守る視点での対応について、お答えいたします。

子どもの権利条約には、一般原則として、生きる権利、育つ権利、参加する権利、守られる権利がうたわれております。

今回、新型コロナウイルス感染による臨時休校により、子供たちの学ぶ権利がかなり制限されてきましたが、6月1日からやっと学校も完全再開することができました。それぞれの学校では、学校再開のガイドラインに沿って、可能な限り3密を避ける工夫をして教育活動を再開しているところでございます。

1点目の少人数での学習に関しましては、空き教室が十分にあるところでは可能ですが、それだけの教職員も必要になります。今回の山鹿市の対策や国の対策を生かしながら、学習等の支援員の増員を目指し、少人数での学習が可能になるように努めてまいります。

次に2点目、再び休校になった場合の対応について、お答えいたします。

これから感染の第2波も心配されることから、再び臨時休校になることも考えられます。その際は、県教育委員会の指針に沿いながら、分散登校など、可能な限りの登校日を設定して、子供たちの生活習慣が乱れないようにしてまいります。

また、遊び場の確保として、大人数にならない範囲で運動場を開放したり、学童保育と学校との協力を進めたりするなど、子供たちの権利の侵害を最小限に抑えられるように努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時04分 休憩

○

午前11時15分 開議

○議長（永田 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

芋生君。

[ 3 番 芋生 よしや君 登壇 ]

○3番（芋生 よしや君）

国民健康保険税については、都道府県化も入れ、これまでで6回目の質問となります。

まず国保の現状について、お尋ねします。

国民健康保険者の現状、滞納世帯や資格証、短期証の発行について、お答えください。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

芋生議員の一般質問について、お答えいたします。

山鹿市の国保被保険者の現状につきましては、平成29年度の国保税滞納世帯数は1347世帯で、国保世帯に占める割合は15.51%、平成30年度は滞納世帯数1282世帯で、同じく15.23%となっております。平成30年度の資格証明書交付世帯は93世帯、短期被保険者証の交付世帯は673世帯でございます。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[ 3 番 芋生 よしや君 登壇 ]

○3番（芋生 よしや君）

山鹿市の国保世帯の現状についてお答えいただきましたが、資料を作成していませんので、改めて確認してみたいと思います。山鹿市の国保世帯の現状、平成29年度と平成30年度です。国保世帯の割合が、平成29年度は8684世帯、滞納している世帯は1347世帯で、15.51%とお答えがありました。短期証が714世帯に、資格証明書は87世帯に出されています。平成30年度になりますと、8416の国保世帯に対し1282世帯、滞納世帯があり、先ほども15%を超えていることがおっしゃられました。また、短期証についても673世帯と資格証明書93世帯の発行が行われています。

短期証は通常の保険証と同じく3割負担で医療を受診できますが、資格証はまず10割負担をしなければならず、お金を持っていなければ医療機関を受診できないこととなっています。そして、今回はこの短期証、資格証については掘り下げないでおきますが、国保の全世帯中の15%の滞納世帯というのは多いのではないのでしょうか。

では、なぜ国保世帯は市民の皆さんが高いと感じ、また滞納世帯が生まれるのか、その辺り国保の算定方法に関係があるのではないかと思います。算定方法について、お答えください。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

芋生議員のご質問、国保税の算定方法について、お答えいたします。

市町村の国保税算定区分につきましては、地方税法第703条の4において、国保の医療費分である基礎課税額、後期高齢者医療制度への後期高齢者支援金等及び40歳から64歳までの介護保険2号被保険者を対象とした介護納付金、この3つの区分がございます。これらについて、それぞれ世帯の負担能力に応じて算定をする所得割及び資産割と、受益の程度に応じて算定をする均等割及び世帯平等割の合計額により保険税額を算定することとされております。

山鹿市におきましては、国民健康保険税条例により、基礎課税額と後期高齢者支援分については、所得割、均等割、平等割の3方式、また介護納付金については、所得割、均等割の2方式で算定をいたしております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

世帯の負担能力に応じた所得割、資産割とのことですが、山鹿市では2010年、市民からの国保税を引き下げる陳情が出され、全会一致で採択されました。当時の日本共産党の議員が引き下げを求め主張してきたことに応え、山鹿市は資産割1世帯1万3800円を引き下げたのです。そのときから資産割は加えられず、所得割と世帯平等割、また生まれた子供1人ずつかけられる均等割があります。収入のない子供までかけられることから、この均等割は人頭税だと言われています。

では、国保の算定と、他の保険の算定方法は違っているのでしょうか。協会けん

ぼなど、被用者保険は家族の人数に関係なく、加入者本人の収入に応じ徴収されています。

先ほどの資料の裏面にグラフを作成しています。協会けんぽと国保の比較です。山鹿市では算出できないとのことでしたので、私が以前作成していた資料を、また使っております。一番長い黒いグラフと、真ん中に白、そしてグレーのグラフ、3つの段階になっています。これは国民健康保険と協会けんぽの比較をしたものです。年収400万円、4人世帯と年収240万円、単身世帯のものです。どちらも国保料の一番長いグラフ、それから一番右端の協会けんぽのグラフ、これを比較してみますと、2倍の開きがあります。真ん中のグラフは、国保料の中から均等割と平等割を除いた額で、まず協会けんぽとほぼ同じぐらいになります。国保、協会けんぽ、組合健保などの加入者1人当たりの平均所得に係る保険料負担割合を問う我が党の国会議員、倉林議員の質問に、当時の加藤厚生労働大臣は、平成27年度では国保10%、働いている人の被用者保険、協会けんぽは7.6%、組合健保は5.8%となっていると答えておりました。

続けて、同じ倉林議員の質問資料をお借りしています。制度開始時期と現在の国保加入世帯の職業構成割合で国保制度発足時に、ここに示しているんですけど、発足時の1965年では農林水産業の方が42.1%、その他の自営業者が25.4%、被用者の方が19.5%、その他の職業が6.4%、無職も含めております。

そして、2015年では、何と農林水産業者は2.5%、自営業者は14.5%、被用者が34.1%、主に非正規の方ですね。無職が44.1%となっています。加入状況が逆転し、非正規雇用の方と年金者の割合が8割にもなっていることがわかります。これは全国的な数ですが、山鹿市でもおおよそ同様ではないでしょうか。

国保は急激な高齢化と農林水産自営業の割合が大幅に減少し、無職や非正規などの低所得者の加入が増加している。所得が少ないのに、加入者に重い負担率になり、払うことができず滞納する世帯が少なくないというのが、日本全国の実態なのです。この差を少しでもなくそうと、全国知事会・市長会では、国に要望を出しています。その内容はどのようなものですか。他の保険に比べ、国保は算定方法が違うため、負担感は重いと感じるのではないのでしょうか、お答えください。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。佐藤福祉部長。

[福祉部長 佐藤 アキ君 登壇]

○福祉部長（佐藤 アキ君）

芋生議員のご質問にお答えいたします。

まず、全国知事会におきましては、平成26年7月15日付の国民健康保険制度の見

直しに関する提言書において、極めて高い被用者保険との保険料負担の格差をできる限り縮小するような抜本的な財政基盤の強化の具体策を、追加国費の規模も含めて一刻も早く提示することと提言をされております。

全国市長会におきましては、同年11月13日付の国民健康保険制度に関する重点提言において、国保の財政上の構造問題を解消するため、消費税引き上げによる保険者への財政支援の拡充1700億円を早急かつ確実に実施すること。また、さらなる公費投入により財源基盤強化を図ることとされております。

さらに、市長会では、平成29年には平成27年度から実施をしている財政支援の拡充1700億円の公費投入の継続を、また令和元年には平成30年度制度改革以降投入する公費3400億円の財政支援についての継続実施とさらなる拡充について、提言をされております。これらを受けて、平成27年度から1700億円が、またさらに平成30年度から3400億円の上乗せの公費投入が継続をされている状況でございます。

また、協会けんぽと国保の違いにつきましては、それぞれに算定方法が異なるため一概に比較はできませんが、制度上の大きな違いとして、協会けんぽの場合には保険料の約半分を事業主が負担する仕組みであるのに対して、国保におきましてはそれがございません。また、協会けんぽが月々の給料をもとに標準報酬月額表から健康保険料を算定するのに対し、国保は前年度の所得によって所得額割が算出をされますので、直近の収入を反映しておらず、年や月ごとの所得の増減いかんによって負担が重いと感じられる方がいらっしゃるかと存じております。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[ 3 番 芋生 よしや君 登壇 ]

○3番（芋生 よしや君）

協会けんぽと国保の違いを教えてくださいました。協会けんぽの場合は、事業主が負担をすることですが、国保の場合は皆保険制度を支えるとして、なくしてはならない、また国庫負担を投入してきたことが、これまでの状況です。

先ほど触れませんでした。知事会からの要望では、協会けんぽに近づくようにと公費1兆円の投入を要望されています。ここ山鹿市でも、国保の担当者の方が、国保新聞というのがあるとされていて、その国保新聞の1面に国保の基盤強化と負担の公平へ全国知事会が公費1兆円投入を求めたという記事が掲載されました。山鹿市だけでなく、国保新聞で全国の自治体に知らされているのではないかと考えます。

この1兆円投入ですが、現在、問題になっている子供1人にかかる均等割と、そ



して平等割をなくしていくために、1兆円の公費投入すれば、協会けんぽ並みに税が低くなるとしています。

山鹿市では、先日も市長が、県下14市中、国保税は低く抑えられ、減免も行われているとおっしゃいました。しかし厚生労働大臣も認めているように、構造的な違いがあるのですから、市民にとっては滞納世帯にも見られるように、負担感が高いのではないのでしょうか。憲法は応能負担の税制を求めています。国保税も同じであるべきです。応能負担制度に近づけるためにも、支払う能力に関係なく、生まれたばかりの赤ちゃんからも負担を求め、家族がふえるほど負担を増す均等割、平等割は廃止すべきです。人口減少対策でもあります。

中嶋市長は、自治体ごとに格差が生じるような軽減対策ではなく、どの地域であってもひとしく恩恵を受けることができる制度を創設することが重要であると、前回の私の質問にもお答えがなっています。それは当然です。しかし、今回、山鹿市で行われました独自支援のように、市民のためと考え、妊産婦緊急支援や学校給食費無償化支援を行い、県内ばかりではなく、全国から高く評価されているところです。子供の均等割減免を緊急子育て支援と捉えて実施していく、この国保税が高いという認識で実行していただくのはどうでしょうか。この点について、お尋ねいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。中嶋市長。

[市長 中嶋 憲正君 登壇]

○市長（中嶋 憲正君）

ただいまの芋生議員の一般質問に、お答えいたします。

先ほど、福祉部長が申しあげましたとおり、協会けんぽに比べ負担が重いと感じられる方がおいでになると認識をしております。

次に、独自施策の取り扱いにつきましては、国保制度全体の取り組みとして議論すべきものであり、市単独の取り組みとしては考えておりません。

今後も引き続き、全国市長会等を通じ、要望を続けてまいります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

先ほど申しました均等割減免自治体は、地方税法第717条、特別の事情を活用し、地方自治の本来の役割、福祉の増進を図ることを努力していることで活用していま

す。特別の事情、これは災害や盗難に遭った、病気や負傷したなどのことですが、災害、大災害という、この新型コロナの事態、ここに合致するのではないのでしょうか。

岩手県の宮古市では、全額免除されています。人頭税とも言われる過酷な均等割を、せめて子供の分だけでも免除するとして、また国や県にも財政負担も訴えていきたいとして先駆けとなってやっています。

熊本県芦北町長は、全国知事会などで国に要望されているが、2月7日の予算委員会で安倍首相が国は引き続き議論するとして、平成31年度の制度化、実質、見送られた。町としては、18歳以下の子供に対して医療費を無料化するなど、早くから子育て支援に取り組んでいることから、子育て支援の観点からも町独自の導入が必要と考え、国の動向を待たず実施するとしました。

市長が独自支援として行われた妊産婦や子供の支援、こちらも大災害を特例として、特別の事情として捉え、支援をしていくことが必要だと思い、再度求めて、質問を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、芋生君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、有働 辰喜君の発言を許します。有働君。

[5番 有働 辰喜君 登壇]

○5番（有働 辰喜君）

皆様、こんにちは。

議席番号5番、有働 辰喜です。

発言通告に従いまして、スクールバスの入札と米野岳中学校区通学路の街灯設置について、お尋ねをいたします。

まずは、令和2年度から3年間、山鹿市立小中学校児童生徒の送迎業務を行うスクールバス運行管理業務委託入札について、お尋ねをいたします。

私は、令和元年6月定例会において、平成31年度からの3年間、山鹿市所有バスを使用し、旧鶴城中学校区生徒送迎業務を対象とし実施された、山鹿市立山鹿中学校スクールバス運行管理業務委託の入札に関して、採用をしたプロポーザル方式での評価方法では、特定の事業者に優位性があり、落札者が固定化し、高値受注の弊害があることを指摘。貸し切りバス使用はプロポーザル方式でもよいが、山鹿市所有バスに関しては、指名競争入札での実施を提案いたしました。執行部より、指名競争入札で価格競争のみの委託では子供たちの安全の確保など、業務履行に問題があるという理由で、運行管理に対する企業の姿勢や体制、対応等について評価ができ、子供たちの安全を確保する手段として有効であり、業者の履行能力等を評価

し、最も適しているものを選択できるプロポーザル方式で今後も実施したいと考えているとの答弁でした。

市は、答弁どおりに、昨年11月、指名型プロポーザル方式でスクールバス運行管理業務委託6校7案件を発注。本年2月17日に、市のホームページに審査結果を公表、結果は指摘をした落札者の固定化と高値落札が顕著にあらわれていました。公表された審査結果では、市所有バス使用案件6件、貸し切りバス使用案件1件の計7案件、全て1社が落札。昨年の山鹿中学校案件受注事業者も今回と同一事業者ですので、現在、山鹿市がタクシー使用路線を除いてスクールバスを運行している7校20路線、全て1社での運行管理です。

この結果を見て、発注者としてどのような感想をお持ちか、お尋ねをいたします。

**○議長（永田 健君）**

これより執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

**○教育部長（瀬口 慎哉君）**

有働議員のご質問にお答えいたします。

今回の山鹿市立小中学校スクールバス運行管理業務委託に係る指名型プロポーザル方式の実施については、これまでの価格のみによる競争入札ではなく、児童・生徒への安全安心を最優先とするため、事業者の実績や専門性、技術力、企画力等を勘案し、総合的な見地から判断して、最適な受託候補者を選定するために、プロポーザル方式により実施するよう見直しを行ったところ です。

しかしながら、案件ごとに募集した参加提案事業者が1者もしくは2者と少なかったことから、より多くの提案者が参加できるような手法をさらに研究する必要があると考えております。

以上、ご答弁いたします。

**○議長（永田 健君）**

有働君。

[5番 有働 辰喜君 登壇]

**○5番（有働 辰喜君）**

答弁をいただきました課題解消も、私は同感ではございますが、私はこの結果を見て、契約上、受託事業者は再委託が禁止されており、もし受託者が営業停止等の行政処分を受けた場合、書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではないとのただし書きはありますが、どのような対応ができるのかを心配しております。

次に、入札方式に関してお尋ねをいたします。

まず、冒頭でも述べましたが、私は山鹿市所有バス運行管理に関しては、指名競

争入札での実施を提案していましたが、今回も企業評価重視の企画提案方式での発注でございました。

そこで、お尋ねをいたします。

山鹿市スクールバス運行管理規則での受託者の遵守事項と運転者の該当事項及び遵守事項をお尋ねをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

有働議員のご質問にお答えいたします。

まず、スクールバスの運行に係る業務の受託者における遵守事項は、管理責任者及び運転者を定め、事前に教育委員会に届け出を行い、管理責任者は業務の履行に関し、教育委員会及び学校長並びに目的外で使用する場合の責任者との連絡調整に当たり、運転者に対する業務の指示及び指揮監督に努めることとございます。

次に、運転者の該当事項は、受託者が指定し、事前に教育委員会に届け出済みの者で、スクールバスを運転するために必要な免許を保有し、かつ豊富な運転経験及び十分な運転技能を有する者です。

また、運転者の遵守事項は、教育委員会の指示に従い、道路交通法その他の交通関係法令を遵守することを初め、安全な運行を図り、スクールバスに乗車する児童生徒の安全確保に努めること、職務上知り得た秘密をほかに漏らさないこと、交通事故が発生した場合や児童生徒の負傷または疾病により、医療的処置が必要であると認めるとき、その他緊急を要する事態が発生した場合に、速やかに教育委員会に報告をし、指示を受けなければならないこと。さらに、運転日誌を作成し、運行の状況について、教育委員会に報告するものとなっています。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

有働君。

[5番 有働 辰喜君 登壇]

○5番（有働 辰喜君）

答弁を聞かれてわかりますとおり、受託者や運転者に対しても、何も特別な規則が課せられているわけではありません。該当する免許は、当然必要ですし、交通関係法令の遵守、安全運行を図り、乗客の安全確保に努めるなど、当然のことだけです。

山鹿市所有バス使用の運行業務では、車両の安全装置や保守管理、事故等の保障

も市が行うので、事業者間に優劣は全くなく、業務内容としては、運転者個人による児童生徒の送迎、車両の日常点検、清掃です。業務遂行上、一番大事な運転者個人の評価ではなく、事業者に重きを置く内容の審査表による審査が本当に必要でしょうか。書類上、どんなに立派な企画提案書やヒアリング対応であっても、実際に対応できなければ、絵に描いた餅であります。

そこで、お尋ねをいたします。

1点目として、過去8年間、指名競争での価格競争で何ら委託業務の履行に問題は発生しておりません。さきに述べました昨年6月定例会の答弁がプロポーザル方式採用の理由であるなら、発注は指名型ですので、事業者を選定し、指名した事業者の中に価格競争だけで受注を決めた場合、履行能力に問題があるなどの不良不適格事業者がいるとお考えでしょうか。

2点目として、タクシーによるスクールタクシー運行管理業務委託もプロポーザル方式で行わなければいけないということになりませんか、お尋ねをいたします。

**○議長（永田 健君）**

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

**○教育部長（瀬口 慎哉君）**

有働議員のご質問にお答えいたします。

山鹿市立小中学校スクールバス運行管理業務委託の業者選定方法は、平成29年度まで指名競争入札により実施しており、これまで指名した事業者の中に不良不適格事業者がいると考えたことはございません。ただし、平成29年度の入札では、結果として、多くの事業者が入札を辞退されたことから、会社の規模に左右されず、より多くの事業者に参加してもらった上で、児童・生徒への安全安心を最優先とするため、プロポーザル方式により実施するよう見直しを行ったものです。指名した事業者の皆様は全て、履行能力を十分備えられていると考えております。

次に、タクシーによる運行管理業務委託につきましては、利用料金は国土交通省九州運輸局の規定に基づき、公共料金基本額として算出されており、料金が同一であること、また市内の事業者が有する営業所をベースに担当校を決めていることで、地域に根差した事業者を選定することにより、児童の保護者等により安心していただくことができることから随意契約により行っているところです。

以上、ご答弁いたします。

**○議長（永田 健君）**

有働君。

[5番 有働 辰喜君 登壇]

## ○5番（有働 辰喜君）

平成29年度の指名は、それまでの5者から12者と急増しております。しかし、入札参加者は、菊鹿小と菊鹿中学校は前年よりも1者減で1者の入札、ほかの3校は前年と同数が1校、増加が2校、新規のめのだけ小学校は貸し切りバスが特殊車種指定のため2者応募で行われたので、菊鹿小中学校以外は例年どおりかと思えます。

昨年6月定例会でプロポーザル方式採用理由の一つとして、新年度開始直後に指名競争入札で業者選定行っていたため、落札事業者が準備等に要する十分な時間確保ができないためという答弁がありましたが、長期継続契約または債務負担行為として予算計上をし、現年度化を行えば、指名競争入札でも対応できると考えます。

山鹿市は、平成29年度委託分から、それまでの単年度契約を3年契約に変更、また平成31年度からプロポーザル方式で発注していますが、隣の菊池市では山鹿市とは違う入札形態をとっています。

まず、山鹿市では、同一校に複数の事業者が参入すると、運行管理が難しいという理由で、小中学校ごとに路線数に関係なく、1校に1事業者への委託をしていますが、菊池市は同一地域にある小中学校1路線ごとに事業者に委託をしています。例えば、菊池北小、菊池北中では、5路線を3者が受託していますが、何の問題もなく運行管理が行われています。使用する車両も全て貸し切りバスで、入札方法も指名競争入札で、価格競争での1年契約です。

入札結果表を見ると、指名業者は全者参加をしています。しかし、山鹿市では、プロポーザル方式での発注のため、今回6校のうち4校が1者入札です。山鹿市競争入札心得第6条第4項に指名競争入札の場合、入札辞退により入札参加者が1人になったときは、入札を中止し、指名がえを行い、再度、指名競争入札とすると定めています。参加申込締切日で、1者参加が判明しても、定められた指名がえをせず、そのまま企画提案書、見積書を受け付け、審査を行っています。確かに、本案件の実施要領8の4項に、参加表明が1者のみの場合は、採点が審査委員数掛ける66点を達成していれば選定すると記載されていますが、選定できる根拠は何でしょうか、お尋ねをいたします。

## ○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

## ○教育部長（瀬口 慎哉君）

有働議員のご質問にお答えいたします。

平成30年12月に作成された山鹿市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインでは、プロポーザル方式において、提案者が1者のみである場合の取り扱いを、所

管課において提案内容等を審査するために設置する審査委員会において協議することを規定しております。

今回の業者選定時では、事業者から企画提案された内容を、本案件の審査委員会において採点し、契約の目的を十分に達成できるための採点基準として設定した得点の総数を上回れば、受託候補者とすることをプロポーザル実施要領に定めているものです。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

有働君。

[ 5 番 有働 辰喜君 登壇 ]

○5番（有働 辰喜君）

山鹿市が決めましたプロポーザル方式の実施に関するガイドラインにより、参加者が1者であっても執行可能とのご答弁ですが、対象事業者を全て指名しているので、1者の場合、指名がえができないからではないのかと。あと、企画提案型は、参加者が少ないというデータで、最初から1者しか参加しない場合を想定して選定できるように定めたのではないかなと推測をしております。

今回、運転者の派遣案件が5件です。もう1件のめのだけ小学校案件は、1案件として予定価格も事前公表ですが、学校単位の契約としているため、貸し切りバスを所有していない事業者の参加はできません。13者指名をして1者しか参加していない案件が7割近い異常な事態です。

昨年6月定例会でも指摘をいたしましたが、なぜ事業者が辞退するのか、その要因を真剣に考えるべきです。国及び地方公共団体の契約は、原則として一般競争入札によらなければならないと、会計法第29条の3第1項、地方自治法第234条第2項に定められていますが、会計法第29条の3第3項、第4項及び第5項、地方自治法施行令第167条及び第167条の2で、指名競争入札及び随意契約は法に定められた場合にのみ行うことができると定められています。一般競争入札、指名競争入札では、1者入札は認めていませんが、随意契約では認めています。プロポーザル方式は、発注者が提案書並びにヒアリングの結果をもとに受託希望者を選定。選定後は、提案書選定の時点で既に競争が終了しているとの考え方から、行政機関においては随意契約により業務委託の契約を締結できるとしていますが、一方では、企画競争は予算の効率化、公平性及び透明性を担保し、特定の者が有利にならないように、業者選定には業務担当部局だけでなく、契約担当部局の関与や具体的に定めた複数の採点項目により採点を行うことなどが求められています。

今回の企画提案審査得点を見ると、受託事業者は6校中4校が504点、1校が505

点、もう1校が492点ですが、公表資料には契約金額の記載はありますが、入札価格が発表されていないので、情報開示請求をしてみないとわかりませんが、仮に未受注事業者が安い場合、価格差にもよりますが、2点違うと価格に関する項目差が12点ですので、逆算をしますと504点の評点です。各項目ごとに各審査委員の評価点を見ないとわかりませんが、それぞれの学校で運転者、運行条件なども違うでしょうし、直近3年間の履行期間中の評価もあると思います。にもかかわらず、全て同じ評価得点です。競合案件のうち、最大55点の得点差がありますが、この事業者もセーフティバス認定も受けていますし、実績もあります。参加事業者は、真剣に求められた項目に対して提案をし、説明されたと思います。うまく表現できなかったとしても、審査委員が提案内容を酌み取る努力をしていれば、こんなに差が生じるとは思えません。今回もプロポーザル方式で発注した結果、高値受注と公平性や透明性に疑念を持たせる結果となりました。

私は、指名競争入札でも十分に安全は担保できると考えています。なぜなら、対象となるバス事業者5者のうち4者は、セーフティバス認定を既に取得しており、もう1者も申請済みです。事業者は、認定事項を遵守し、安全運行に努めなければ認定が取り消され、顧客獲得の指標となる評価を失うので、安全管理には当然努めます。顧客が求める信用は、評価マークではなく、安心安全な運行です。その信用を得るために、最も重要な運転者への教育や研修を各事業者は真剣に十分に行っています。それでも安全確保を心配するなら、最低制限価格や低入札価格調査基準価格を設けて、安全を確保すればよいことでもあります。弊害の多いプロポーザル方式での発注をやめる考えはありますか、お尋ねをいたします。

**○議長（永田 健君）**

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

**○教育部長（瀬口 慎哉君）**

有働議員のご質問、今後の業者選定方法について、お答えいたします。

プロポーザル方式の実施については、さきにご答弁申し上げたように、総合的な見地から判断して、最適な受託候補者を選定するために見直しを行ったものです。

そのため、会社の規模や立地に応じ、提案を行う路線を事業者が選択できるようにするなど、より多くの事業者が自社の強みを生かした提案ができるよう工夫した上で選定に臨んだものの、最終的に1者のみの契約となったことは、スクールバスの運行を継続的に行っていく上で、危機管理上の問題を有していると考えております。

プロポーザル方式の採用については申し上げたとおりでございますが、スクール



バスの運行業者の選定方法については、今後とも見直しの余地があると判断しております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

有働君。

[ 5 番 有働 辰喜君 登壇 ]

○5番（有働 辰喜君）

選定方法については、見直しの余地があると判断しているとの答弁ですが、方法そのものか、審査内容か伺いたいところではありますが、時間がないので先に進ませていただきます。

次に、予定価格について質問をいたします。

まずは、山鹿市所有バス使用運行管理業務委託の見積限度額について、お伺いをいたします。

1点目といたしまして、市所有バス運行管理業務委託見積限度額から、1日1台当たりの単価を求めると、6案件中1件を除き、5案件全て同一単価になります。5案件で14路線を運行しますが、最短の乗車時間は8分で、逆に最長乗車時間は48分です。これを1日3回走りますので、乗車時間で2時間の差があります。これに回送の時間が加わり、単純に2倍とはなりません、3時間半以上違うということは、勤務時間にも拘束時間にも大きな差が生じます。にもかかわらず、1日当たりの単価が同じである理由。

2点目として、残り1案だけ1日単価が他の5案件の約1.1倍となる理由。

3点目は、プロポーザル方式となった昨年の山鹿中学校の案件から、それまでは未公表の予定価格が事前公表されていますが、なぜ予定価格を公表されたのでしょうか、お答えください。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[ 教育部長 瀬口 慎哉君 登壇 ]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

ご質問の1点目、市所有バス運行管理業務委託の見積限度額が、6案件中5案件の1日当たり単価が同額の理由について、お答えいたします。

この同額となった5案件は、全て小学校に係る運行業務でございます。これら小学校の運行に係る経費の積算は、日常の運行業務及び郊外学習の実績などをもとに算出しておりますが、基準とする1日当たりの運行回数や校外学習による運行を同様としたことから、1日当たりの単価が同額となったものです。

2点目の5案件を除く1案件の1日単価が約1.1倍となる理由については、この1案件が中学校の運行委託分であり、部活動が学校教育活動の一環となるなど、運行形態が小学校とは異なることに伴い、差異が生じているものです。

3点目の見積限度額の公表については、平成30年12月に作成されたガイドラインにおいて、プロポーザルを実施するに当たって策定する実施要領中に業務概要や参加資格のほか、業務に要する費用として見積限度額を盛り込むことが求められていることによるものでございます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

有働君。

[5番 有働 辰喜君 登壇]

○5番（有働 辰喜君）

山鹿市契約規則第7条第2項で、予定価格の事前公表が認められている項目に該当していないので、公表理由をお尋ねをいたしました。

中学校案件の単価が高いのは、部活動により小学校とは運行形態が違うからとの答弁でございます。プロポーザル方式採用以前の入札では、答弁された単価アップの理由とは逆に、同一事業者の契約単価が小学校契約単価の80%や96%の年度があり、ほかの事業者との間でも95%、94%と、競争原理が働いて、中学校契約単価が安いのが結果です。無論、高い年度もありますが、わずか1%から2%アップというデータです。このデータと小学校単価設定の考え方から見ると、本当に単価差が必要なのか疑問ではあります。

今回、1者入札容認と予定価格の事前公表で、小学校と中学校の契約単価差は、予定価格の差と同じ約10%です。ちなみに、今回、予定価格を公表したことで、本年3月までの契約単価と比較をしますと、菊鹿中は契約1日単価が約1.27倍、山鹿・鹿北・菊鹿小が約1.17倍、めのだけ小の市所有バスは実に3.11倍です。予定価格の事前公表については、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針の中で、要約をいたしますと、落札価格の高どまり、最低制限価格の類推などの弊害が指摘され、事前公表はしないものとする。なお、地方公共団体においては、事前公表を禁止する法令の規定はないが、弊害が生じた場合には、速やかに事前公表の取りやめを含め、適切な対応を行うものとするかとされております。

プロポーザル方式で、予定価格の事前公表を行った前回の山鹿中案件は、3者入札で落札率97.86%、今回は市所有バス使用案件6件中4件が1者入札のため、6件の平均落札率は99.84%です。これを事前公表と1者入札の弊害と捉え、速やかに適切な対応をされる考えがあるのか、お尋ねをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

有働議員のご質問、予定価格の事前公表と落札率に対する対応について、お答えいたします。

本案件については、競争入札の方法によらず、プロポーザル方式で実施しておりますが、プロポーザル方式で業者選定を行う際は、実施要領中にあらかじめ見積限度額として既決予算の範囲内で上限額を定め、事業者はその上限額を超えない範囲で、実施可能な企画や業務の実施体制、事故防止策などについて提案することになります。仮に、事業者が非常にすぐれた提案を行ったとしても、提出された見積額が上限額を超えた場合、失格となります。

このように、競争入札とプロポーザル方式では、事業者が示す見積額に対する考え方が根本的に異なるため、落札率に対する捉え方を競争入札と同様にはできないと考えます。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

ここで、昼食のため休憩いたします。午後 1 時 15 分から再開いたします。

午後 0 時 06 分 休憩

○

午後 1 時 15 分 開議

○議長（永田 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

有働君。

[ 5 番 有働 辰喜君 登壇 ]

○ 5 番（有働 辰喜君）

公表されました予定額を超えて入札をする者は皆無でしょうが、落札率の捉え方が競争入札とは違うとの答弁ですけれども、落札率は予定価格に対する落札価格の比率以外の何物でもなく、高ければ当然、公金支出がふえるのは同じだと思います。

次に、貸し切りバスの積算について、お伺いをいたします。

1 点目として、見積もり内訳書の作成について、お伺いをいたします。

貸し切りバス使用案件も、今回から予定価格が提示されています。貸し切りバス利用でのスクールバス年間契約締結の運賃算出は、国土交通省の積算基準と考え方が公表されており、私は過去に当市議会の定例会で資料配付をし、説明もしており

ますので詳細は省きますが、山鹿市はいずれかの方法で積算をされていて、予定価格を算出しているわけでありますが、今回添付された資料には、運賃算出に必要な出庫前・出庫後点検時間が記載をされておられません。前回、平成29年3月に発注された、めのだけ小学校スクールバス運行管理業務委託では、1日単価として添付されていて、この1日単価が指定の見積内訳書として使用されました。しかし、今回は積算根拠を示さず、提出する見積内訳書は任意様式です。積算根拠を示さないということは、事業者はみずからが選定した積算根拠で積算し、見積内訳書を提出すればよいということになります。その場合、どうやって予定価格を算出した時間制運賃の内容とチェックするのかをお尋ねをいたします。

2点目は、積算根拠が示されていないので断言はできませんが、今回も山鹿市独自の出庫前・出庫後点検時間を採用しての積算と思われる。積算根拠時間の考え方をお答えください。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

ご質問の1点目、貸し切りバスの運行管理業務委託に係る1日単価の時間制運賃について、お答えいたします。

平成29年に行った指名競争入札時においては、たび重なる貸し切りバスによる重大事故の発生を受けて、国土交通省が過剰な価格競争による事故の誘発を防ぐ目的で示した1日単価表をベースに作成した単価表の提出を入札者に求め、安全性の確保ができていのかどうかを判断した上で落札者の決定を行っています。

一方、今回用いたプロポーザル方式による業者選定においては、入札額のみを競う方法ではないことから、国土交通省が示す1日単価表によって安全面の判断を行わず、提案内容の審査によって、運行時の安全走行はもとより、バスに乗降する際の安全確保や通学時の子供たちの様子を先生方に伝えるなど、単に送迎を行うだけにとどまらない、スクールバス運行業務への対応が可能かどうかの判断を行っております。ただし、事業者がどのような積算をしているかについての確認が必要になることから、契約前の見積書提出の際、積算根拠に関する資料の提出を求めています。

次に、2点目の出庫前・出庫後点検時間の内訳についてでございますが、平成26年10月31日に国土交通省九州運輸局が示したスクールバスの運賃については、時間制運賃の考え方として、午前の運行と午後の運行を一つとして運送した場合の合計6時間、もしくは午前・午後を別々に運送した場合は10時間、また10時間の場合

において同一運転者と車両の場合は8時間とすることが示されています。

本市においては、貸し切りバスが年間を通してスクールバス用として使われているわけではなく、登下校時間以外で通常の貸し切りバスとして使用される場合も想定されるため、午前・午後を別々に運送した場合の考え方を適用した上で、必要最小限と考える運行時間として、1日当たり合計7時間を積算根拠としているものです。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

有働君。

[5番 有働 辰喜君 登壇]

○5番（有働 辰喜君）

答弁の時間制運賃算出時間の根拠説明では、平成29年度入札使用の1日単価との整合性がとれません。このときは、出庫前・出庫後点検時間を6時間と指定して、出入庫回送時間と乗車往復時間の1時間を加えた7時間が積算根拠です。積算根拠はそろえておいたほうがいいと思います。

先ほど、菊池市の入札事例を紹介いたしました。菊池市の公表資料では、工事概要欄にキロ制運賃〇〇キロメートル、時間制運賃〇〇時間と明示をされ、今年度の時間制運賃時間は、全て1025時間と明示をされております。菊池市は、安価にできる午前と午後を一つの運送とした計算方法を採用していますので、点検時間2時間と最低保証走行時間3時間の計5時間を採用し、205日間の運行を予定していることがわかります。山鹿市は、なぜこの積算方法ではなく、高い委託費となる積算方法を採用するのか、私には理解ができません。

午前と午後を一つの運送とした計算方法で、車庫を市役所と仮定し、公示運賃の車種別最大値を使用し、今回添付された資料で、年間運行日数230日を3年間履行するとして、机上での試算ではありますが、消費税込みで約5400万円程度になると思います。それが今回の発注では、3000万円以上高い予定価格が設定されています。概算でもこれだけの差額が出ます。貸し切りバス使用案件に関し、公金支出を抑えるため、予定価格が高くなる今の積算基準を見直す考えがありますか、お尋ねをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

ご質問の積算基準の見直しについて、お答えいたします。

現在行っております貸し切りバスの運行管理業務に係る1日当たりの積算根拠につきましては、先ほどの答弁で、市としての考え方をご説明させていただきました。

これまでのスクールバス運行管理業務においては、最優先されるべき児童生徒の安全と安心、また学校との連絡体制を密にすることによるドライバーと学校の情報共有の促進などの面を含め、適切に運行が行われており、現在のところ、積算基準について見直すことは考えておりません。

しかしながら、時代とともにスクールバスに求められるニーズも変化することから、児童生徒が健やかな学校生活を送るために求められる役割、運行業者選定のあり方について、今後も研究を重ねながら、柔軟に対応してまいりたいと思っております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

有働君。

[5番 有働 辰喜君 登壇]

○5番（有働 辰喜君）

先ほど、国土交通省九州運輸局の事務連絡を時間制運賃算出根拠としているとの答弁がありましたが、同様に同日付で国土交通省自動車局旅客課長名で、各地方運輸局自動車交通部長・沖縄総合事務所運輸部長宛てに、事務連絡として一般貸切旅客自動車運送事業により、スクールバス運送を行う場合における運賃及び料金についてで、出庫前及び帰庫後の点呼・点検時間2時間と、登下校の走行時間を累計した時間が3時間未満の場合は、走行時間を3時間とするとし、スクールバス運送の年間契約を締結する際には、この計算方法を適用することができると書かれています。つまり、時間制運賃は5時間でいいんです。これだけ明確な根拠があるのに、なぜ見直さないのですか。

山鹿市が懸念する価格競争だけの弊害も、過去の入札結果を見れば少しは理解ができます。それはダンピング受注とまでは申しませんが、事業者の事情により、安値受注が行われたのも事実です。そのようなことも考慮してのプロポーザル方式採用かと推測をしております。

しかし、残念ながら、2回の実施結果は辞退者の急増と1者独占受注となりました。参加された事業者の中には、今後を見据えて自社の評価を知りたくて参加をされた経緯もあると思いますので、審査結果を見て次回は当事者だけでなく、他の事業者も辞退の選択が強いのと思います。私見ではありますが、今後は全案件1者応札が濃厚です。受託事業者以外に、参加事業者がいなければ、幾らプロポーザル方式の意義を力説してみても、実態は特命随契と同じです。

事業者の受注機会をふやすため、現在の1校1事業者制度も、前回のものだけ小学校は貸し切りバスと市所有バスを1案件としての発注でしたので理解できますが、今回は予定価格も別々に事前公表をする別案件として公示。であるなら、それぞれに別案件として契約できるよう見直しをしたり、スクールタクシー選定のように、地域性を重要視した選定方法の採用、リスク分散を考慮し、1者最大何案件までというような実施要綱を決められたらどうでしょうか。多くの事業者に辞退を選択させ、1者入札を認め、高値受注と特定事業者に優位性があることが、結果としてあられている入札方式や事業費用が高くなるのが歴然としている積算方法を採用しての発注を続ければ、きつい言い方ではありますが、官製談合だと思われても仕方ないと思います。他自治体の事例も参考にして、見直しをお願いいたします。

最後に、鹿央地域を南北に縦断し、通学路や生活道路として非常に重要な県道山鹿植木線（旧鈴麦山鹿線）に設置されております街灯の増設について、お伺いをいたします。

同路線を夜間、車で走行された方はおわかりになると思いますが、道路沿いの電柱と専用ポールに設置された蛍光灯やLEDの街灯がありますが、とても暗いのが現状です。その暗い道路を中学校や高校の生徒が自転車で下校している場面に、私自身、幾度となく遭遇をいたします。当然、自転車に前照灯はついておりますが、街灯のない区間では視界が狭くなり大変危険です。また、人家がなく、カーブが続く見通しの悪い箇所が点在をしており、生徒さんから暗くて怖いとの意見や保護者、地域住民からも暗くて危ない、子供たちを狙った犯罪がいつ起きてもおかしくない、街灯の増設をなどの意見と要望が多数寄せられております。

街灯は、旧鹿央町が設置をし、各行政区内と行政区内を通る県道、市道沿いの街灯については、各行政区が電力費を含めて維持管理業務を行い、残りの県道沿い区間と市営団地の一部については、現在、山鹿市が電力費も含めた維持管理を行っております。明確に線引きされた市と行政区の区分けはありませんが、街灯の増設が必要と思われる箇所は、市の管理区間に多く見受けられます。

米野岳中学校関係者への聞き取りでは、学校としての明確に指定した通学路というものは存在しないという答弁でしたが、明確な通学路指定がなくても、それぞれの地域への通学路は、長い間変わることなく受け継がれてきました。しかし、通学時の生徒たちの安全に対する環境は大きく変化をしています。車社会となった現在、交通事故に細心の注意を払うのは当然ですが、事件に巻き込まれないよう、細心の注意が必要です。

朝の登校時は車からも生徒自身からも相手が確認できます。幾分、安心です。問題は下校時です。部活動後や冬場には、暗い中を帰宅します。現在は生徒数が少な

く、1人から2人で下校する生徒も多数います。同行者と別れて1人になったとき、後続者の明かりが見えれば、待って一緒に帰るということもできますが、後続者がなければ、1人で暗い道路を帰ることになり、怖いと訴えるのは当然だと思います。この状況を見かねたのか、個人で道路沿いの自宅外壁に照明を設置していただいているお宅もあります。さきにも述べましたが、保護者だけでなく、地域住民からも生徒たちに何かあってからでは遅い、街灯の増設をとの要望がふえております。

中嶋市長は、常々、山鹿の宝である子供は、地域全体、社会全体が一丸となって育てていかなければならないと発言をされております。子供たちが事故や事件に遭わないよう、夜間の通学路の現状について、保護者会や関係団体と合同で調査を実施し、通学路の必要な場所に街灯を設置していただきたく、お尋ねをいたします。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。瀬口教育部長。

[教育部長 瀬口 慎哉君 登壇]

○教育部長（瀬口 慎哉君）

ご質問の米野岳中学校区通学路防犯灯設置について、お答えいたします。

山鹿市の各学校においては、日々変化する道路交通事情に対応するため、交通安全指導の徹底を日常的に行うとともに、毎年8月に警察や国・県・市の道路管理者、学校や保護者代表等による危険と想定される箇所の合同点検を行い、その解消に取り組んでいるところです。

さらに、学校や地域から通学路上の危険箇所の改善要望があった場合は、随時、調査・対応を行い、安全確保に努めているところです。

防犯灯につきましては、地域における住民生活の安全を図るために設置され、一部は通学路でもあることから、学校を通じて危険箇所等の改善要望をいただいた上で、調査・確認を行い、地域や関係団体等にも協力をお願いし、通学時の安全性がより高まるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（永田 健君）

有働君。

[5番 有働 辰喜君 登壇]

○5番（有働 辰喜君）

答弁内容を伺いますと、街灯をつける予算がないと暗に言われているのかというふうに解釈をいたしました。仮に、街灯設置工事が1カ所5万円といたしまして、50カ所設置で250万円です。私が本日も質問、提案をしております貸し切りバスの積算方法や市所有バスを含む発注方式を見直せば、すぐにでも捻出できます。また、



街灯設置をせずに、生徒の安全を確保するためにスクールバスを走らすとしたら、年間で設置費以上の費用が必要になるのではないのでしょうか。体力、精神力を育む自転車通学の安全安心を一番安いお金で実現できる街灯設置を、再度お願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、有働君の一般質問は終了いたしました。

次の通告順により、立山 大二朗君の発言を許します。立山君。

[ 1 番 立山 大二朗君 登壇 ]

○1番（立山 大二朗君）

皆様、こんにちは。

議席番号1番の立山 大二朗です。

まずは、新型コロナウイルス感染症の対策に、中嶋市長を初め、市役所職員の皆様が一丸となって取り組まれていることに敬意を表します。

通告には特に明記しておりませんが、このような状況下だからこそ、取り組むべきと考えられる事項について、発言通告により一般質問をします。それぞれ一問一答にてお願いいたします。

1点目、学校教育のプログラミング教育、またタブレット端末導入などの環境整備を中心に質問します。

本年度より、新小学校学習指導要領に基づき、小学校でのプログラミング教育が必修化されております。また、来年度より中学校でもプログラミング教育が開始されます。そのため、文部科学省や官民共同の未来の学びコンソーシアムが、小学校プログラミング教育の円滑な実施に向けたサポートや指導事例のアドバイス等々を行っています。また、プログラミング教育にとどまりませんが、PCやタブレット端末導入による教育現場の環境構築も大きな課題でございます。

これからの国際社会を生きる力を育むことの一環として、政府、文部科学省としても、1人1台端末環境を目指しており、昨年12月の私の政治上の恩師でもあるんですが、萩生田文部科学大臣のメッセージ、子供たち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けて、こちらを引用しますと、子供たちにとってPC端末は鉛筆やノートと並ぶマストアイテムです。今や仕事でも家庭でも、社会のあらゆる場所でICTの活用が日常のものとなっています。社会を生き抜く力を育み、子供たちの可能性を広げる場所である学校が、時代に取り残され、世界からもおくれたままではられません。1人1台端末環境は、もはや令和の時代における学校のスタンダードであり、特別なことではありません。これまでの我が国の150年に及ぶ教育実践の蓄積の上に、最先端のICT教育を取り入れ、これまで

の実践とICTとのベストミックスを図っていくことにより、これからの学校教育は劇的に変わります。この新たな教育の技術革新は、多様な子供たちを誰ひとり取り残すことのない、公正に個別最適化された学びや創造性を育む学びにも寄与するものであり、特別な支援が必要な子供たちの可能性も大きく広げるものと、ICT教育推進の意図と方針を述べられています。

我が市においてもインクルーシブ教育、非常に強力で推進されておりますし、またこの現代社会において、もうこうやってる述べるまでもなく、ICTというのが生活に非常に根づいたものになっていることは、本当言うまでもありません。

特に新学習指導要領において、いかにICT教育の環境整備が重要かをお伝えしてまいりましたが、そこで1点目に、昨日の一般質問で、服部議員からも同趣旨の質問がありましたけれども、タブレット導入に伴う小中学校のICT環境についての詳細を、例えばインターネット接続に係る通信方式の詳細やプログラミング教育がどのようなものであるか、プログラミング教育という言葉が先行して、ひとり歩きしていて、何かいまちよくわからないという方も多いと思うんですね。そこで、どのようなものであるかを含め伺います。とりわけ、やはり新型コロナウイルス感染症の対策として、本年は全国的な休校措置が行われました。そのような緊急事態の備えとして、第2波のことも予想されますので、オンライン授業対応についても伺います。

そして、2点目に、これらの教育を実践していく上で欠かせない、教える先生方、教師のICTスキルの向上と人員配置等について伺います。よろしく申し上げます。

#### ○議長（永田 健君）

これより執行部の答弁を求めます。若杉教育部首席教育審議員。

[教育部首席教育審議員 若杉 幸生君 登壇]

#### ○教育部首席教育審議員（若杉 幸生君）

立山議員の一般質問について、お答えいたします。

まず、1点目のタブレット導入に伴う小中学校のICT環境について、お答えいたします。

今年度4月から実施されております小学校の新学習指導要領で、新たにプログラミング教育が導入されております。中学校では、既に技術科の中で実施されておりますが、来年度の中学校の新学習指導要領改訂に伴い、さらに詳しく学んでいきます。

プログラミング教育とは、物事を順序立てて考え、行動する力を身につける目的で実施される学習内容です。例えば、小学校5年生の算数の図形の授業では、パソコンやタブレット等を活用し、作図の手順を入力しながら確かめていきます。IC

T機器を利用することで、短い時間で何度も試行錯誤しながら考えることができます。この活動を通して、子供たちの興味・関心や創意・工夫をする力をさらに高めていきます。

今年度、山鹿市内の小中学校3クラスに1クラス分と教師1人1台分のタブレット、約1600台を導入する予定です。また、来年度までには、児童生徒1人1台のタブレット、約2400台を導入する計画です。

タブレットを活用する際、インターネットを使用することが多いため、Wi-Fi環境を整えることが必要です。しかし、Wi-Fi環境を整えるには、調査に1年、さらに整備に1、2年かかります。そのため、タブレットはWi-Fi環境がなくてもインターネットに接続することができるLTEモデルを準備していきます。LTEモデルのタブレットにすることで、携帯電話と同じように学校の校舎内だけではなく、運動場や体育館、修学旅行や社会科見学など、校外活動でもインターネットに接続することができます。

また、再度、新型コロナウイルス感染症の影響で臨時休業を行う場合は、インターネットにつなぐことができない家庭にタブレットを貸し出して、児童生徒とインターネットを介して、毎日の健康観察や宿題の提示及び提出、そしてオンライン授業ができるように準備を進めてまいります。

2点目の教師のICTのスキル向上と人員配置等について、お答えいたします。

全ての先生方が最新のタブレットやソフト等のICT活用の技術を十分に身につけているわけではありません。そのため、本年度からサポートティーチャーの中にICTの専門家を配置しております。さらに、8月からICT支援員を当初予定の3名から4名に増員し、各学校に派遣いたします。ICT支援員は、各学校に週に2日程度訪問し、教師の授業支援や研修支援、メンテナンス、機器のトラブル対応などを行います。また、山鹿市の情報教育担当者を対象に、プログラミング教育の進め方についての研修を7月末に計画しております。そして、さらに山鹿市内の全ての小中学校においてICT支援員による研修を行う予定です。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

立山君。

[1番 立山 大二郎君 登壇]

○1番（立山 大二郎君）

答弁のポイントとして、来年度には全児童生徒に1台ずつのタブレット端末導入、また新型コロナウイルス感染症の第2波等にも備えられ、郊外活動等でも利活用できるLTE方式の採用、また学校の先生方に対するICT支援員による指導体制の

拡充がありました。

教育現場でのICT環境構築への取り組みとして、決してこれはもう先進地にも劣らぬ手厚い体制だと存じます。特に議会でも、また執行部におかれても、タブレット端末の導入というのが今進められている状況でございます。また、新型コロナの影響下でテレワークというものが非常に進みまして、もう本当に社会人においては、タブレット端末やPCを使って会議をする。ズームですとか、動画での会議、それこそ懇親会のようなものまで開かれるようになりました。本当に社会に一気に普及したなど、この日本の社会においても、また地方においてもそこら辺が進んだ感じがしますけれども、それが本当に子供たちにおいても、学習環境でそういったものを当たり前に使っていくという時代になったわけでございます。ICTというものは、情報通信技術ですけれども、あくまで道具であって、それ自体が主目的ではもちろんありません。とはいえ、先ほどの文部科学大臣のメッセージにもありましたように、未来の本市を、また日本を牽引していただくことになる子供たちには、必要不可欠といっても過言ではない道具ですし、プログラミング教育、こちらはプログラマーを育成するのみならず、そのプログラミング的思考を養うことによって、これからの日本の産業、経済発展に大いに寄与するものですので、今回答弁いただいた内容の取り組みに、本当に深く感謝を申し上げますとともに、力強く推進していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

一つだけご指摘申し上げますれば、文部科学省が推進するGIGAスクール構想というものがありますね。そちらにおいては、Wi-Fi環境、校内LANの整備を想定されています。LTE方式ではない、もう学校内においては無線で通信がフリーで利用できるというところです。その引用をまた含みますけれども、昨年12月5日の閣議決定の安心と成長の未来を拓く総合経済対策、こちらにおきましては学校における高速大容量のネットワーク環境、こちらの整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、令和5年度までに全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずることとすると。あわせて、教育人材や教育内容といったソフト面での対応を行うとなっております。こちらの方針に沿って申し上げますならば、本市が令和3年には1人1台の端末が導入されると、大幅に先行されることは高く評価できるものでありますし、あとは通信環境で、今後の学習内容によっては大容量の動画の利活用など、やはりWi-Fi環境があったほうがよい状況が多々考えられます。

また、LTE方式ですと、どうしても通信料の問題がついて回りますので、そこはもうコスト面も考慮しつつ、そちらのほうも早めのご対応をいただきますよう、

こちらも重ねてお願いいたします。

文部科学省は、ICT活用教育アドバイザー事業、こちらで自治体や教育委員会などの学校設置者向けにアドバイス、サポートを行われていますので、本市におかれてもそういったものの活用もご検討いただければと存じます。

では、教育はこちらで以上です。

それでは、次の質問に移ります。

2点目は、やまがメイト、SNSアカウントの活用と利用者拡大についてでございます。

本市ウェブサイト、ホームページですね。こちらのトップページ、その最も上の目立つ場所に新型コロナウイルス感染症に関する情報のリンクが貼ってあります。そちらでは、各種メッセージを初め、相談窓口、生活支援、教育情報、特別定額給付金、商工観光・農業関係の支援制度など、市民に必要とされる情報が網羅されているわけでございます。

一方で、そうやって情報を出しておりますが、コロナ禍に対するその市の動きが見えない、市長の発信が不足しているとの市民の声をたくさん伺いました。実際のところは、そうやってウェブサイト上では最新情報を更新し続けられ、必ずしも情報の提供がなかったわけではないのですが、これはどうしてもテレビ等のマスメディアにおいて新型コロナウイルス感染症対策について、特に自治体の首長のコメントがあちこち大きく取り上げられたり、またツイッターを初めとするSNSを以前から利活用されている自治体首長のツイート等が拡散されることが多くて、さらに自粛期間中に市民の皆様におかれましては、そのようなマスメディア、インターネットメディアに触れる機会が比較的多かったために、本市の情報発信についても不満を感じられるような機運が醸成されてしまったのかもしれない。

一方で、やはりリーダーが力強く政策などを発信する姿勢に、市民の皆様が安心感を抱くような効果があることも、決して否めないことと存じます。

昨日は、富田議員が一般質問で触れられましたが、山鹿市の施策は、まだかまだかとの市民の声が多数あり、スピード不足だと感じられてしまったのも、実はこういった情報発信の姿勢にその一端があるものと考えられます。とはいえ、先ほども申しましたように、例えば市長におかれては、毎日毎日、本市ホームページの市長日記において、新型コロナウイルス感染症対策本部会議の開催やその内容について、またさまざまな取り組みについて更新・発信を続けられています。そして、市内外の皆様が強い関心を持って市長のメッセージを読まれていたということも多々伺っております。アクセス数も地方自治体のトップのものとしては、相当なものになるようです。それなのに、発信力が弱いととられるのは、本市にとっても大変もった

いない、本当に大きな損失である、そういう状況でございます。

現代社会において、とりわけ昨今の新型コロナウイルス感染症流行などの非常事態においては、情報発信をいかに行っていくかということが喫緊の、かつ重大な課題となっていることは論をまちません。本市におかれましては、情報発信のツールとしては、やまがメイトを初め、ホームページや各種SNS等の媒体を利活用されています。もちろん広報やまが等の紙媒体もございます。それらが現状でどのように運用されているのか、そして、先述の問題について、どのように対応できるのか、されるのかということで、やまがメイト、SNSアカウントの活用と利用者拡大について。具体的には、現状ではどのような情報発信手段を利活用されているかを含め、情報の即応性を高めるためのやまがメイト、SNSの活用推進についてのお考えを。また、これは平成30年3月定例会でも伺いましたが、利用者拡大に向けた施策、こちらについて伺います。

また、やまがメイトでは、音声情報と文字情報の両方が配信されていますが、音声情報のみ配信されるケースがあり、不便に感じられている市民の声をよく聞きますので、こちらをやまがメイトによる音声文字情報の同時配信について、そしてSNSを活用した市長からの情報発信について、それぞれ伺います。よろしくお願ひします。

**○議長（永田 健君）**

執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

**○総務部長（木下 実君）**

立山議員のご質問、やまがメイト、SNSアカウントの活用と利用者拡大について、お答えいたします。

本市の行政情報発信の基本的な考え方につきましては、正確性、即時性、わかりやすさを基本として、緊急情報、市民の皆様に向けてのお知らせ情報、そしてまた市外に発信した観光イベント情報など、その情報の性質により、受信者に応じた発信手段を用いて効果的な情報発信に努めているところでございます。

そして、その発信手段としましては、ホームページを初め、やまがメイト、ツイッター、フェイスブック、情報メール、テレビデータ放送データポン、広報紙を活用いたしております。

1点目の情報の即応性を高めるためのやまがメイト、SNSの活用推進について申し上げます。

インターネットによります主な情報発信手段の特性としましては、まず、ホームページは情報を階層表示し、固定的な情報をわかりやすく表示できますが、情報を

求める受信者からアクセスして取得していただく必要があります。

次に、やまがメイトは、山鹿市が独自に開発した情報発信手段であります。スマートフォンなどの手元の機器に配信するため、即時性が高く、市の情報のほか、各行政区内や各種団体内における情報発信も可能な地域のコミュニケーション手段としての特性も備えております。また、ツイッター、フェイスブックにおきましては、情報伝達の即時性が高く、情報の拡散力にすぐれています。常に新しい情報に更新されてしまうという側面もございます。

本市においては、これまでこれらの特性を十分に生かしきれていない状況から、改めて情報の発信における統一的な運用方針を定め、受信者にわかりやすい情報発信に努めてまいります。

続きまして、ご質問の2点目、利用者拡大に向けた施策について申し上げます。

やまがメイトにおきましては、これまで行政区や各団体への働きかけ、広報紙、ホームページなどにより利用促進を図ってまいりました。その利用状況につきましては、オフトークの代がえ手段として導入を開始しました平成27年度以降、5年間で5000件の登録目標に対しまして、本年5月末で9425件と順調に推移しております。その登録者を地域別に分析してみますと、オフトーク利用地域でございました鹿北、菊鹿、鹿央の3地域の登録率は、人口比で約50%となっておりますが、山鹿、鹿本地域では約7%と低迷いたしております。また、ツイッター、フェイスブックにつきましては、これまで行政情報の発信に生かしきれていなかったことから、本年5月末の登録件数が、ツイッターで369件、フェイスブックで1583件と、利用が低迷している状況にあります。このことから、行政情報の性質や受信者に応じたそれぞれの情報発信手段を用いて、その特性を最大限に生かしながら、利用者拡大に努めてまいります。

次に、3点目のご質問、やまがメイトによる音声・文字情報の同時配信につきましては、これまで一部で音声のみの情報がございました。利用者の方からの音声とあわせて文字情報による配信の要望がありましたので、ご要望に沿って早速対応させていただきますと考えております。

次に、ご質問の4点目、SNSを活用した市長からの情報発信について申し上げます。

今後、行政情報の中でも、特に市民の皆様に関心を寄せていただきたい情報など、例えば今般の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言を受けたときの外出自粛の要請など、こういった場合には、適宜、市長からの呼びかけという形、またメッセージ、コメントなどを掲載するなど、情報発信の向上に努めてまいります。

以上、ご答弁申し上げます。

○議長（永田 健君）

立山君。

[ 1 番 立山 大二朗君 登壇 ]

○ 1 番（立山 大二朗君）

情報発信の意図を初め、それぞれの施策について、大変わかりやすい説明をいただきました。

本市ホームページは、アクセスして情報をとりにいくデータベース、つまり本市が発信している情報を蓄えておく場所だという考え方ができます。また、SNSについては、本当に即応性の高いツールとして、さらにやまがメイトは市民の皆様に即応性があり、かつきめ細やかな情報をお届けするツールとして利活用されるものと理解しました。

SNSにもいろいろ種類があります。ツイッターは若い方が多いとか、短いコメントでパッパパッパやり取りするものとか、フェイスブックは割と年配の方でも利用されていて、長文なんかにも利用できるとか、それぞれ特性がありますけれども、それに沿った形でいろんな情報の発信の仕方もあると思いますし、対外的な発信の仕方というのも変わってくるかと思えます。

本市は、これまでも基幹産業の一つとして、観光業を推進しています。これは以前の一般質問でも指摘しましたが、やまがメイトは特にスマートフォンのアプリとして利用されるなど、ほかでもできますけど、主に本市民を対象としたツールであり、短期間滞在される観光客にとっては、利用する機会がなかろうと思われます。

しかしながら、災害や今回のコロナ禍など、一時的に本市に滞在されている方で、情報を必要とされている方に情報をいち早く、また広く届けるべきケースが今後強く想定されるわけです。また、本市としましては、交流人口の拡大増加を図ることを第2期山鹿市総合戦略でも明記しておりますが、それこそ現状で本市民でない方が、やまがメイトをインストールして利活用されるシーンを余り想定できないものでありますので、そういったやまがメイトを利用されない層に対しての情報提供というものも、今後は強く対応していく必要があるものと考えます。

答弁にもありました、そのRKKの住民情報サービス、デタポンもこちらはご家庭や職場のテレビでL字型みたいな形で文字情報を、本市の情報を閲覧できるので便利なんですけど、こちらもちろん熊本以外の方の視聴は非常に困難ですし、また若年層では意外とテレビを見る習慣がないという方もふえていますね。そういった現状から、やはり別の情報提供手段が求められます。

先ほども申しましたように、やまがメイトの利用者拡大について、平成30年3月定例会で一般質問を行っておりますが、そのときの答弁を引用します。やまがメイト



ト本来の機能である地域コミュニケーションツールとしての利活用の拡大に向け、山鹿市全域で推進してまいりたいと考えております。具体的な周知の通信方法といたしましては、やまがメイトの認知度を高めるための取り組みとしまして、従来の山鹿市の情報配信ツールである広報紙、ホームページへ掲載に加え、情報メールやテレビデータ放送データポンでの周知とともに、若い世代へのアプローチといたしまして市のフェイスブックへの掲載や各行政区での利活用促進を目的とした嘱託員便利帳への掲載を計画いたしておりますと、あとちょっと長いので割愛しますが、一部抜粋しますが、新規利用者の獲得では出前講座だったり、行政区、各種団体に対する説明会だったり、携帯事業者の協力ですね。あとマニュアルづくりとか、そういったものに取り組んでいきますということで答弁いただいておりますが、実際、その後、例えば山鹿市役所フェイスブックアカウントというのがありますけれども、そちらでやまがメイトに関する記事の投稿を見たことがないですし、データポン上でも私はやまがメイトの情報を見たことがないです。広報紙を初め、各種媒体でも、取り上げられることはあるんですけれども、その登録者の拡大に熱心に取り組まれているようには感じられません。せっかく市民の皆様へ情報提供するインフラを構築されているのですから、有効活用されたほうが絶対にいいですよ。お隣の熊本市では、ウイルス感染防止の観点から、紙媒体の広報紙配布の中止などが行われましたけれども、さすがにそこまでは難しいにせよ、市民対象のやまがメイトを初め、拡散力の強いSNSなど、さまざまな媒体を利活用していただくことを、こういった新型コロナ禍の状況下だからこそ、強く求めます。

やまがメイトについて、ただいまのご答弁で、音声データだけではなく、文字情報の同時配信を行う旨のお話をいただきました。これは実にありがたいことです。オフトークの代替として利用するものと捉えれば、その音声配信を念頭に置かれるものと存じますが、特に若い方では音声をほぼ利用せず、テキスト、文字情報での配信のみ読むということをよく聞くんですね。実際、私も音声で来たやつはなかなか聞かないんですよ。聞き直せないですし、結構もう文字でぱっと見たほうが早いというのがわかりますよね。特に聴覚に障害をお持ちの方にとっては、これは申し上げるまでもなく、文字情報のほうを利用されたいわけです。一方で、音声配信のほうが利便性が高いケースもあるでしょうから、両方、同時配信としていただくことが一番いいということになります。さまざまな状況下で利活用できるツールに本市のほうで育てていただけることを願います。

再三申し上げますが、情報提供・発信は、市民生活や防災対策はもちろんのこと、交流人口の増加、各種産業の発展にも大きく資するものです。ぜひ柔軟かつスピーディーにご対応いただくようお願い申し上げます、私の一般質問を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、立山君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、通告による質疑・一般質問は全部終了いたしました。

これにて、質疑・一般質問を終結いたします。

○

○議長（永田 健君）

お諮りいたします。

議案第54号 固定資産評価員の選任についてから、議案第58号 人権擁護委員の推薦についてまでの5案件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案第54号から議案第58号までの5案件は、委員会付託を省略することに決しました。

○

## 日程第2 委員会付託

○議長（永田 健君）

日程第2、委員会付託を行います。

議案第39号から議案第53号、陳情第11号及び陳情第12号については、お手元に配付いたしております付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託いたします。

○

## 散 会

○議長（永田 健君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時09分 散会

~~~~~

6月12日(金曜日)

# 令和2年（第3回）山鹿市議会6月定例会会議録

## 議事日程（第4号）

令和2年6月12日（金曜日）午前10時開議

- 第1 表彰状の伝達
- 第2 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて  
（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて  
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて  
（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて  
（山鹿市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて  
（山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて  
（令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第1号））
- 議案第45号 山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第46号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第47号 山鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第48号 山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例
- 議案第49号 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例
- 議案第50号 山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 財産の譲渡について
- 議案第54号 固定資産評価員の選任について
- 議案第55号 稲田財産区管理委員の選任について
- 議案第56号 人権擁護委員の推薦について
- 議案第57号 人権擁護委員の推薦について
- 議案第58号 人権擁護委員の推薦について

- 陳情第11号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書  
陳情第12号 高すぎる「国保税」の引き下げを求める陳情書

(委員長報告)

討 論  
採 決

○

## 本日の会議に付した事件

### 第1 表彰状の伝達

### 第2 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて

(山鹿市税条例等の一部を改正する条例)

### 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて

(山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例)

### 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

(山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

### 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

(山鹿市税条例の一部を改正する条例)

### 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

(山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例)

### 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

(令和2年度山鹿市一般会計補正予算(第1号))

### 議案第45号 山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例

### 議案第46号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例

### 議案第47号 山鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

### 議案第48号 山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

### 議案第49号 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

### 議案第50号 山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

### 議案第51号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

### 議案第52号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

### 議案第53号 財産の譲渡について

### 議案第54号 固定資産評価員の選任について

### 議案第55号 稲田財産区管理委員の選任について

### 議案第56号 人権擁護委員の推薦について

- 議案第57号 人権擁護委員の推薦について  
 議案第58号 人権擁護委員の推薦について  
 陳情第11号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書  
 陳情第12号 高すぎる「国保税」の引き下げを求める陳情書

(委員長報告)

討 論

採 決

日程追加

- 第3 議案第59号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算(第3号)  
 議案第60号 令和2年度山鹿市病院事業会計補正予算(第1号)  
 議案第61号 工事請負契約の締結について

○

出席議員(19名)

|     |    |     |   |
|-----|----|-----|---|
| 1番  | 立山 | 大二郎 | 君 |
| 2番  | 小川 | 榮二  | 君 |
| 3番  | 芋生 | よしや | 君 |
| 4番  | 勢田 | 昭一  | 君 |
| 5番  | 有働 | 辰喜  | 君 |
| 6番  | 服部 | 香代  | 君 |
| 7番  | 富田 | 弘海  | 君 |
| 8番  | 永田 | 健   | 君 |
| 9番  | 富丸 | 洋一郎 | 君 |
| 11番 | 北原 | 昭三  | 君 |
| 12番 | 芹川 | 正美  | 君 |
| 13番 | 藤原 | 豊   | 君 |
| 14番 | 平井 | 邦廣  | 君 |
| 15番 | 吉本 | 政幸  | 君 |
| 16番 | 池田 | 誠一  | 君 |
| 17番 | 堀  | 茂幸  | 君 |
| 18番 | 永田 | 紘二  | 君 |
| 19番 | 横手 | 啓介  | 君 |
| 20番 | 寺崎 | 勇児  | 君 |

○

説明のため出席した者

|                  |        |
|------------------|--------|
| 市長               | 中嶋憲正君  |
| 副市長              | 池田永実君  |
| 教育長              | 堀田浩一郎君 |
| 総務部長             | 木下実君   |
| 市民部長             | 梅崎康二君  |
| 福祉部長             | 佐藤アキ君  |
| 経済部長             | 早田順二君  |
| 経済部首席審議員         | 大林秀樹君  |
| 建設部長             | 古江光拓君  |
| 教育部長             | 瀬口慎哉君  |
| 市民医療センター<br>事務部長 | 永田臣司君  |
| 消防本部消防長          | 中原茂昭君  |

○

事務局職員出席者

|           |       |
|-----------|-------|
| 議会事務局長    | 渡邊義明君 |
| 局長補佐兼議事係長 | 中村武志君 |
| 書記        | 高木善彦君 |

○

午前10時00分 開議

○議長（永田 健君）

これより本日の会議を開きます。

日程第1 表彰状の伝達

○議長（永田 健君）

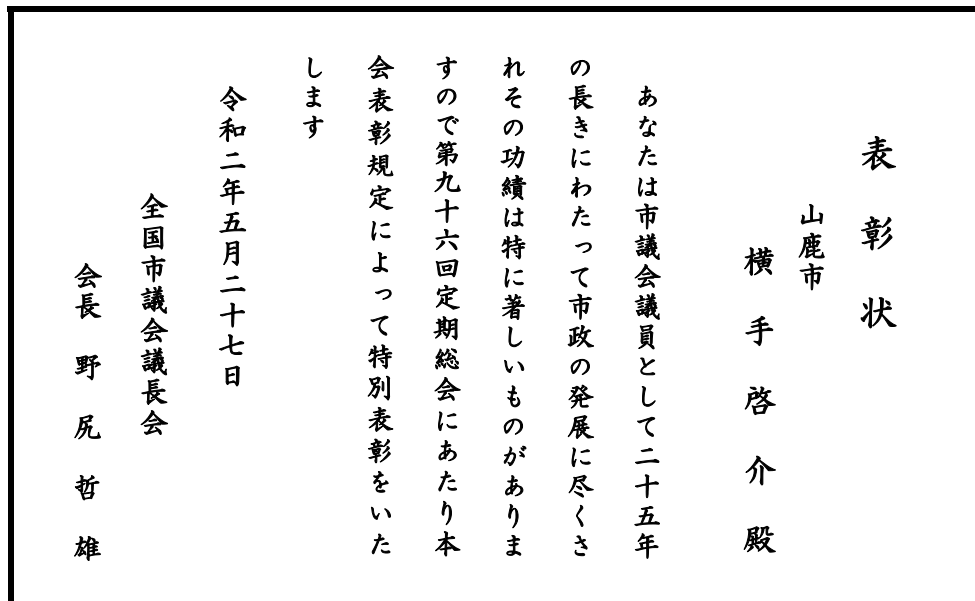
日程第1、表彰状の伝達を行います。

このたび、全国市議会議長会会長より、横手 啓介君が議員在職25年以上の特別表彰を、並びに藤原 豊君、芹川 正美君が議員在職15年以上の表彰を受賞されました。

本日は、その表彰状の伝達を行います。

3名の方は、演壇の前へお進みください。

○議長（永田 健君）

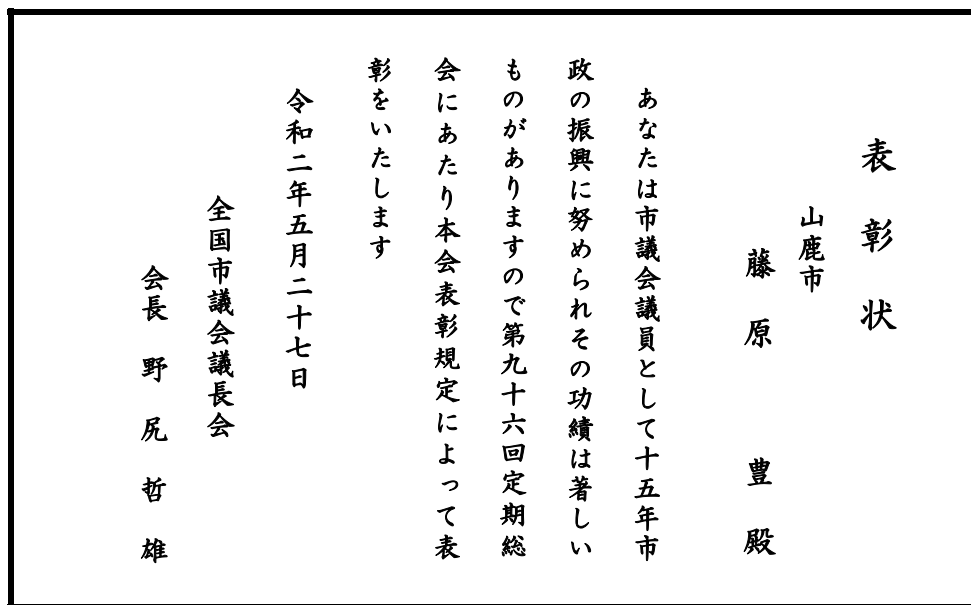


(代読)

[表彰状、記念品贈呈、拍手]



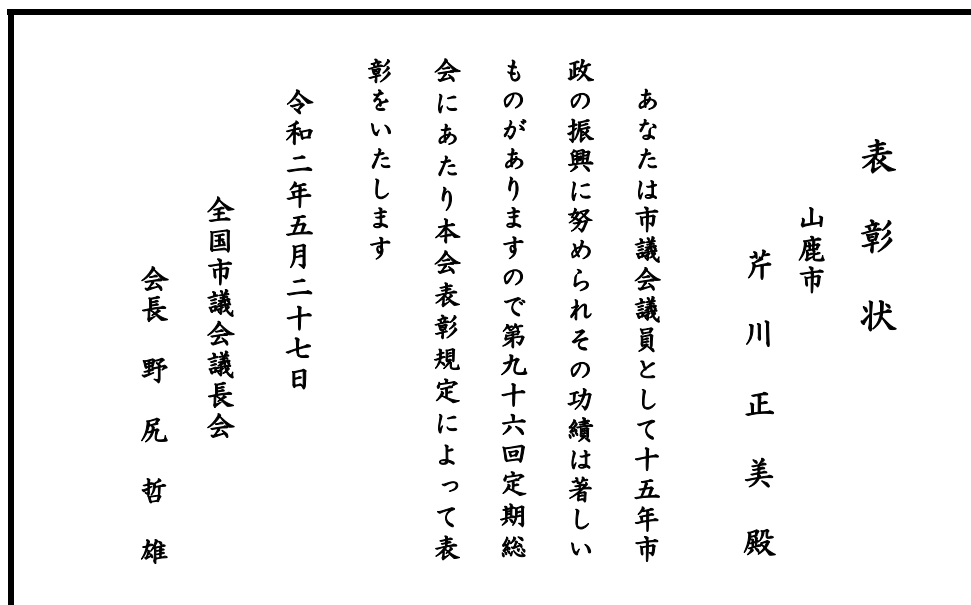
○議長（永田 健君）



（代読）

[表彰状、記念品贈呈、拍手]

○議長（永田 健君）



（代読）

[表彰状、記念品贈呈、拍手]

○議長（永田 健君）

受賞者の方々におかれましては、まことにおめでとうございました。  
これもちまして、表彰状の伝達を終わります。

日程第 2 議案第39号～議案第58号

## 陳情第11号～陳情第12号

### ○議長（永田 健君）

日程第2、各常任委員会に付託してありました議案第39号から議案第53号、陳情第11号及び陳情第12号、並びに議案第54号から議案第58号までの全案件を議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。富田建設経済常任委員長。

[建設経済常任委員長 富田 弘海君 登壇]

### ○建設経済常任委員長（富田 弘海君）

おはようございます。

建設経済常任委員会から報告いたします。

本定例会において、当委員会に付託されました議案1件について、ご報告いたします。

去る6月5日、5階501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果についてご報告いたします。

議案第48号 山鹿市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、委員会審査終了後、所管事務調査としまして、川辺地区の小学校梅迫線災害復旧工事及び農業用用水路災害復旧工事の進捗状況について、現地調査をいたしました。

以上、建設経済常任委員会の報告を終わります。

### ○議長（永田 健君）

堀市民福祉常任委員長。

[市民福祉常任委員長 堀 茂幸君 登壇]

### ○市民福祉常任委員長（堀 茂幸君）

おはようございます。

市民福祉常任委員会から報告いたします。

本定例会におきまして、当委員会に付託された案件は、議案11件、陳情1件であります。

去る6月8日、午前10時より501会議室におきまして、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催いたしました。その結果について報告いたします。

議案第39号 専決処分の承認を求めることについて（山鹿市税条例等の一部を改正する条例）、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第40号 専決処分の承認を求めることについて（山鹿市都市計画税条例の一

部を改正する条例)、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて(山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)、委員より、国民健康保険制度の構造的な部分について反対討論があり、挙手採決の結果、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて(山鹿市税条例の一部を改正する条例)、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて(山鹿市都市計画税条例の一部を改正する条例)、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度山鹿市一般会計補正予算(第1号))中所管、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第45号 山鹿市介護保険条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第46号 山鹿市国民健康保険条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第47号 山鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号 令和2年度山鹿市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第52号 令和2年度山鹿市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第12号 高すぎる「国保税」の引き下げを求める陳情書、委員から、国民健康保険事業の財政調整基金は、その目的・使途に従い、これまで積み立てや取り崩しを行っている。新型コロナウイルス感染症に対しても国民健康保険税の徴収猶予等を設けるなど対応しており、現在の国保財政を堅持していくためにも、この陳情書の趣旨には賛同できないとの意見が出されました。一方、今回の新型コロナウイルスの影響を未曾有の大災害と捉え、市民の福祉増進の観点から、採択すべきとの意見が出されました。それぞれに討論があり、挙手採決の結果、不採択とすべきものと決しました。

以上、市民福祉常任委員会からの報告を終わります。

○議長(永田 健君)

寺崎総務文教常任委員長。

[総務文教常任委員長 寺崎 勇児君 登壇]

○総務文教常任委員長(寺崎 勇児君)

おはようございます。

総務文教常任委員会の報告をいたします。

本定例会において当委員会に付託されました案件は、議案4件、陳情1件であります。

去る6月9日、午前10時から501会議室において、委員全員出席、執行部に関係職員の出席を求め、委員会を開催しました。

議案審査に先立ち、次の2カ所を現地調査いたしました。

最初に財産の譲渡が予定されている旧米野岳小学校を、次に山鹿市出土文化財管理センター内に設置された国指定の重要文化財を収蔵する特別収蔵庫を視察し、各担当者から詳細な説明を受けました。

帰庁後、委員会を再開し、初めに教育部所管の議案を、その後、総務部所管の議案を慎重に審査をいたしました。

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第1号））、原案のとおり承認すべきものと決しました。

議案第49号 山鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第50号 山鹿市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第53号 財産の譲渡について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第11号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する陳情書、委員から、喫煙場所が設置されていない公共施設において、たばこの吸い殻が散見されるなど、安全管理、衛生面などが懸念される。施設権限者として喫煙場所の選定、管理体制などを確立し、喫煙者・非喫煙者が共存できるよう、地方たばこ税を活用し、分煙環境を整えるべきではないかとの意見があり、挙手採決の結果、採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。討論の通告がっておりますので、発言を許します。  
芋生 よしや君。

〔3番 芋生 よしや君 登壇〕

### ○3番（芋生 よしや君）

皆さん、おはようございます。

議席番号3番、芋生 よしやです。

私は、議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（山鹿市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）に反対の立場で討論を行います。

提案されている条例改正は、国保法施行令の改正に伴うもので、保険料の賦課限度額を引き上げるものです。医療分の賦課限度額を61万円から63万円に2万円、介護分を16万円から17万円に1万円引き上げ、後期高齢者医療費分は19万円そのまま、合計が99万円に限度額が達するというものです。

厚生労働省は、低所得層、中間層に配慮したものと説明し、所得の高い方は保険料が上昇する一方で、一定以下の所得の方は所得割が下がることで、保険料の軽減効果が得られるとしています。しかし、平成5年度から見てみますと、限度額がそのとき4万円引き上げられ、50万円となっていました。その後も引き上げが続き、今回の引き上げによって、何と99万円に達し、2倍にもなりました。国保被保険者には、高齢者、失業者、不安定雇用の労働者など、低所得の方が多いです。しかも、国民所得も年金も下がり、また消費税増税によって大変厳しい生活を行っている方が多いです。今でさえ、払いきれないと悲鳴が上がっている保険料を、さらに引き上げるとは国民健康保険法第1条にうたわれている社会保障としての国保制度の否定につながるものであり、認めることはできません。

配慮というのであれば、国の国庫負担率を大幅に引き上げ、国民の負担を軽減するのが筋ではないでしょうか。国保の財政難と国保料高騰を招いた根本原因は、国庫負担の引き下げにあります。歴代政権は、1984年（昭和54年）の国保法改悪で、医療費に対する国庫負担率を引き下げたのを皮切りに、国保に対する国の責任を次々と後退させてきました。その結果、国保の総収入に占める国庫支出割合は、1984年度、49.8%から2010年度には25.6%にと半減しています。こうした国庫負担の削減が国保世帯の貧困化と同時に進んだことが、事態を一層深刻にしています。

国保制度は、もともと農林水産業と自営業を主とした対象者でした。ところが、現在では、非正規労働者を初めとした被用者と年金生活など無職の人が国保世帯の8割を占めています。年金生活者や失業者、非正規労働者が加入する国保は、適切な国庫負担なしには成り立たない医療保険となっているのです。

ところが、先ほども申しましたように、国庫負担を国は減らし続け、国保世帯の構造的変化・貧困化のもとで、それも見直そうとはしませんでした。この二重の失政により、財政難、保険料高騰、滞納増という悪循環に陥っています。これらの失政により、国保は住民の医療保障という本来の役割を大きく後退させ、逆に重い負

担や過酷な滞納回収で、住民の生活と健康、命まで脅かすという本末転倒が広がっています。こうした国保の危機的事態を打開する抜本的な制度改革こそが、今必要です。

今回のような限度額を引き上げて、その増収分を中間層に部分的に回し、負担増を抑制するという方式はもう限界に達しています。被保険者間で負担をやりくりすることで、負担増を回避しようとする国の方針は抜本的な改革を先送りするだけです。政令改正にあわせて、市が賦課限度額を引き上げるとすることは、この先送りに手を貸すことにつながります。全国市長会、議長会としても、国に国庫負担増額の要望を出しているのですから、均等割の廃止、地方への1兆円の財政支援の要請こそ、イの一番に行うべきです。

国保は、住民の命、健康を守る社会保障の制度であり、地方自治体が独自に公費を繰り入れ、住民負担軽減の努力をするのは、制度の本旨にかなったものです。国も憲法が定める地方自治の原則から、自治体が福祉的施策として行う一般会計からの繰り入れを禁止することはできないと認めています。一般会計からの繰り入れをふやし、保険料を軽減することは、市民が安心して医療にかかれるようにするために、真っ先に行うべきことです。

まさに今、新型コロナ危機のもとで世界的に見ても医療の格差が感染拡大と死者数拡大をもたらしていることが示されています。感染症対策としても、日ごろからの受診で、健康を保つことが有効です。他の自治体で広がる子供の均等割保険料の軽減も行わないままで、今でも高い保険料をさらに引き上げる条例案は認められません。

最後に、私は、市長が国の言いなりになった冷たい国保行政を改め、子育て支援に逆行する過酷な仕組みの均等割・平等割の減免制度の拡充を図りつつ、全国知事会、市長会が要望した法改正と財政支援を国に強く要望するとともに、一般会計からの繰り入れなどを行い、高すぎる国民健康保険税を大幅に引き下げるよう強く求め、討論を終わります。

続きまして、議案第49号の山鹿市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についても、反対の討論をいたします。

今回の改正で、家庭的保育室で保育の提供を受けていた乳幼児が、3歳クラス年度になり、次の保育園に入所を希望した場合、引き続き必要な教育または保育が提供されるような措置を講じていること、また保護者の疾病、疲労などの理由により、養育が困難である場合を明記する、このことは望ましい改正だとは思いますが、

しかし、連携室を適切に確保しなければならないとしながら、連携室の確保が著しく困難であると市長が認める場合は、この限りではないとすることは、市長の裁

量で保育の環境を狭めてしまうことにつながります。

乳幼児の保育環境は、とりわけ重要です。全ての児童は、ひとしく保育を受けるとしてきた公的保育制度の根幹を壊し、保育に格差をもたらすものであり、反対いたします。

続きまして、陳情第12号 高すぎる「国保税」の引き下げを求める陳情書に賛成の立場で討論を行います。

賛成とする1つ目は、国保税は高くて、払いたくても払えない、引き下げてほしいと市民が訴えているからです。今回、国保税引き下げを求める山鹿市民1264名の方が陳情されています。

私も提出をされた方たちから、こんな声を聞いています。今の給料では、保険税を払ったら生活していけない。子供が障害者、将来のことを考え、退職金でアパートを建てたが、所得が上がり、利益の大半を国保税に持っていかれるようになった。退職し、別の職についたため、年金は半額支給、しかし所得は上がり、国保税は目が飛び出るほど高額になった。ボーナスは国保税に充てている。何のために働いているのかと思うときがある。保険関係の会社に勤務しているが、国保税は本当に高いと思う。これでは払えない人がふえるのは当然だ。定年退職して国保税は高いと思った。みんな退職してみれば高いと感じると思う。うちの職場の若い者はみんな国保税を払うのに苦労しているなどとの話でした。先ほど、限度額改定のところで述べましたが、所得が高いといっても支払い限度を超え、大きな負担になっていることが先ほどのお話からわかります。

さらに、平成29年度で国保世帯には1446人の子供さんがいます。1世帯の最多数は8人の子供さんです。子供にも1人2万1000円の均等割がかかります。8人いたら、何と16万8000円にもなります。大変重い負担で、子育て支援に反しております。

2つ目は、一般質問でも取り上げましたように、国保の構造的な問題で、中小企業の協会けんぽ、大企業の組合健保に比べ、保険料が高いということです。所得が一番低い世帯が、国保税によって一番負担が大きくなっている、このことを改善すべきだと考えるからです。山鹿市の国保世帯は1万3365人、後期高齢者医療制度の20.17%を除けば、被用者保険の約半分の人数が国保になります。国保は、仕事をやめたときや退職した後など、誰でもが加入するものです。全国知事会、市長会、議長会、町村会、町村議長会と、地方6団体が被保険者にこれ以上負担を求めることは極めて困難として、国に国庫負担増額を求め、あわせて子供の均等割軽減への支援制度を要求しています。住民にとって一番身近な自治体の長、議長が住民の重い負担を減らせと、そろって求めているのですから、国への働きかけとともに、住

民の負担軽減に取り組むのは自治体の役割ではないでしょうか。

3つ目は、誰もが早めの受診をして、健康を維持することが重要だと考えるからです。

山鹿市の国保滞納世帯は15%程度、毎年続いております。そして、一旦10割負担をしないと受診できない資格証明書を交付されている93世帯の方がいます。短期証の発行世帯も673世帯もあるのです。滞納世帯の半分以上が正規の保険証交付ができないでいるのです。つまり、病院受診をためらって、重症化しかねない状況の方がいるのではないのでしょうか。持病がある方も早めの受診をし、健康を維持し、免疫力や抵抗力をつけておくことが新型コロナ感染防止にも有効だと言われています。

新型コロナ感染拡大対策は、まだしばらく続くことになるでしょう。山鹿市もさまざまな支援策を打ち出されています。特に妊産婦さんや子供たちへの支援は、大きく取り組まれています。今後、経営難や解雇、雇い止めなどが増加したり、市民生活がますます厳しくなることも予測されます。国保税を引き下げるとは、市民への大きな補助・支援となります。

市長は、未曾有の災害だと表明され、また感染拡大防止、市民の命と健康を守ること、社会的活動に係る緊急支援に立ち向かうと述べられました。税を滞納しなければならない、高くて払えない、引き下げてほしいと訴えている山鹿市民に、国保世帯にしっかりと支援策を打ち出すことを強く求め、議員の皆さんにはご賛同をお願いいたしまして、陳情書への私の賛成討論を終わります。

○議長（永田 健君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第39号及び議案第40号の2案件を一括採決いたします。議案第39号及び議案第40号の2案件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、2案件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第41号に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決



することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第42号から議案第44号までの3案件を一括採決いたします。議案第42号から議案第44号までの3案件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、3案件は原案のとおり承認することに決しました。

次に、議案第45号から議案第48号までの4案件を一括採決いたします。議案第45号から議案第48号までの4案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、4案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第49号に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者 起立]

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第50号から議案第53号までの4案件を一括採決いたします。議案第50号から議案第53号までの4案件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、4案件は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第54号 固定資産評価員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。  
次に、議案第55号 稲田財産区管理委員の選任について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。  
次に、議案第56号から議案第58号までの人権擁護委員の推薦についての3案件を一括採決いたします。議案第56号から議案第58号までの3案件については同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、3案件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、陳情第11号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第12号に対する委員長報告は不採択でありますので、原案について採決いたします。陳情第12号に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（永田 健君）

起立少数であります。よって、本案は不採択することに決しました。

ただいま議案3件が提出されました。職員に配付させます。

〔職員配付〕

○議長（永田 健君）

お諮りいたします。この際、議案3件を日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、議案3件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

○

日程追加

### 日程第3 議案第59号～議案第61号

#### ○議長（永田 健君）

日程第3、議案第59号から議案第61号までの3案件を一括議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

#### ○総務部長（木下 実君）

議案第59号 令和2年度山鹿市一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、国の第1次補正予算、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において創設されております、地方創生臨時交付金の事業採択に伴うもの及び切れ目なく景気を下支えするための本市独自の緊急経済対策に係る補正予算でございます。なお、本市への当該交付金の交付予定額は2億5241万3000円でございます。

1ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の補正額は4億9684万9000円です。補正後の総額は364億7618万6000円であります。

予算の内容につきまして、申し上げます。

8ページをお願いいたします。

（款）衛生費、（目）保健衛生総務費の補正額5414万9000円は、新型コロナウイルス感染症の第2波に備えて、医療体制の強化を図り、持続可能な診療体制を構築するため、当該交付金を活用し、鹿本医師会と市民医療センターが連携して取り組む発熱トリアージ外来の整備、また市民医療センター内の感染症病床の機能強化に取り組む病院事業会計への負担金でございます。

9ページになります。

（款）農林水産業費、（目）農業総務費の補正額3000万円は、感染症により影響を受け、経営悪化が懸念される農林業者に対する事業継続のための応援金です。法人に30万円、個人20万円を支給するものでございます。

次の（款）商工費、（目）商工振興費の脱コロナプレミアム商品券事業1億3350万円は、地方経済の活性化を図るため、商品券による消費喚起に取り組むものでございます。市民の方を対象に額面1万3000円の商品券を1万円で販売します。発行数は2万冊を予定しております。あわせて、65歳以上の方に対しましては、額面3000円の商品券を無償で配布いたします。こちらの発行数は約1万9000冊です。2つの商品券の額面総額は、合わせまして3億1700万円程度でございます。

次の中・小規模事業者事業継続応援事業2億3920万円は、経営悪化が懸念される

中小規模事業者に対する事業継続のための応援金です。卸売業、小売業、生活関連サービス業など、市民生活に欠かせないものやサービスを提供している業種を対象に、法人30万円、個人20万円を支給いたします。

次の（目）観光費の補正額4000万円は、影響を受けている地元経済、特に宿泊業、飲食業、小売業など、景気回復に向けて当該交付金を活用し行う消費喚起策や宿泊客を対象とした最大5000円の宿泊費割引など、誘客促進に取り組むものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

永田市民医療センター事務部長。

[市民医療センター事務部長 永田 臣司君 登壇]

○市民医療センター事務部長（永田 臣司君）

議案第60号 令和2年度山鹿市病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の対策強化に取り組むため、補正を行うものでございます。

1 ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出でございます。収入の（第1款）病院事業収益及び支出の（第1款）病院事業費用の既決予定額に、それぞれ1813万1000円を追加し、収益の総額を38億9447万円、費用の総額を38億5022万5000円とするものです。

2 ページをお願いいたします。

第3条、資本的収入及び支出です。収入の（第1款）資本的収入及び支出の（第1款）資本的支出の既決予定額に、それぞれ3601万8000円を追加し、収入総額を4億9501万8000円、支出総額を9億4293万9000円とするものです。

3 ページをお願いいたします。

第4条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第5条はたな卸資産購入限度額について、それぞれ改めるものです。

7 ページをお願いいたします。

補正予算の内容は、感染症の拡大防止策として、山鹿市及び鹿本医師会、市民医療センターの連携による発熱トリアージ外来の設置の運営、感染症防止のための施設設備の充実及び医療提供体制の維持に取り組むものでございます。

以下、実施計画によりご説明いたします。

収益的収入の収入及び支出のうち、下段の支出についてご説明いたします。

支出の（項）医業費用、補正予定額1813万1000円は、疑いを含みます新型コロナ

ウイルス感染症患者に対応した医師、看護師等の手当及び防護服ほか、必要備品の整備に要する経費でございます。

8 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出のうち、支出についてご説明いたします。

支出の（項）建設改良費の補正予定額3601万8000円は、発熱トリアージ外来の設置に要する経費及び感染症病床で使用します患者モニター等の医療機器の整備、また感染症で入院された際、患者用として使用したりネン、寝具類を消毒・洗濯する熱水洗濯設備等の設備に要する経費でございます。

なお、発熱トリアージ外来につきましては、市民医療センターの敷地内に仮設のテントを設置し、鹿本医師会の先生方が交替で診察を担当されます。対象患者は、地域の医療機関から発熱等で感染症が疑われる方の予約制でございます。診察の結果によって、保健所、またはかかりつけの医療機関、またはその他の対応可能な医療機関へトリアージ、振り分けを行われることとなります。感染者と一般患者の接触機会を減らすことによる感染拡大の防止及び疑い患者の集約による効率化、あわせまして地域医療機関の負担軽減を図ることを目的として実施するものです。今後、山鹿市及び医療圏域における感染症の発生、第2波等を見据え、体制を整えることとしております。

以上、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

議案第61号 工事請負契約の締結につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、山鹿市防災行政無線施設（同報系）拡張整備工事の請負契約について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるため、提案するものでございます。

契約の目的は、山鹿市防災行政無線施設（同報系）拡張整備工事でございます。

契約の方法は、一般競争入札であります。

契約の金額は、9億1300万円です。

契約の相手方は、熊本市中央区水道町8番6号、日本電気株式会社熊本支店、支店長、八木 克哉です。

次のページをお願いします。

工事の場所は、山鹿市内山鹿地区及び鹿本地区です。

工事の概要は、本庁舎内の親局設備改修一式、その他記載のとおりでございます。

工期は、本契約の成立日の翌日から令和4年3月31日までです。  
以上で、説明を終わります。

○議長（永田 健君）

この際、議案審査のため、暫時休憩いたします。

午前10時49分 休憩

○

午後1時29分 開議

○議長（永田 健君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、ただいま議題となっております全案件について質疑を行います。  
発言の通告があつておりますので、発言を許します。芋生 よしや君。

[3番 芋生 よしや君 登壇]

○3番（芋生 よしや君）

議席番号3番、日本共産党の芋生 よしやです。

第1弾に続き、新型コロナ対策第2弾を主とした補正予算が提案されました。市長が、感染拡大防止、市民の命と健康を守ること、社会的活動に係る緊急支援に立ち向かうことの具現化が進んできたと思います。私は、一刻も早く支援を待ち望む市民を代表して質疑を行いたいと思います。

まず、議案第59号の対策費4億9684万9000円のうち、地方創生臨時交付金2億5241万3000円を活用するとのことですが、残りの2億4443万6000円の財源はどうなっていますか。

また、農林業継続応援事業、中・小規模事業者事業継続応援事業について、簡素な手続や速やかな支給が求められております。手続の簡素化、速やかな支給ができるのでしょうか。

持続化給付金、県の支援金が給付の支給要件となっております。持続化給付金につきましては、申請にも手間取り、また支給も進んでいないという状況があります。山鹿市民、一刻も早く支給を待つ事業者には、これは不要な要件ではないかと考えるのですが、いかがでしょうか。

3つ目、第1弾に引き続き965件が対象となり、事業所2200件のうち66%まで支援が広げられてきました。残り33%、700件余りの事業所につきましては、状況把握ができているのでしょうか。支援をどう考えていらっしゃるのでしょうか。

4つ目、プレミアム商品券につきましては、一番直近で行われておりましたプレミアム商品券は、まず購入するための現金がないと利用が伸びなかったのではありませんでしたか。厳しくなっている世帯にまず支援が届くことが必要なのではない

でしょうか。この点の配慮はあるのでしょうか。

5つ目に、消費喚起キャンペーン・プロモーションなどの事業については、実施に向けての相談や支援はできるのでしょうか。

そして、議案第60号 令和2年度山鹿市病院事業会計補正予算（第1号）、発熱トリアージ外来の体制に当たるのは鹿本医師会医師、看護師ほかとなっています。どこも通常業務体制がいっぱいいっぱいだと考えますが、補充ができるのでしょうか、この体制の状況についてお伺いいたします。

○議長（永田 健君）

これより、執行部の答弁を求めます。木下総務部長。

[総務部長 木下 実君 登壇]

○総務部長（木下 実君）

芋生議員のご質疑にお答えいたします。

今回の補正で充当いたしております2億4443万6000円、一般財源につきましては、令和元年度から繰り越しを行っております繰越金で対応することといたしております。

以上、お答えいたします。

○議長（永田 健君）

早田経済部長。

[経済部長 早田 順二君 登壇]

○経済部長（早田 順二君）

芋生議員の質疑にお答えいたします。

まず、農林業継続応援事業、中・小規模事業者事業継続応援事業について、中・小規模事業者事業継続応援事業につきましては、補正2号の観光産業事業継続応援金と同じ、20%以上の減少を対象としております。現在、観光産業の応援金の申請を受け付けておりますが、特段、事務手続等に問題なく進んでおるところでございます。

次に、農林業継続応援事業につきましては、農林業においては、今回、緊急事態宣言に伴う休業要請はなく、生産活動は通常どおり行われております。また、台風や日照不足などの気象条件や豊作・不作、病害虫による被害など、さまざまな要因により価格が変動し、毎年のようにいずれかの作物で1、2割程度の増減があるため、20%以上の減少とすると対象者が一気に増加し、新型コロナの影響によるものか判断が難しくなるという現状でございます。さらに、農林業においては、今後も国からの支援も見込まれておりますし、そのため県の事業継続支援金の基準、前年同月比30%以上の減少に合わせたものでございます。国は5月1日から、県は5月

26日から申請受付を開始しており、サポートセンターの設置や説明会も始まっております。今後、県では鹿本地域振興局に窓口が設置される予定ですので、市としましては、県と連携しながら農林業者の相談対応を充実させるとともに、速やかに支給できるよう周知対応を図ってまいります。

次に、第1弾及び第2弾で対象とならなかった事業所について、お答えをいたします。

新型コロナの感染拡大に対し、3密や不要不急の会議等を回避するよう要請がなされる中、新聞やテレビ、インターネット等からできるだけ多くの情報を入手し、対応に努めております。今回は、市内の中小規模事業所の事業継続を応援する目的で、一定の政策的な線引きを行い、一部の業種に対して支援を行うこととしましたが、今後、第2波、第3波が発生するような状況になれば、追加や拡大も含めた対応も必要になってくると思われまます。今後、より慎重な状況の見きわめを行い、対応してまいりたいというふうに考えます。

続きまして、プレミアム商品券についてお答えいたします。

脱コロナプレミアム商品券につきましては、本事業が消費活動を活発にし、景気回復を後押しするために実施するものであるため、スピーディーでより大きな消費を生み出すことが求められると考え、今回は1000円券を基本とし、30%のプレミアムを乗せた額面1万3000円の商品券を1万円で販売することといたしました。3000円券の発行も検討いたしましたが、前回、平成27年度でございましたけども、そのときの商品券事業ではなかなか逆に低い金額のほうが販売が芳しくなかったということ、またほかの自治体でも1万円で販売例があることも踏まえ、総合的に判断いたしまして、額面1万3000円の商品券1種類としたところでございます。

最後に、消費喚起のキャンペーン・プロモーションなどの事業については、既に観光協会や商工関係団体等と調整を進めており、新型コロナの収束状況や消費者マインド、国や県等の大型キャンペーンの動向にも十分留意しながら、最も効果的な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（永田 健君）**

永田市民医療センター事務部長。

[市民医療センター事務部長 永田 臣司君 登壇]

**○市民医療センター事務部長（永田 臣司君）**

芋生議員の発熱トリージ外来についての質疑にお答えいたします。

発熱トリージ外来の計画に至ります経緯につきましては、鹿本医師会、山鹿市、山鹿保健所、市民医療センターの4者で、感染症対策について協議を行った上で計



画されたものでございます。医師、看護師の体制につきましては、今後、また鹿本医師会において調整されるものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[ 3 番 芋生 よしや君 登壇 ]

○ 3 番（芋生 よしや君）

今後も、まだ新型コロナがどういう状況になるかはわかりません。引き続き、市民の声をしっかり受けとめ、また事業所関連もそれぞれの団体、また個人になるかもしれませんが、声を多く聞いていただき、引き続きの支援をお願いしたいと思います。

今、発熱トリアージ外来のところなんですけども、鹿本医師会が対応していくということで、通常業務でいっぱいだと考えておりますので、その体制がちょっと心配だったんですけど、そこの辺りが答弁としてわかりませんでしたので、もう一度確認したいのですが、お答えいただけますか。

○議長（永田 健君）

執行部の答弁を求めます。永田市民医療センター事務部長。

[市民医療センター事務部長 永田 臣司君 登壇]

○市民医療センター事務部長（永田 臣司君）

芋生議員の質疑にお答えいたします。

今後の医師、看護師の体制につきましては、医師会内において当番制をとっていただくように体制を今後とっていただくというところで、これからの調整になってくるものとなっておりますので、今後、市民医療センターと医師会との協議を詳細に詰めていきながら、計画を立てていくこととなります。

以上です。

○議長（永田 健君）

芋生君。

[ 3 番 芋生 よしや君 登壇 ]

○ 3 番（芋生 よしや君）

今の答弁を伺いますと、これから医師会とも十分協議をしていくために、他の医療体制や業務について、余り支障がないようなことを実施していくということによるらしいですね。

皆さんも本当にいろいろ考えて、いろんな策を打ち出してこられました。また、山鹿市が妊産婦に対して、赤ちゃんに対して、1人10万円というのが、今、全国で

すごく広がっている情報が来ています。やはり、市民の皆さんの本当に厳しいところにしっかりと合致できるような体制、また感染が発症しないような感染防止を、私たちが十分気をつけていきたいと思いますので、ともに市民の声をもとに、これからは努力をしていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（永田 健君）

以上で、芋生君の質疑は終了しました。

これをもちまして、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

ご異議なしと認めます。よって、委員会付託は省略することに決しました。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田 健君）

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

議案第59号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第60号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第61号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（永田 健君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

----- ○ -----

閉 会

○議長（永田 健君）

これもちまして、本議会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。よって、令和2年（第3回）山鹿市議会6月定例会を閉会いたします。

午後1時46分 閉会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市議会議長 永 田 健

山鹿市議会議員 堀 茂 幸

山鹿市議会議員 池 田 誠 一